



# 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2026年6月

**i GRID**  
SOLUTIONS

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,622,811千円（見込額）の募集及び株式5,716,565千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,143,810千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年6月25日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

東京都港区虎ノ門二丁目4番7号

本ページ及びこれに続く写真・図解等は、当社の状況等を要約・作成したものです。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

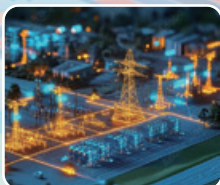
## Vision

# グリーンエネルギーが めぐる世界の実現

再エネを **創り・使う**



再エネを **制御する**



再エネを **繋ぐ**



再エネを **送る**

R.E.A.L.  
New Energy Platform  
独自のAI  
プラットフォーム

「独自のAIプラットフォーム」を中核に据え、  
多数の再エネ発電所と需要家を繋ぐネットワークを構築。  
これにより、社会に大きなインパクトを与える  
GX（グリーントランスフォーメーション）を実現し、  
大きな事業成長を追求します。

# 事業の内容

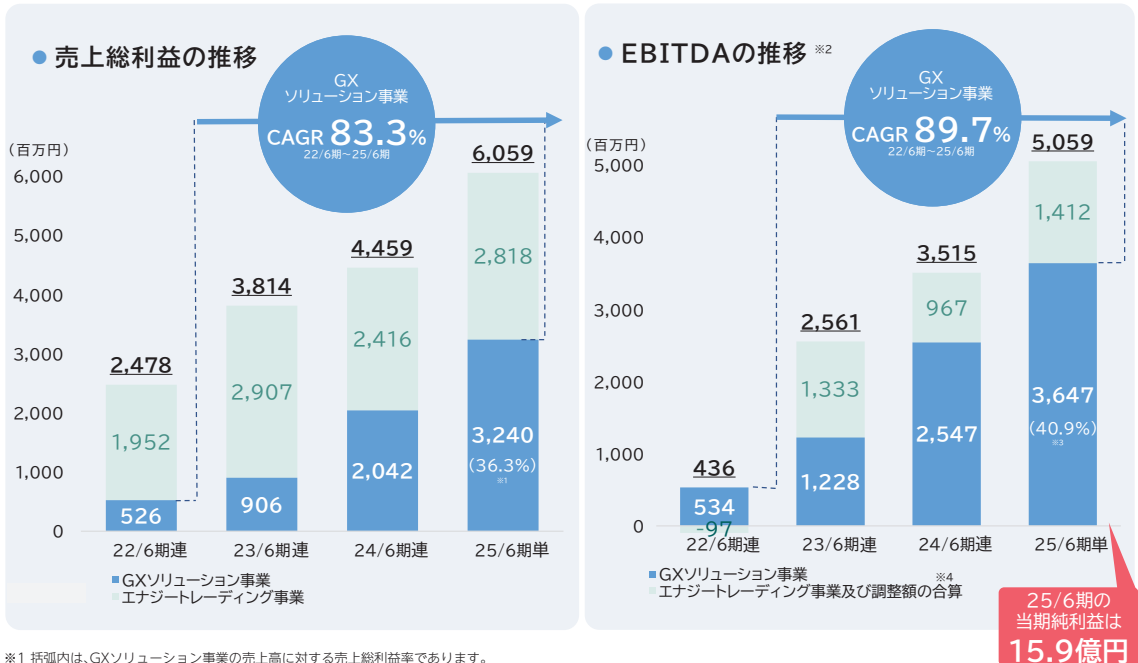
## 事業セグメント

当社の事業は「GXソリューション事業」、「エナジートレーディング事業」の2本柱からなり、両事業は相互にシナジーのある不可分の事業となっています。



## 当社の事業の特徴

余剰電力循環スキーム等の固有の強みを持ってオンサイトPPAを大きく展開している当社は、着実に事業基盤を拡大しており、25/6期実績ではGXソリューション事業で35億円超、全社で50億円超のEBITDAを創出しています。



※1 括弧内は、GXソリューション事業の売上高に対する売上総利益率であります。

※2 セグメントEBITDAは、セグメント営業利益+セグメント減価償却費(売上原価・販管費)+セグメントのれん償却費にて算出しております。

※3 括弧内は、GXソリューション事業の売上高に対するEBITDA比率であります。

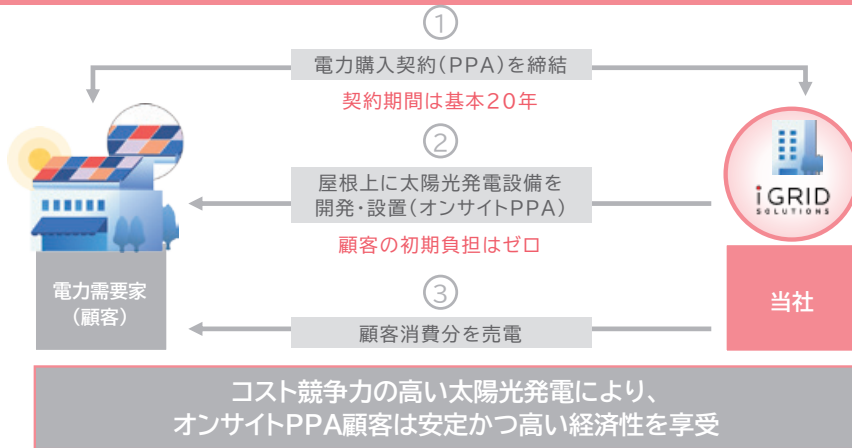
※4 「調整額」とは、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない主に管理部門等に係る費用であり、合算前の数値は本資料の重要な指標をご覧ください。

※5 当社は2024年7月1日付で完全子会社を吸収合併し、子会社がありませんので、25/6期は連結財務諸表を作成していません。

## ■ オンサイトPPAとは

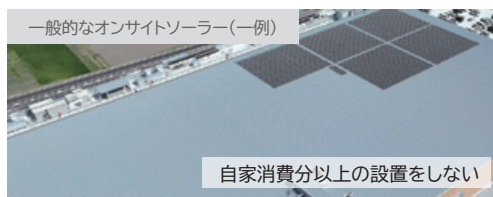
当社事業の根幹を成すのは、「オンサイトPPA」と呼ばれる電力供給の仕組みです。これは電力需要家（顧客）の初期負担ゼロで発電事業者がオンサイトソーラー（屋根上の太陽光発電設備）を設置し、発電電力のうち顧客消費分を顧客へ売電するものであり、当社はオンサイトPPAで大きなプレゼンスを有していると自負しております。

### PPA(Power Purchase Agreement: 電力購入契約)が選ばれる理由



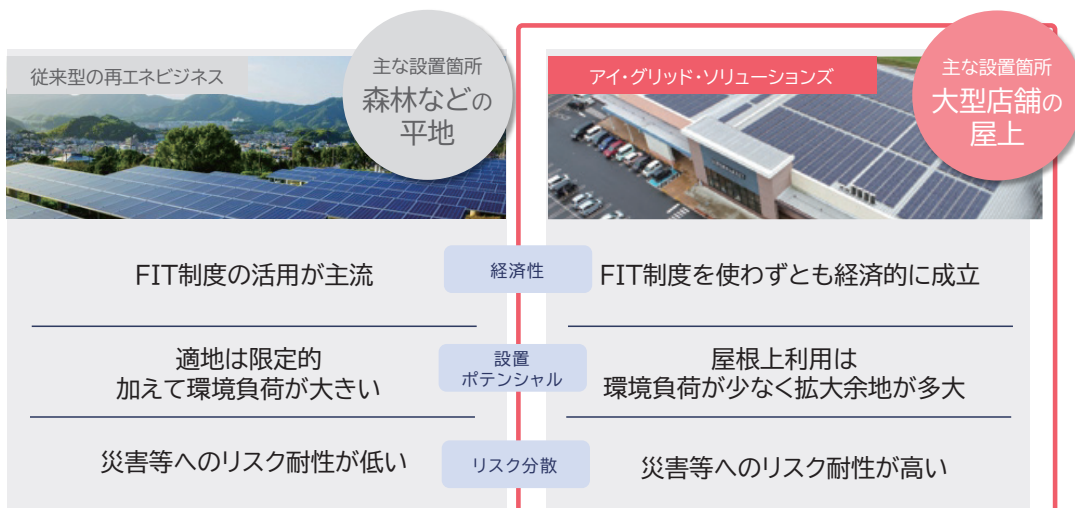
## ■ アイ・グリッド・ソリューションズ固有の「余剰電力循環スキーム」

当社独自のAIプラットフォーム「R.E.A.L. New Energy Platform」を利用して余剰電力を活用する仕組みを「余剰電力循環スキーム」と呼んでおり、施設に設置するオンサイトソーラー容量の最大化、施設への安価な再エネの供給、余すことのない再エネ利用量の最大化等、大きなメリットを生み出します。余剰電力循環スキームは当社の大きな競争優位性であると認識しております。



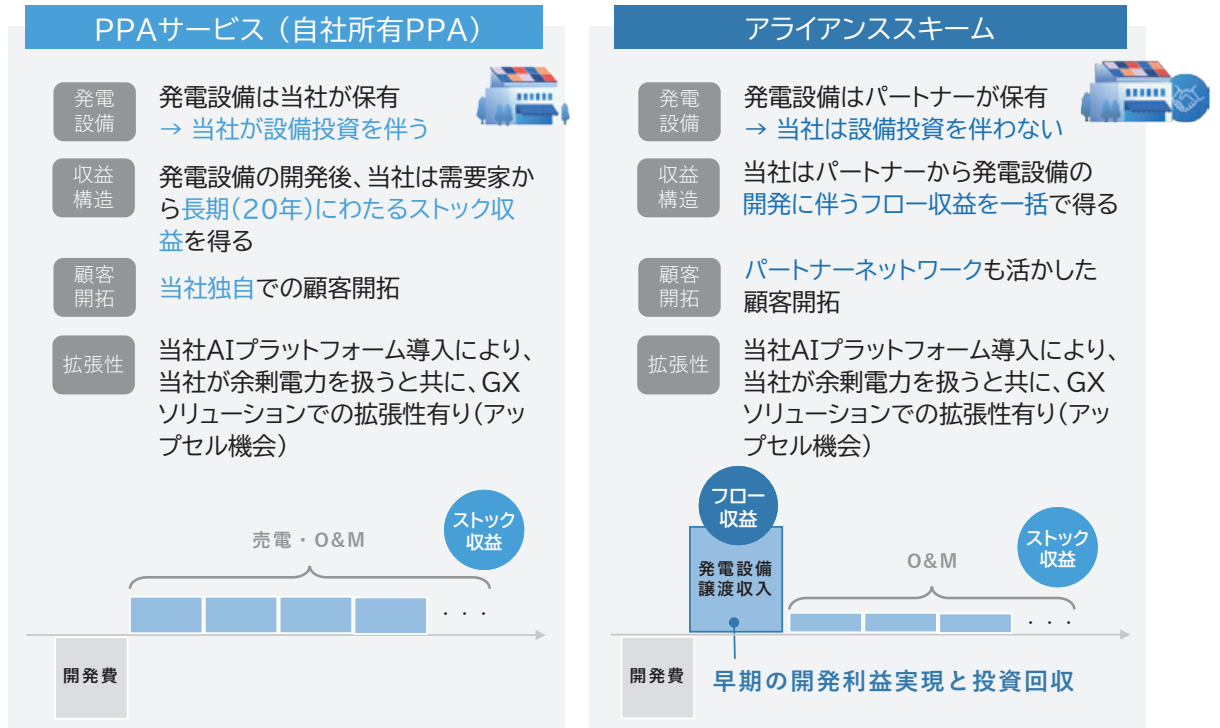
## ■ FIT制度(固定価格買取制度)を前提としない事業モデル

当社はFIT制度等の国策に依存せず、顧客へのサービス・付加価値提供から成り立つ事業を展開しております。



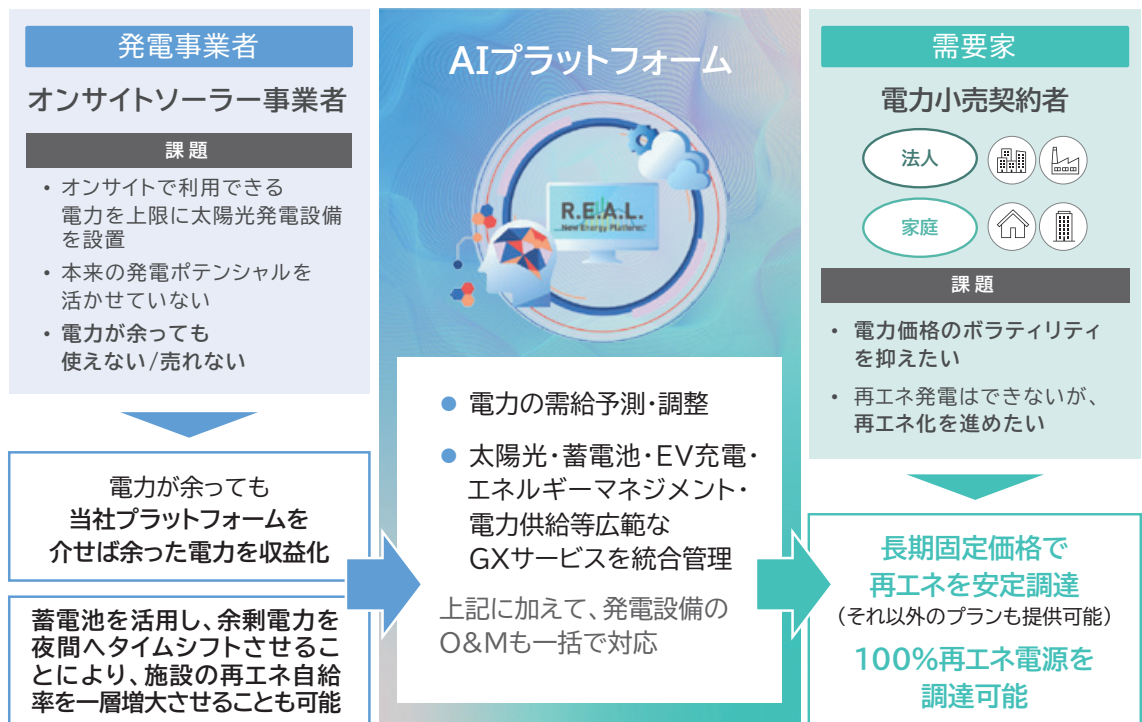
## ■ アライアンススキームによる成長性の加速フェーズ

PPAサービスで培ったノウハウや実績に基づき、アライアンススキームを組成、これによりアセットライトかつ早期収益化による成長が加速しています。PPAサービスでの安定したストック収益に加え、アライアンススキームのフロー収益により利益成長を実現しています。



## ■ 固有のAIプラットフォームが実現する優位性

当社独自のAIプラットフォーム「R.E.A.L. New Energy Platform」は、約20年にわたり8,000以上の施設で蓄積した電力使用量データと、省エネSaaSの運営ノウハウを基に開発されたAIであり、日々進化を続けています。これにより、複雑な余剰電力量を高精度に予測することが可能となり、余剰電力循環スキームの実現に加え、アライアンスパートナーとの提携や電カメニューの開発を支えています。



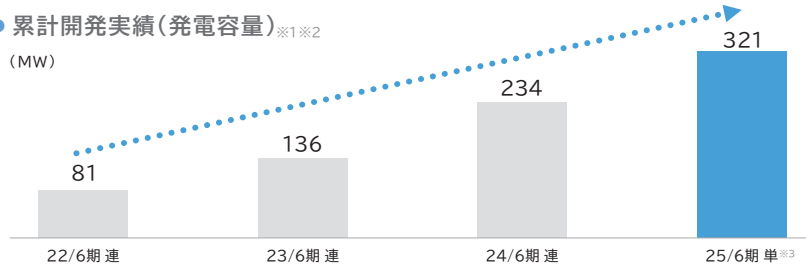
# 成長戦略

## 開発実績

当社は22/6期～25/6期にわたって年平均成長率約6割のペースでオンサイトPPAの発電容量を積み上げてきております。巨額の投資を伴う大型再エネ発電所の開発では、特定の開発案件の成否が大きな事業上のリスクとなるのが一般的ですが、当社では常時多数の中小型発電所開発を手掛けており、特定の開発案件の成否に当社全体の業績が左右されることはありません。2026年3月末時点で、当社は373施設の契約済オンサイトソーラー開発案件を抱えており、常時多数の開発案件を抱えていることに加えて、案件の地域的分散も相まって、安定的に発電容量の積み上げ及び事業成長を追求することができそうです。

オンサイトソーラー開発実績 **1,461** 施設 / **390** MW <sup>※1※2</sup>  
2026年3月末時点

● 累計開発実績(発電容量) <sup>※1※2</sup>  
(MW)



CAGR  
**58%**  
22/6期-25/6期

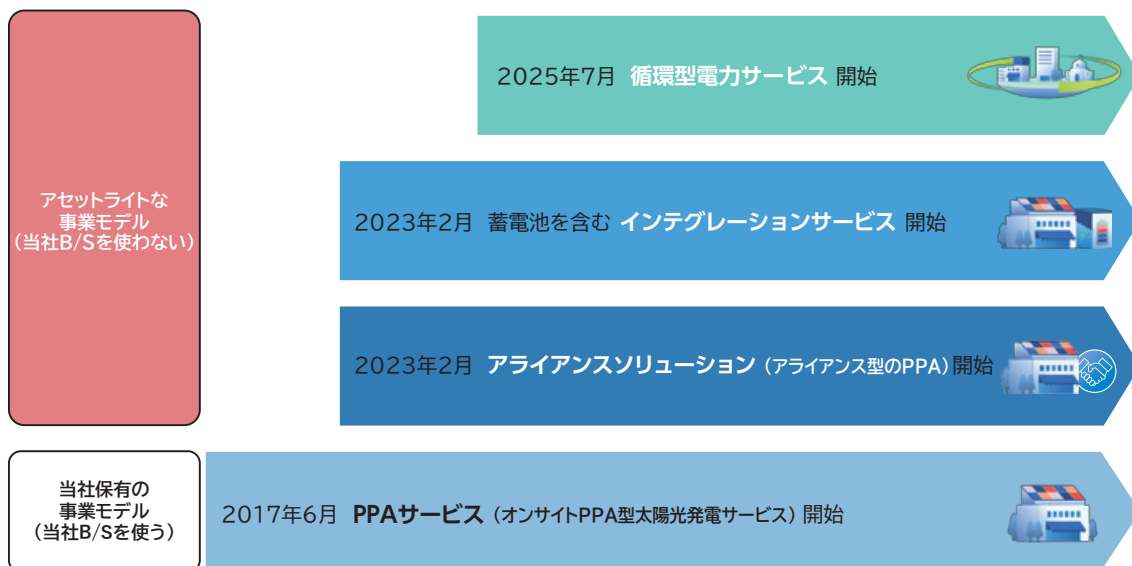
※1 実績数値にはアライアンスソリューションの実績も含まれます。

※2 開発施設の発電容量累計は、PPA以外の太陽光発電所の開発実績(23/6期 2MW、24/6期 9MW、25/6期 21MW)を含みます。

※3 当社は2024年7月1日付で完全子会社を吸収合併し、子会社がありませんので、25/6期は連結財務諸表を作成していません。

## 当社のB/Sを制約としない、アセットライトな成長の加速

当社が太陽光発電設備(アセット)を保有する「PPAサービス」に加えて、アライアンスパートナーがアセットを保有する「アライアンスソリューション」、顧客等の初期投資負担によってオンサイトソーラーや蓄電池等を設置する「インテグレーションサービス」として、当社B/Sを制約としないアセットライトな事業モデルを展開しております。これらは、当社での設備投資負担を軽減しながら、案件開発時に一括で開発報酬等を得るフロー型収益重視の事業モデルであり、当社の利益成長に資するものです。また、2025年7月に開始した「循環型電力サービス」は、余剰電力を集約し、地域内の他施設等へ長期にわたって供給する電力シェアリングサービスであり、アセットライトな事業モデルがさらに拡大しております。



当社保有の事業モデル (当社B/Sを使う)

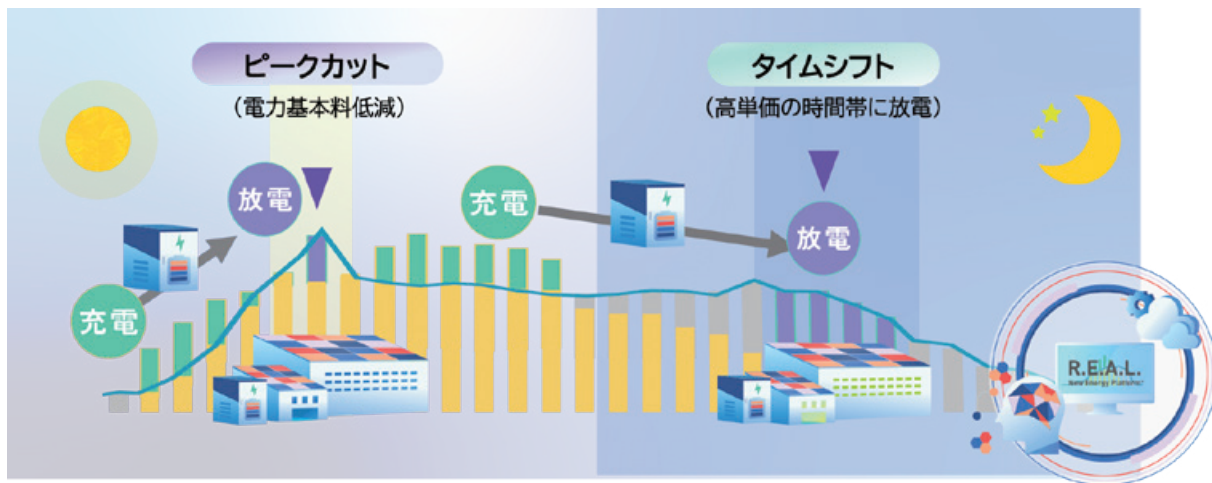
2017年6月 PPAサービス (オンサイトPPA型太陽光発電サービス) 開始

## ■ インテグレーションサービスによるオンサイトソーラー×蓄電池の展開

「インテグレーションサービス」は、顧客等の初期投資負担によってオンサイトソーラーや蓄電池等を設置し、当社は開発管理・機器調達に関するフロー収益を一括で受領するものです。

例えば、蓄電池をオンサイトソーラーに組み合わせて導入した場合、日中に生み出された再生エネのうち、自家消費に充当されなかった余剰電力を、蓄電池を通じて夜間へタイムシフトさせることにより、施設における再生エネ利用率（再生エネ自給率）を一層増大させることができます。その他、電力使用量の多い時間に蓄電池から放電することで電力系統からの買電量を減らす（ピークカット）ことにより、電力系統から購入する電力料金（電力基本料）を低減させることも可能となります。

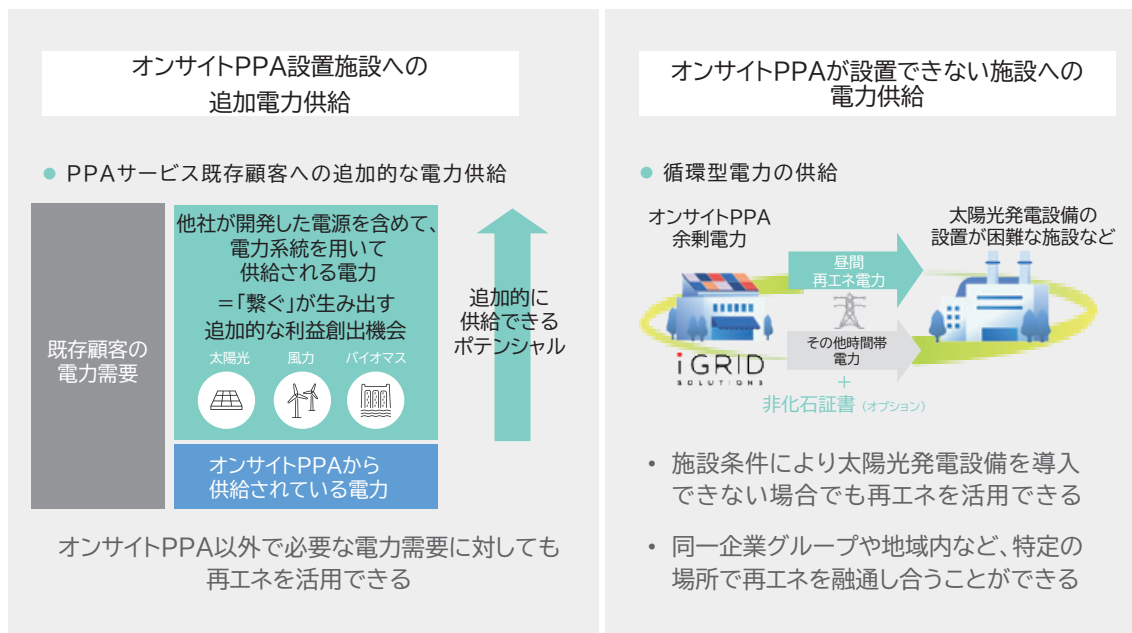
■ 発電量(自家消費) ▲ 電力使用量 ■ 系統購入 ■ 余剰電力(蓄電池充電量) ■ 蓄電池放電量



## ■ 「繋ぐ」と「循環型電力」による追加的な利益創出機会

インテグレーションサービスによる蓄電池の導入等、GXソリューション事業における追加提案に加えて、エナジートレーディング事業（電力系統を用いた電力小売）も手掛ける当社では、オンサイトPPA以外の再生エネ供給も可能です。再生エネを「繋ぐ」ことで、既存顧客基盤のみでも追加的な利益創出機会を有していると考えています。

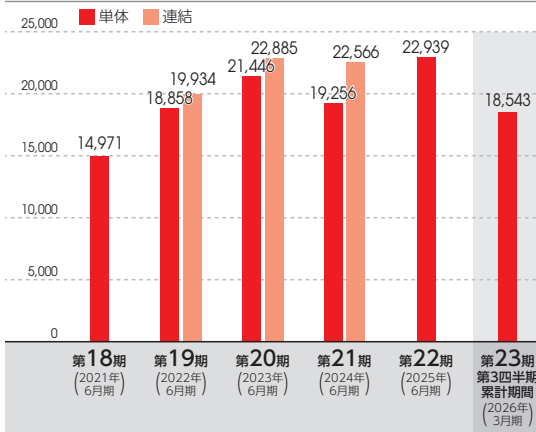
また、「循環型電力」によって、構造上の理由や賃貸条件等で太陽光発電設備の設置が困難な施設に対しても余剰電力を提供可能です。



# 業績等の推移

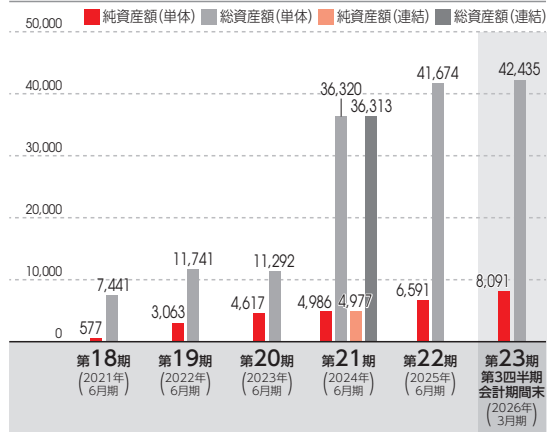
## ● 売上高

(単位:百万円)



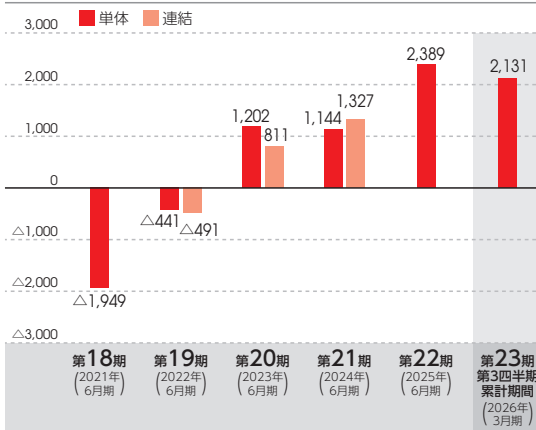
## ● 純資産額／総資産額

(単位:百万円)



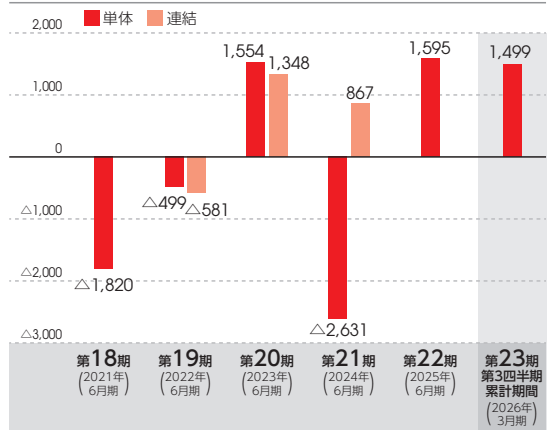
## ● 経常利益又は経常損失(△)

(単位:百万円)



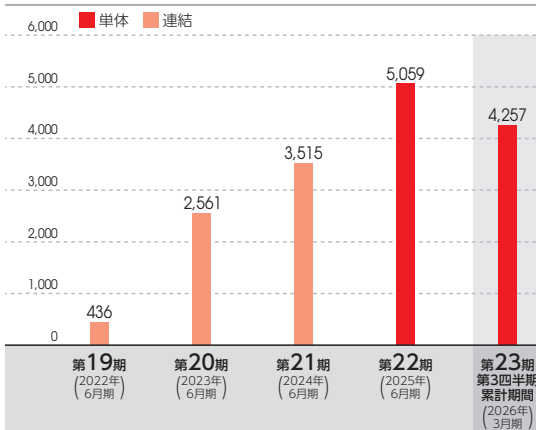
## ● 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)/当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

(単位:百万円)



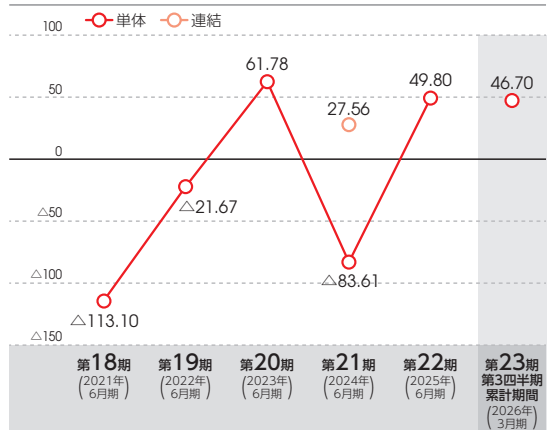
## ● EBITDA

(単位:百万円)



## ● 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 1. EBITDA = 営業利益 + 減価償却費(売上原価・販管費) + のれん償却費  
 2. 2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の分割を行っておりますので、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。なお、第18期、第19期及び第20期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。  
 3. 当社は2024年7月1日付で完全子会社を吸収合併し、子会社がありませんので、第22期及び第23期第3四半期累計期間は連結財務諸表を作成しておりません。なお、「売上高」、「経常利益又は経常損失」及び「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」の第19期及び第20期の連結の数値及びEBITDAについては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。  
 4. 第21期単体は、連結子会社でありました株式会社VPP Japanを吸収合併したことによる抱合せ株式消滅差損を計上したことにより当期純損失となっております。

# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	9
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	11
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	12
募集又は売出しに関する特別記載事項	13
第二部 企業情報	15
第1 企業の概況	15
1. 主要な経営指標等の推移	15
2. 沿革	18
3. 事業の内容	20
4. 関係会社の状況	27
5. 従業員の状況	28
第2 事業の状況	29
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	29
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	38
3. 事業等のリスク	40
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	48
5. 重要な契約等	57
6. 研究開発活動	58
第3 設備の状況	59
1. 設備投資等の概要	59
2. 主要な設備の状況	60
3. 設備の新設、除却等の計画	61
第4 提出会社の状況	62
1. 株式等の状況	62
2. 自己株式の取得等の状況	74
3. 配当政策	75
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	76

第5	経理の状況	94
1.	連結財務諸表等	95
(1)	連結財務諸表	95
(2)	その他	125
2.	財務諸表等	126
(1)	財務諸表	126
(2)	主な資産及び負債の内容	168
(3)	その他	169
第6	提出会社の株式事務の概要	175
第7	提出会社の参考情報	176
1.	提出会社の親会社等の情報	176
2.	その他の参考情報	176
第四部	株式公開情報	177
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	177
第2	第三者割当等の概況	180
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	180
2.	取得者の概況	182
3.	取得者の株式等の移動状況	183
第3	株主の状況	184
	〔監査報告書〕	187

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
【英訳名】	i GRID SOLUTIONS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋田 智一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目4番7号
【電話番号】	03-3230-1280
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 大野 秀二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目4番7号
【電話番号】	03-3230-1280
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 大野 秀二
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,622,811,500円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 5,716,565,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,143,810,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	2,689,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2026年6月25日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2026年7月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 上記とは別に、2026年6月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,611,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

2026年7月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2026年7月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	2,689,000	1,622,811,500	878,227,400
計（総発行株式）	2,689,000	1,622,811,500	878,227,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年6月25日開催の取締役会決議に基づき、2026年7月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（710円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,909,190,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2026年7月21日(火) 至 2026年7月24日(金)	未定 (注) 4.	2026年7月28日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年7月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年7月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年7月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年7月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年6月25日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年7月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年7月29日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2026年7月13日から2026年7月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,689,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年7月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	2,689,000	—

- (注) 1. 引受株式数については、2026年7月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日（2026年7月17日）に元引受契約を締結する予定であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,756,454,800	34,000,000	1,722,454,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(710円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,722,454千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,052,305千円とあわせて手取概算額合計上限2,774,760千円を、以下に充当する予定であります。

なお、各項目の合計として、設備投資及び関連費用に2,409,937千円を、運転資金(人材採用・教育研修費用及び外部コンサルティング費用)に364,823千円を充当する予定であります。

#### ①設備投資及び関連費用

当社は今後もPPAサービスの更なる事業拡大を企図しており、そのために必要な設備投資及び関連費用のために1,553,937千円(2027年6月期に750,000千円、2028年6月期に803,937千円)を充当する予定であります。

また、各種商材やプラットフォームのサービス向上のための強化、新規商材のシステム開発、基幹システム導入によるコーポレート機能や自社オペレーション強化等を継続していく方針であります。従来よりシステム開発に資金を投入しておりますが、システム開発費用のためにさらに856,000千円(2027年6月期に438,000千円、2028年6月期に418,000千円)を充当する予定であります。

#### ②人材採用・教育研修費用

当社は、従来より人材の採用と研修に注力しておりますが、継続的な成長のため、人材採用と教育研修の費用として、さらに292,823千円(2027年6月期に140,987千円、2028年6月期に151,836千円)を充当する予定であります。なお、上述の時期までに充当できなかった場合は、2029年6月期までに全額を充当する予定であります。

#### ③外部コンサルティング費用

当社は、事業拡大に伴い業務オペレーション負荷が増大することを想定し、人材採用による負荷分散だけでなく、情報連携や効率化の推進による負荷低減を行う方針であります。そのため、業務改善に関するコンサル費用として72,000千円(2027年6月期に42,000千円、2028年6月期に30,000千円)を充当する予定であります。なお、上述の時期までに充当できなかった場合は、2029年6月期までに全額を充当する予定であります。

また、上記調達資金につきましては、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年7月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	8,051,500	5,716,565,000	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力株式会社 2,600,000株 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 株式会社シグマックス・ホールディングス 1,750,000株 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー 芙蓉総合リース株式会社 550,000株 東京都渋谷区宇田川町15番1号 渋谷パルコDGビル DGりそなベンチャーズ1号投資事業 有限責任組合 500,000株 東京都中央区銀座八丁目13番1号 J A三井リース株式会社 406,500株 東京都荒川区東尾久四丁目16番12号 株式会社日商インターライフ 400,000株 静岡県静岡市清水区入船町11番1号 鈴与商事株式会社 235,000株 東京都千代田区麹町三丁目2番地 WMグロース3号投資事業有限責任組合 165,000株 東京都練馬区 中島 丈俊 150,000株 和歌山県和歌山市中之島2249番地 紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合 150,000株 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 150,000株

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				大阪府大阪市西成区 堤 郁子 130,000株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第4号投資事業 有限責任組合 125,000株 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社 125,000株 京都府京都市左京区 山下 憲明 110,000株 東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階 イノベーション・エンジンPOC投資事業 有限責任組合 85,000株 東京都品川区北品川五丁目1番18号 オークファンインキュベート1号投資事業 有限責任組合 80,000株 東京都世田谷区 本多 聡介 60,000株 福島県郡山市方八町一丁目1番39号 株式会社ニラク 60,000株 岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階 ちゅうぎんインパクトファンド投資事業 有限責任組合 45,000株 岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階 ちゅうぎんインフィニティファンド2号 投資事業有限責任組合 45,000株 大阪府枚方市 東 祐司 40,000株 東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階 イノベーション・エンジンPOC第2号 投資事業有限責任組合 20,000株 神奈川県三浦郡葉山町 田丸 浩昭 10,000株

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				埼玉県蕨市 依田 和也 10,000株
				広島県福山市 升田 純江 10,000株
				兵庫県西宮市 諸井 通晃 10,000株
				京都府京都市北区 柴田 千鶴子 10,000株
				京都府京都市右京区 今村 雅宏 5,000株
				京都府京都市中京区 西本 悦子 5,000株
				京都府京都市上京区 渡辺 房子 5,000株
				大阪府豊中市 加藤 孝治 5,000株
計(総売出株式)	—	8,051,500	5,716,565,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）される予定であります。なお、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026年7月17日）に決定されます。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数8,051,500株には、日本国内における販売（以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数8,051,500株は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2026年7月17日）に決定されます。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（710円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。

7. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
伊藤忠商事株式会社	取得株数500,000株を上限として要請を行う予定であります。	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくため
Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	取得金額3億円を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

8. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
9. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
10. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2026年 7月21日(火) 至 2026年 7月24日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券  東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社  東京都千代田区麴町一丁目 4番地 松井証券株式会社  岡山県岡山市北区本町2番 5号 中銀証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年7月17日)に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,611,000	1,143,810,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 1,611,000株
計(総売出株式)	—	1,611,000	1,143,810,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,611,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（710円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2026年 7月21日(火) 至 2026年 7月24日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊藤忠商事株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,611,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,611,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2026年8月26日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2026年7月10日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2026年7月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2026年7月29日から2026年8月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である伊藤忠商事株式会社、売出人である芙蓉総合リース株式会社、J A三井リース株式会社、本多聡介、鈴与商事株式会社、中島丈俊、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社ニラク、ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合、オークファンインキュベーター1号投資事業有限責任組合、東祐司、田丸浩昭、依田和也、升田純江及び今村雅宏、当社株主であるTHE FUND投資事業有限責任組合、E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合、東急不動産株式会社、秋田智一、片山晃、山口貴弘、東京センチュリー株式会社、株式会社ウエストエネルギーソリューション、井上北斗、川野裕介、株式会社サンベルクス、IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合、千代藤隆一、株式会社いちい、ウェルジャパン株式会社、株式会社アンツビズシェア及び株式会社インフォランス並びに当社新株予約権者であるコタエル信託株式会社、中田裕之、加田木太朗、岩崎哲、大崎亜紀、大野秀二、中村宏、那須智仁及び当社従業員7名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年1月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式（当社新株予約権を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年6月25日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2026年6月25日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) 株式の種類	当社普通株式
(2) 売出数	未定 （売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。）
(3) 売出価格	未定 （「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1. と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。）
(4) 引受価額	未定 （日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。）
(5) 売出価額の総額	未定
(6) 株式の内容	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
(7) 売出方法	下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を野村証券株式会社の関連会社等を通じて、海外販売いたします。
(8) 引受人の名称	「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の引受人
(9) 売出しを行う者の氏名又は名称	「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人
(10) 売出しを行う地域	欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）
(11) 受渡年月日	2026年7月29日（水）
(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	株式会社東京証券取引所

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第21期
決算年月	2024年6月
売上高 (千円)	22,566,710
経常利益 (千円)	1,327,533
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	867,705
包括利益 (千円)	885,871
純資産額 (千円)	4,977,140
総資産額 (千円)	36,313,453
1株当たり純資産額 (円)	△81.59
1株当たり当期純利益 (円)	27.56
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	13.7
自己資本利益率 (%)	21.7
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,828,432
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△9,557,410
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,862,372
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	2,922,467
従業員数 (名)	113

- (注) 1. 1株当たり純資産額については、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数（当社グループ外から当社グループへの出向者、退職者、契約社員を含んでおります。）であります。  
なお、平均臨時雇用者数は、臨時従業員であるパートタイマー、アルバイトの総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 投資活動によるキャッシュ・フローは、主にPPAサービスにおける太陽光発電設備等の有形固定資産取得によりマイナスとなっております。
6. 前連結会計年度（第21期）の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
7. 当社は、2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
売上高 (千円)	14,971,025	18,858,897	21,446,376	19,256,537	22,939,003
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,949,749	△441,109	1,202,797	1,144,176	2,389,312
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,820,302	△499,004	1,554,593	△2,631,957	1,595,584
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	103,751
発行済株式総数					
普通株式 (株)	2,740	2,740	2,740	2,740	32,110,000
A種優先株式	800	2,293	2,293	2,293	—
B種優先株式	—	—	—	1,364	—
純資産額 (千円)	577,382	3,063,409	4,617,810	4,986,527	6,591,846
総資産額 (千円)	7,441,515	11,741,289	11,292,316	36,320,334	41,674,007
1株当たり純資産額 (円)	△288,902.72	△302,540.91	6,300.95	△81.30	205.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△565,487.06	△108,361.51	308,880.11	△83.61	49.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.8	26.1	40.9	13.7	15.8
自己資本利益率 (%)	—	—	40.5	—	27.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	4,634,055
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△4,764,131
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	2,422,040
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	5,214,432
従業員数 (名)	71	81	59	111	131

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 第18期、第19期及び第21期の1株当たり純資産額については、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
3. 第20期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第18期、第19期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、第18期、第19期及び第21期については当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を行っていないため、記載しておりません。
7. 第18期、第19期及び第20期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、また、第21期は連結財務諸表を作成しているため、それぞれキャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員数（出向者、休職者、契約社員を含んでおります。）であります。  
なお、平均臨時雇用者数については、臨時従業員であるパートタイマー、アルバイトの総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第18期は、エナジートレーディング事業における電力卸売市場価格の高騰により売上原価が増加したため、第19期は、エナジートレーディング事業における新規顧客獲得による費用が増加したため、当期純損失となっております。また、第21期は、連結子会社でありました株式会社VPP Japanを吸収合併したことによる抱合せ株式消滅差損を計上したことにより当期純損失となっております。
10. 第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第18期、第19期及び第20期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
11. 2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。
12. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 当社は、2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第18期、第19期及び第20期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
1株当たり純資産額 (円)	△57.78	△60.51	1.26	△81.30	205.29
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△113.10	△21.67	61.78	△83.61	49.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

年月	概要
2004年2月	コスト削減に関するソリューション提供を目的に、大阪府大阪市北区に株式会社コスト削減総合研究所を設立（資本金2,000万円）
2005年5月	エネルギーマネジメントシステム「見えタロー®」サービス開始
2008年9月	株式会社環境経営戦略総研に商号変更
2013年12月	「特定規模電気事業者」（経済産業省資源エネルギー庁）の届出実施
2014年8月	高压法人向け電力供給サービス「スマート電力®」開始（現「エナジートレーディング事業」）
2015年11月	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズに商号変更 「小売電気事業者」（経済産業省資源エネルギー庁）登録
2016年4月	2016年4月の電力小売全面自由化を受け、低圧家庭向け電力供給サービス「スマ電®」の販売開始（現「エナジートレーディング事業」）
2017年6月	株式会社VPP Japanを株式会社環境エネルギー投資との共同出資により設立。PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約、以下「PPA」という）型オンサイト太陽光発電ソリューション「オフグリッド電力供給（現『R.E.A.L. Solar Power』）」事業開始（現「PPAサービス」）
2018年5月	「見えタロー®」で蓄積した約6,000事業所のデータをAI解析したエネルギーマネジメントシステム「エナッジ®」の販売開始（現『R.E.A.L. E-Nudge』）
2019年6月	「エナッジ®」のAI分析に基づいた空調自動制御システム「エナッジAiR®」の販売開始（現『R.E.A.L. AiR』）
2020年7月	株式会社アイ・グリッド・ラボを設立
2021年1月	低圧家庭向け電力供給サービスの一環としてCO2排出量実質ゼロの電気「スマ電CO2ゼロ」の販売開始（現「エナジートレーディング事業」）
2021年8月	PPAモデルで太陽光発電設備を設置し、時間帯によって発生する太陽光余剰電力を他電力利用者にCO2フリー電力として供給を行う「余剰電力循環スキーム」を導入
2021年11月	伊藤忠商事株式会社が追加出資により、当社発行済株式総数の20%以上を取得（その他の関係会社となる）
2021年12月	株式会社VPP Japanが国内最大規模（※JQAグリーン電力発電設備認定（2021年6月30日時点）発電事業者と申請者が同一の事業者のうち、認定設備容量が最大）の「発電」「証書発行」一体型のグリーン電力証書提供サービスを開始
2022年6月	『R.E.A.L. New Energy Platform®』を商用化し、株式会社VPP JapanのPPA型オンサイト太陽光発電ソリューションにて本格導入を開始 また、提供ソリューションのブランド冠を『R.E.A.L.』に統一
2022年9月	太陽光発電を活用した再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）100%のEV充電サービス『R.E.A.L. EV Charger』を開始
2023年2月	PPAアライアンス事業を開始（現「アライアンスソリューション」）。第1弾の提携案件としてJA三井リース株式会社及び農林中央金庫と共同で新会社「サーキュラーグリーンエナジー合同会社」を設立 施設で生み出されたグリーンエネルギーを地域にめぐらせる流通小売企業向けの次世代店舗「GX Store」（現「インテグレーションサービス」）の第1号案件を導入
2023年3月	株式会社栃木銀行と共同で「株式会社クリーンエナジー・ソリューションズ」を設立 いすゞ自動車株式会社初の量産BEV「ELF EV」を含む商用車の運行管理「GATEX」と、当社の『R.E.A.L. New Energy Platform®』を連携開始
2023年6月	株式会社ちゅうぎんエナジーと太陽光PPA事業推進に関する業務提携契約を締結 施設で生み出されたグリーンエネルギーを地域にめぐらせる物流向けの次世代施設「GX Logistics」（現「インテグレーションサービス」）の第1号案件を導入
2023年7月	株式会社VPP Japanの全株式を追加取得し、完全子会社化
2023年8月	鈴与商事株式会社と太陽光PPA事業推進における相互協力を目的とした資本業務提携契約を締結
2023年12月	東急不動産株式会社とオンサイトPPAを共同で開発・推進するための新会社「TLC VPP合同会社」を設立

年月	概要
2024年 3月	太陽光余剰電力を活用した再エネ100%のEV急速充電サービスを開始
2024年 6月	完全子会社の株式会社VPP Japanを吸収合併
2024年 7月	完全子会社の株式会社アイ・グリッド・ラボを吸収合併
2024年 9月	PPA型オンサイト太陽光発電ソリューション『R. E. A. L. Solar Power』太陽光発電施設数が累計1,000施設に到達
2024年11月	商業施設や工場などの駐車場スペースを活用したソーラーカーポートPPAサービス『R. E. A. L. Solar Carport』の提供を開始 「特定卸供給事業者（アグリゲーター）」（経済産業省資源エネルギー庁）事業開始
2025年 2月	三菱UFJ信託銀行株式会社とオンサイトPPAを共同で開発・推進するための新会社「MT-VPP合同会社」を設立 再エネの地産地消を行う「GX City」のコンセプト実現に向けたプロジェクトとして、大阪府堺市における「堺市版オフサイトPPA事業」のアグリゲータ公募を落札し事業検討を開始
2025年 4月	慶應義塾大学 未来光ネットワークオープン研究センターと、余剰電力の地域循環型トレーサビリティ実証に向けた共同研究を開始
2025年 7月	PPA型オンサイト太陽光発電ソリューション『R. E. A. L. Solar Power』太陽光発電施設の累計稼働容量が300MWに到達 脱炭素とコスト削減を両立する新サービス「循環型電力」を開始
2025年10月	CPower株式会社とオンサイトPPA事業に関する基本合意を締結し、協業を開始
2026年 2月	低圧家庭向け電力供給サービスの一環として土日昼間0円の電気「スマ電ウィークエンドゼロ」の販売を開始

### 3 【事業の内容】

使用するエネルギーを旧来の化石燃料から太陽光発電等の“グリーンエネルギー”に転換することで、企業活動や社会の在り方を変革し、温室効果ガスの排出量を削減しつつも、新たな競争力を生み、成長を実現する取り組みは「グリーントランスフォーメーション」（以下、「GX」という。）と呼ばれており、日本の2050年カーボンニュートラルの実現に向け、社会全体が向き合うべき重要なコンセプトです。

当社は、「グリーンエネルギーがめぐる世界の実現」をビジョンに掲げ、以下の4つのアングルから、再エネの導入拡大等によるGX推進に取り組んでおります。

- 再エネを「創り・使う」**：主に商業施設等を対象として、屋根上に太陽光発電設備（以下、「オンサイトソーラー」という。）を設置し、オンサイトソーラーが生み出す再エネで当該施設の電力需要の一部を賄い、脱炭素化の促進と電力コストの安定化を実現
- 再エネを「制御する」**：オンサイトソーラーと合わせて蓄電池も設置、日中に発電した再エネを蓄え、オンサイトソーラーが発電しない時間帯に使用する「タイムシフト」等による再エネの余すことない活用やBCP対応等、施設の多面的な機能強化を実現
- 再エネを「送る」**：オンサイトソーラーが発電する電力のうち、施設が消費しきれない余剰電力を活用し、グリーンエネルギーを需要家へ供給
- 再エネを「繋ぐ」**：他社開発再エネ発電所の生み出す再エネも当社の需要家ネットワークと繋ぎ、一層の再エネ活用を促進

当社におけるGX推進の最大の特徴は、上記のように再エネの創出、活用、供給を統合的に実現し得ている点です。この根幹を成すのは、当社の顧客である多数の電力需要家層、分散発電所であるオンサイトソーラーのネットワーク、そして、電力需給を最適化し両者を結びつけるテクノロジーであり、この「フィジカル（需要家・発電所）」と「デジタル（テクノロジー）」の融合した当社独自のAIプラットフォーム、「R. E. A. L. New Energy Platform」に当社の強みは集約されております。また、このプラットフォームは、余剰電力の活用という事業上の大きな特徴の基礎ともなっており、これらのコアコンピタンスに立脚して巨大なスケールでGX推進に挑んでいる当社は、「GXプラットフォーマー」と自認しており、脱炭素化の推進という社会的意義の大きい事業の発展に邁進しております。当社の事業セグメントは、「GXソリューション事業」及び「エナジートレーディング事業」の2つから成ります。

以下では、これら2つの事業セグメントと、両セグメントを横断し、当社固有の付加価値の源泉となっている「R. E. A. L. New Energy Platform」の技術要素について説明します。

#### (1) GXソリューション事業

##### ① 概要

固定価格買取制度（以下、「FIT」という。）といった補助金制度を前提としない法人顧客向けの中小型オンサイトソーラーソリューションがGXソリューション事業の中核的なプロダクトであり、これは屋根面積が概ね1,000㎡程度以上の商業施設等を対象に中小型のオンサイトソーラーを設置するものです。オンサイトソーラー所有権の帰属主体には様々な形態がありますが、設置施設のオーナー又はテナントとオンサイトソーラー所有者との間でPPAを締結し、これに基づき設置施設のオーナー又はテナントはオンサイトソーラーが発電する電力のうち、自らの消費分を買電します。また、施設におけるより効率的な再エネ活用を実現するために、オンサイトソーラーに、蓄電池やEV充電器を組み合わせることも行っており、これらを通じて、再エネを創り・制御することがGXソリューション事業の内容であります。

当社は施設の屋根に設置する非FITのPPA型オンサイトソーラーの設置規模と運用において、2026年3月末時点で全国1,410施設、総容量約357MWの開発実績を有しております。

また、この開発実績のうち、太陽光発電設備の所有権が当社以外（当社が協業する提携先等）での実績も2026年3月末時点で全国344施設、総容量約103MWとなっており、自社保有・他者保有合わせ、一般にオンサイトPPA（電力需要家（顧客）の初期負担ゼロで発電事業者がオンサイトソーラーを設置し、発電電力のうち顧客消費分を顧客へ売電するもの）と呼ばれるこの分野での開発実績において、当社は大きなプレゼンスを有していると自負しております。

## ② 特徴

GXソリューション事業のサービス及び事業としての特徴は下記のとおりであります。

### 1. オンサイトソーラーから生じた余剰電力も活用可能

当社の設置するオンサイトソーラーは、設置施設で使い切れない余剰電力（施設で蓄電をする場合もありますが、その場合は蓄電した上でも使いきれない電力）の発生時に、これを当社が集約、電源として他需要家に供給できるという特徴を備えており、当社ではこれを「余剰電力循環スキーム」と呼称しております。

一般的なオンサイトソーラーでは余剰電力が発生した時、蓄電池等が併設されていなければ、これを活用することは不可能であり、余剰電力が生じたからといって簡単に売電できる訳でもないため、オンサイトソーラーの設置容量を制限する等によって、余剰電力が発生しないように調整を行っております。本スキームは、当社が開発したAIによって需要家の電力消費量及び余剰電力の発生量を高い精度で推計できることが技術的な基礎となっており、加えて、当社自身が小売電気事業者として余剰電力を再エネ電源として活用できる、すなわちエナジートレーディング事業にて需要家に供給する再エネの一部をGXソリューション事業の活動から獲得できるという背景があります。余剰電力の活用により、より効率的に再エネを活用することが可能になり、GXの一層効果的な推進が実現されます。

### 2. 余剰電力の活用によって屋根面積を最大限活用したオンサイトソーラーが設置可能

一般的なPPA型オンサイトソーラーでは余剰電力を活用する術がないため、投資効率の観点で、屋根面積に関わらず想定される自家消費電力量を上限にオンサイトソーラーの設置容量を決定することが一般的ですが、当社の設置するオンサイトソーラーでは、自家消費分を上回る余剰電力まで余すことなく活用できるため、施設の屋根面積を最大限に活用して自家消費量を超える電力を生み出す規模のオンサイトソーラーを設置し、再エネの大きな創出・施設への安価な再エネの供給に寄与することが可能となります。

### 3. FIT制度を使わずとも経済的に成り立ち、かつ、様々な比較優位性を有す

当社はオンサイトソーラーの設置に当たりFIT制度を活用しておらず、FIT制度の補助金に依らずとも経済的に成立する持続可能性の高い事業モデルを実現しております。これは、従来型のFIT制度等の政策に依拠した運営事業・再エネビジネスとは異なる点であります。

当社のオンサイトソーラーはFIT制度を利用したメガソーラーに対して様々な比較優位性があります。商業施設等の屋根上に設置されるため、開発時の環境破壊は生じず、設置可能場所が極端に制限されることもありません。また、FIT制度利用に際して発生する「再エネ賦課金」という国民の経済的負担も生じない他、発電された電力の売電先が送配電事業者に固定化されており、政策に依拠した売電以外には収益を上げることが難しいFIT制度利用の場合と異なり、PPA締結の相手方である企業・自治体等の需要家と直接契約関係にあるため、売電に加えて蓄電池やEV充電等のソリューションと組み合わせ提供することもできます。更には、土地造成が不要で制度上の申請期間もFIT制度利用時に比べ短期間で済むことから、完工までの期間が格段に短く、当社では常に複数案件の開発を同時に手掛けており、概ね1営業日に発電所ひとつを上回るペースで完工しております。これらの観点から、FIT制度を利用する場合に比べ、環境・経済合理性いずれの観点からも発展的なアプローチであると考えております。

### 4. 導入施設は初期費用ゼロで導入メリットが大きい

当社のオンサイトソーラーは、売電の顧客となる導入施設のオーナー又はテナントに初期費用ゼロで導入いただいております。顧客企業の観点から見ると、初期投資ゼロで太陽光発電設備を導入して脱炭素化を推進できる、長期にわたる電力コスト変動リスクの一定の軽減が可能となる、電気料金の軽減が可能となる等のメリットを享受できることから、導入メリットの大きいサービスとなっております。

このように訴求力があるサービスであることから、当社のオンサイトソーラーは、施設面積が比較的大きく日中の電気使用量が多い等、導入メリットが大きい各地の商業施設で多数導入頂いており、例えば、当社が営業上得意とする業種であるGMS（General Merchandise Store：総合スーパー）及びスーパーマーケットでは、2026年3月末時点で、東証プライム上場企業18社中、11社に導入頂いております。また、2026年3月末時点で、全業種におけるPPA累計契約社数は389社となっております。

## 5. 特定の開発案件に大きく業績を左右されることがなく、安定的な事業成長が可能

巨額の投資を伴う大型再エネ発電所の開発では、特定の開発案件の成否が大きな事業上のリスクとなるのが一般的ですが、当社では常時多数の中小型発電所開発を手掛けており、特定の開発案件の成否に当社全体の業績が左右されることはありません。2026年3月末時点で、当社は373件の契約済オンサイトソーラー開発案件を抱えており、常時多数の開発案件を抱えていることに加えて、案件の地域的分散も相まって、安定的に事業成長を追求することができます。

### ③ サービスの具体的な展開パターン

GXソリューション事業のサービス展開は、オンサイトソーラーや蓄電池、EV充電器等、設備所有主体の違いに応じて、大要下記3つのパターンに分類されます。

#### a. 設備が当社に帰属する「PPAサービス」

各種設備が当社に帰属するスキームを「PPAサービス」と呼称しており、これは当社の初期投資負担によってオンサイトソーラーや蓄電池等を開発し、これら設備は当社に帰属します。この結果、これら設備から生じる売電収入等の収益は当社が享受いたします。「PPAサービス」の中心的なサービスであるオンサイトソーラーにおいて、当社と本サービスの顧客である施設のオーナー又はテナントとの間で締結するPPAの基本的な契約期間は20年間であり、なおかつ、2025年6月末時点で、これまでPPAを締結したオンサイトソーラーで解約や顧客の倒産等に至った事例は極めて限定的であることから、「PPAサービス」は当社が長期にわたり安定的に、売上総利益率（2025年6月期実績で39.2%）の高いキャッシュ・フローを獲得できるスキームであります。

#### b. 設備が第三者企業に帰属する「インテグレーションサービス」

第三者企業に設備が帰属するスキームを「インテグレーションサービス」と呼称しており、これは第三者企業の初期投資負担によってオンサイトソーラーや蓄電池、EV充電器を設置し、これら設備は当該第三者企業に帰属します。基本的には、当該第三者企業とは設備導入施設のオーナー又はテナントであります。

「インテグレーションサービス」では、PPAの締結主体とならない当社は売電収入を得ない代わりに、主に第三者企業の設備導入時に商材としてのオンサイトソーラーや蓄電池等の機器調達、開発管理を中心とする手数料を一括で受領し、その他も必要に応じてO&M（Operation and Maintenance / 当該設備等の運用、保守・メンテナンス）や余剰電力の買取等のPPA事業に必要な各種機能を提供することでランニングでの手数料も受領いたします。

#### c. 設備がアライアンスパートナー等に帰属する「アライアンスソリューション」

アライアンスパートナー等に設備が帰属するスキームを「アライアンスソリューション」と呼称しております。上記のa.「PPAサービス」及びb.「インテグレーションサービス」は、当社が事業主体となり直接オーナー又はテナントへサービスを提供するスキームであることに対し、「アライアンスソリューション」は、事業会社や金融機関、自治体等とパートナーシップを結び、フランチャイズ展開的に事業を行うスキームです。パートナーシップの形態として、ジョイントベンチャー（以下、「JV」という。）を設立する場合としない場合とがありますが、いずれの場合も、設備はJV又はパートナーに帰属し、設備投資もJV又はパートナーの資金負担によって行われます。当社は、案件開発時にノウハウ提供等に基づく開発報酬を一括で獲得し、案件開発後においてもAM（Asset Management / 当該設備資産の管理）/O&M、余剰電力の買取等の各種機能提供を通じてストック収入を継続的に確保できます。

「アライアンスソリューション」における開発の進み方には、①当社が営業を行い、当社資産としてオンサイトソーラーを開発し、完工後にJV又はパートナーに譲渡する場合と、②JV又はパートナーが営業を行い、当初からJV又はパートナーの資産として開発が開始され、当社はその開発を受託する場合とがあります。いずれも、完工時に譲渡収入又はノウハウ提供等による開発報酬として、当社はフロー収入として一括で収益を獲得できるとともに、完工後もAM/O&Mや余剰電力の買取等の各種機能提供を通じて、ストック収入を継続的に獲得できます。①の「アセット譲渡型スキーム」においては、当社が営業を担うことから譲渡時により大きなフロー収入を獲得できるとともに、譲渡後もAM/O&Mや余剰電力の買取等の各種機能提供を通じて、ストック収入を継続的に獲得できます。また、「PPAサービス」に対する位置づけとしては、当社の営業力を活かしつつも、当社自身の借入余力に依存せずパートナー資金による開発が可能になります。

「アライアンスソリューション」では、当社は商材としてのオンサイトソーラーやPPA事業に必要な機能を提供、パートナーは資金調達や資産の保有を担います。また、需要家のソーシング・獲得に関しては、「アセット譲渡型スキーム」では主として当社が、上記②の「開発受託型スキーム」では主としてパートナーが担っております。このように、当社が蓄積してきたノウハウと、パートナーがもつ資金調達力や地域ネットワークを組み合わせることにより、業種を問わず当社単独ではアクセスしがたい地域企業施設も含めた、良質なオンサイトソーラー案件をスピーディーに獲得することを目指しています。

以上のように、GXソリューション事業で提供する各種ソリューションの設備及びそこから生み出される収益が当社に帰属しない「インテグレーションサービス」及び「アライアンスソリューション」は、「PPAサービス」の場合に当社が獲得する長期安定的なストック収益ではなく、オンサイトソーラー等の導入時に当社が一括で収入を得るフロー収益により重きを置いたスキームとなっております。「PPAサービス」と比較して、当社での収益認識、キャッシュ・フロー獲得、いずれもが前倒しされ、当社の設備投資負担が軽減されることも相まって、財務的負担を抑制しつつ、大きな事業成長と当社全体における利益の向上を追求できるスキームとなっております。パートナー等で資金調達や資産の保有を行いつつ、当社とパートナー等双方の顧客基盤を活用しながらオンサイトソーラーの開発を加速することで、当社としてはB/Sへの影響を抑えながらアセットライトな形での事業拡大を進め、収益性及び資本効率を更に高めていくことを目指しております。

なお、「インテグレーションサービス」、「アライアンスソリューション」を通じて設置されるオンサイトソーラーは、「PPAサービス」で設置される設備と同一の仕様であり、それらオンサイトソーラーから生じる余剰電力は当社が資産の所有者から購入して集約し、活用することができるものであります。「インテグレーションサービス」、「アライアンスソリューション」を通じて、当社の財務的余力を制約とせずオンサイトソーラーの導入を大きく加速することによって、当社が活用できる再エネ/余剰電力の総量も、一層増大いたします。

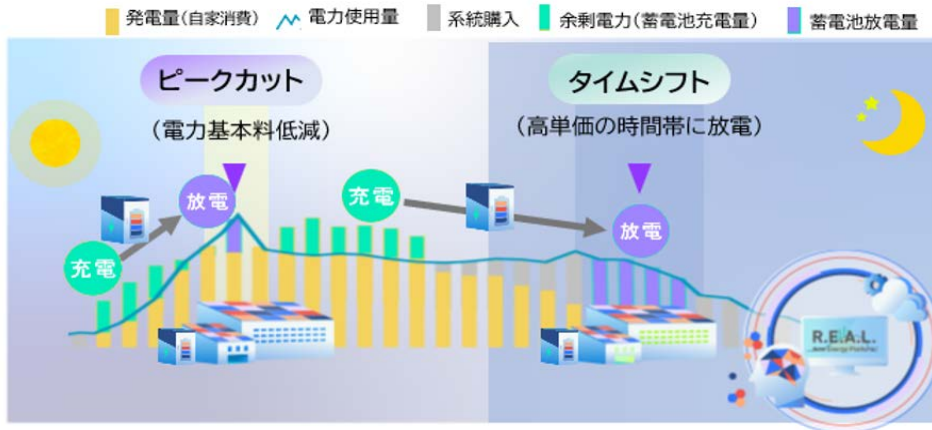
#### 「アライアンスソリューション」イメージ（JVを設立する場合の例示）



なお、オンサイトソーラーに蓄電池やEV充電器、空調制御等の様々な機能を付加し、統合的にサービス提供するソリューションは「GX Store」(流通小売企業向け)又は「GX Logistics」(物流企業向け)というサービス名で「インテグレーションサービス」のスキームにて顧客へ提供しております。

例えば、蓄電池をオンサイトソーラーに組み合わせた場合、日中に生み出された再エネのうち、自家消費に充当されなかった余剰電力を、蓄電池を通じて夜間へタイムシフトさせることにより、施設における再エネ利用率(再エネ自給率)を一層増大させることができます。その他、電力使用量の多い時間に蓄電池から放電することで電力系統からの買電量を減らす(ピークカット)ことにより、電力系統から購入する電力料金を低減させることも可能となります。

## 蓄電池を活用したタイムシフト及びピークカットのイメージ



また、蓄電池容量を超えて余剰電力が発生する場合には、顧客企業の保有施設のうち、PPAを導入していない施設へも余剰電力を融通することで、複数施設間での再エネ利用量の増大も実現されます。本サービスの活用により、施設のGXに加えオンサイトソーラーが生み出す電力や蓄電池に蓄えられた電力が災害時の事業継続を可能にする他、当該施設が近隣住民のライフラインとして災害レジリエンス拠点化する等、脱炭素化に留まらない、いわば「エネルギーのハブ拠点化」ともいべき多面的な機能強化のメリットを享受することが可能となります。

GXソリューション事業における蓄電池、EV充電器等の展開方法としては、新規顧客に対する販売に加え、既に単体でオンサイトソーラーを設置済みの既存顧客に対する追加のサービスとしてアップセルすることも営業上重視しております。

### (2) エナジートレーディング事業

当社のエナジートレーディング事業では、「特別高圧」・「高圧」・「低圧」という全ての電圧区分で、「法人」・「家庭」と幅広い需要家に対して電力小売を行っており、オンサイトソーラーから生み出された再エネの一部を実質CO2排出量ゼロ（再生可能エネルギー由来の環境価値を組み合わせることで、再生可能エネルギー比率100%かつCO2排出量ゼロの電気の供給を実質的に実現するもの）の電力プランとして供給する等、環境に優しいエネルギーの供給に力を注いでおります。

さらに2025年7月からは、GXソリューション事業で生み出された太陽光電力を活用した新サービス「循環型電力」を開始いたしました。「循環型電力」は、屋根上・駐車場などに設置した太陽光発電設備から自家消費分を超えて生み出された余剰電力を集約し、地域内の他施設等へ長期にわたって供給する電力シェアリングサービスです。これにより、構造上の理由や賃貸条件などで太陽光パネルの設置が困難な施設に対しても、「設置工事不要」「最短2か月」で再エネ導入を可能とし、企業や地域における脱炭素化を力強く後押しします。

エナジートレーディング事業の大きな特徴は、GXソリューション事業において創出された余剰電力を集約し、電力供給において再エネの安定的な調達源として活用できるという点にあります。GXソリューション事業が当社事業全体の中で「再エネを創り、制御する」機能を果たしているのに対し、エナジートレーディング事業は創り・制御した再エネも含め電力を「送る」・「繋ぐ」という機能を果たしております。

エナジートレーディング事業としては、GXソリューション事業から生み出された再エネを電源の一部として活用することで、再エネを志向する需要家へ供給できるというメリットを享受している一方、GXソリューション事業としては、エナジートレーディング事業を通じて余剰電力を他の需要家へ供給するというオペレーションが展開できることで、施設の屋根面積を最大限に活用して自家消費量を超える余剰電力を生み出す規模のオンサイトソーラーを設置し、再エネの大きな創出に寄与することが可能となっております。加えて、エナジートレーディング事業が生み出した収益の一部はオンサイトソーラーの新設に活用されております。このように、エナジートレーディング事業とGXソリューション事業は相互に不可分な重要な機能を果たし、大きなシナジーを生んでおります。

エナジートレーディング事業で供給する電力のうち、一部は一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）等から調達しております。2021年10月から2023年2月にかけてのJEPXスポット価格高騰の影響を受け、電力調達コストが2倍近く上昇（当社2022年6月期実績10.53円/kWh、2023年6月期実績19.21円/kWh）する状態が見られたことから、当社は2023年1月に電気需給約款及び電気供給約款（低圧）を改定し、顧客への電力供給において、当社が調達する電源に占めるJEPXからのスポット電源調達相当分に関しては、JEPXスポット価格に連動して各月の電力料金を設定するモデルを採用いたしました。なお、発電事業者から電源の一定量を相対で調達することで、JEPXからの調達量を抑制しており、今後もこのオペレーションを継続する方針であります。これらにより、電源調達コスト変動の影響は限定的となり、及び電源の安定的な調達を実現し、エナジートレーディング事業の採算安定化を実現しております。また、今後の事業展開に伴い、GXソリューション事業を通じて当社が活用できる余剰電力量が更に増大すると、当社がJEPX経由、及び相対で調達する電力量が減少するため、エナジートレーディング事業顧客への供給価格安定化にも繋がります。

(3) それぞれの事業を支える固有のAIプラットフォーム「R. E. A. L. New Energy Platform」の技術的優位性

GXソリューション事業で生まれる余剰電力を他施設へ融通するには、送配電網を介して電力を流す必要があります。その際、当社のような電力事業者は地域ごと・30分単位で翌日の供給予定量を送配電事業者に事前通告しなければならず、実際の供給量との差分が生じると、その分に応じた「インバランス料金」というペナルティを支払う必要があります。このため、余剰電力を需要家へ供給するためには、発生する余剰電力、つまり送配電網に流す電力量を精緻に見積もることが不可欠です。

当社がオンサイトソーラーを設置する施設は2026年3月末時点で1,400以上あり、規模、日照条件や電力需要パターンなどはそれぞれ異なります。加えて天候などの要因も刻々と変化するため、全施設の需要・発電量・余剰電力量をリアルタイムかつ個別に予測することは極めて困難であって、人間の力はもちろん、固定的なアルゴリズムではこの複雑な計算は解決できません。この技術的課題を解消するのが当社独自のAIプラットフォーム「R. E. A. L. New Energy Platform」であると考えております。

「R. E. A. L. New Energy Platform」は各施設・設備に設置されたエッジ端末とAIモデルで構成されています。エッジ端末が様々な機器から発電量や使用量等をリアルタイムで収集し、施設ごとに別個に割り当てられたAIモデルがこれらデータ等を用いて需要と発電量の予測を行います。学習初期のモデルは類似条件で稼働する他のAIモデルから支援を受けながら精度を高めていきます。

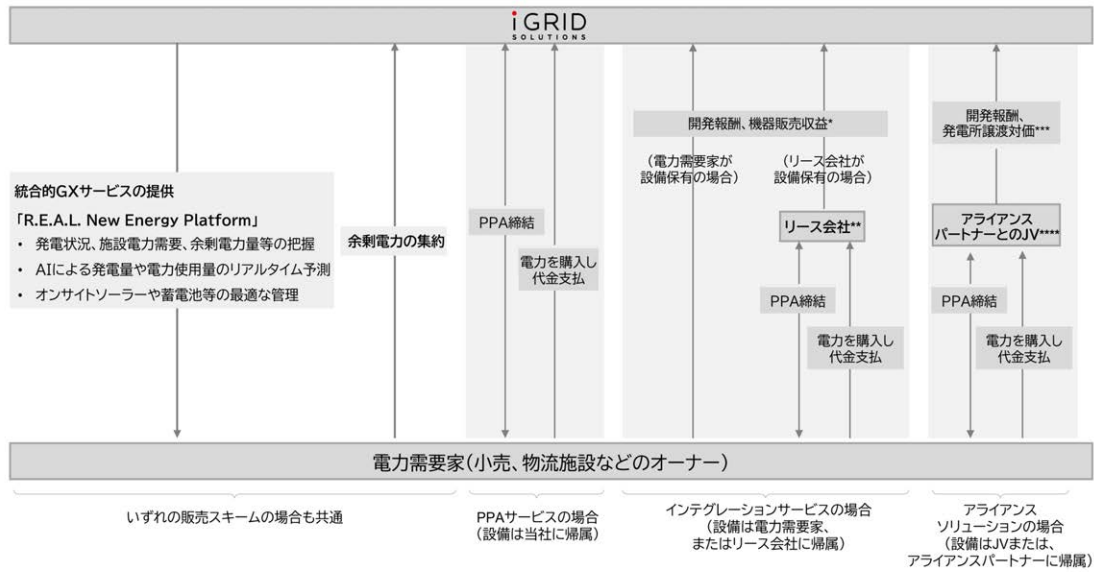
また、円滑な事業運営に繋げるべく、「R. E. A. L. New Energy Platform」に集約される様々なデータを活用するアプリケーションの開発も行っております。予測データを活用した送配電事業者に通告する余剰計画の作成や各施設の太陽光発電状況監視、収支管理、請求書作成等を行う業務アプリケーション、各施設データの可視化やダウンロード、蓄電池や空調の制御機能を提供する顧客向けアプリケーションなど、利用シーンや利用者に応じて適切な機能を提供する多様なアプリケーションが同一プラットフォーム上で実用化されております。

このように多数のAIモデルの力を活用する「R. E. A. L. New Energy Platform」によって、複雑な余剰電力量の精緻な予測が可能となり、余剰電力循環スキームが実現しています。「R. E. A. L. New Energy Platform」のAIは当社が過去約20年間に亘り、8,000以上の施設で蓄積した電力使用量のビッグデータと省エネSaaSを展開してきたノウハウを基礎に開発されており、日々進化を続けています。膨大な知見に裏打ちされたこのプラットフォームは、他社による模倣が困難な当社固有の技術的優位性であると認識しております。

[事業系統図]

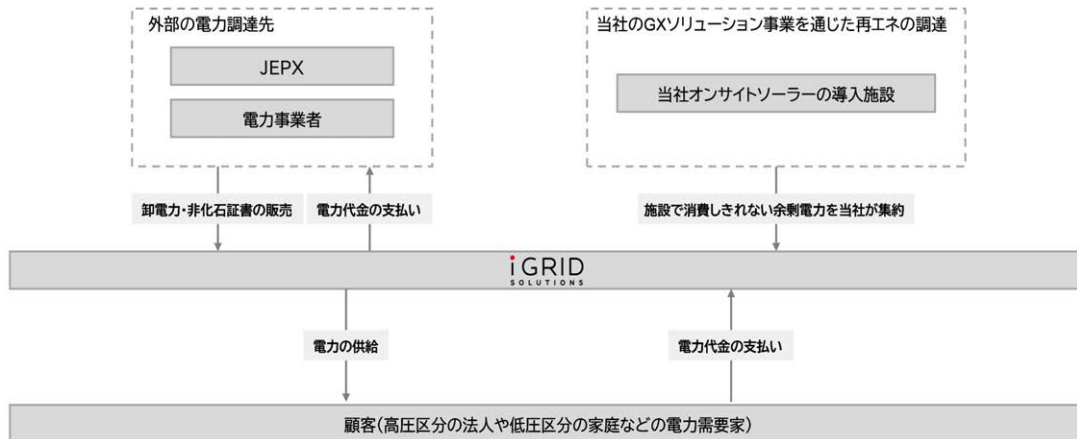
以上で述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

GXソリューション事業



- \* 機器販売収益はEPCから得る場合もある。
- \*\* 電力需要家にて一括の初期投資が難しい場合にはリース会社を介在させることも多く、その前提で図示。
- \*\*\* 当社資産として開発がされた後に譲渡される場合。
- \*\*\*\* JVが組成されない場合もあり、その場合にはアライアンスパートナーが直接のPPA契約主体となる。

エナジートレーディング事業



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	253,448	総合商社	被所有 24.7	電力の仕入・販売 設備・資材調達 業務委託料の支払 等

(注) 1. 有価証券報告書提出会社であります。

2. 株式会社アイ・グリッド・ラボは2024年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。詳細は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
153	40.3	4.1	7,492

セグメントの名称	従業員数（名）
GXソリューション事業	101
エナジートレーディング事業	11
全社（共通）	41
合計	153

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（出向者、退職者、契約社員を含んでおります。）であります。
2. 臨時従業員であるパートタイマー、アルバイトの総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
5. 最近日までの1年間において従業員が22人増加しております。主な理由は事業拡大に向けた採用数の増加によるものであります。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うち パート・ 有期労働者	
14.7	50.0	78.0	79.9	70.0	(注) 3

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。またパート労働者（パートタイマー、アルバイト）の総数が従業員数の100分の10未満であるため、集計の対象外とし、有期労働者である契約社員を集計の対象としております。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 従業員の賃金の差異について、賃金制度や賃金体系は性別による差異はありませんが、管理職に占める男性の割合が高いことから、男女間の賃金の差異が生じております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 当社の経営方針及び経営環境

脱炭素化に向けた取り組み強化は国際的な潮流であり、国際エネルギー機関（IEA: International Energy Agency）が2025年2月に公表した報告書（Electricity 2025）によると、世界全体の再エネ供給量が2025年には石炭火力発電を上回り、特に年間発電電力量が2024年に2,000TWhに達した太陽光発電は今後3年間で毎年約600TWhずつの増加が見込まれています。また、日本においても2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民を挙げて脱炭素化に向けた取り組みが進められており、国土交通省発行の国土交通白書2022によると脱炭素化の関連領域市場は成長しております。企業や自治体等が発電事業者から再エネを長期にわたり購入する契約は一般にコーポレートPPAと呼ばれますが、脱炭素化に向けた取り組みとしてコーポレートPPAの活用は国内外で主流になりつつあります。コーポレートPPAの中でも、都市部の地理的制約から屋根上にオンサイトソーラーを設置することの優位性が大きい日本において、施設屋根に設置するPPA型オンサイトソーラーの設置規模は今後も大きく伸び続けると考えております。この大きなトレンドの中、余剰電力も含めた活用や、蓄電池を含む各種ソリューションの統合的提供等の比較優位性をもとに、当社は大きく事業を伸ばしており、太陽光オンサイトPPAの領域において、大きなプレゼンスを有していると自負しております。

規制、企業・自治体のニーズ、技術的な挑戦・発展等、脱炭素をめぐる環境は日々目まぐるしく変化しますが、「変化より、はやく」をキーワードに、当社はイノベーションをいち早く具現化し、当社ビジョンである「グリーンエネルギーがめぐる世界の実現」に向けた社会のあゆみを後押しすべく、社会的インパクトのある事業発展を追求しております。

当社は事業遂行において、下記の3点を重視しております。

#### ①. 環境負荷を伴わない脱炭素化

FIT制度を活用したメガソーラー開発において、大規模な森林伐採や景観の破壊等、脱炭素の名のもとに環境負荷を伴う開発が行われている事例が散見されました。

一方で、当社のオンサイトソーラーは開発時の環境負荷を伴わないため、樹木の伐採を行うことなく、350MW以上もの太陽光発電設備の開発を成し遂げてきました。また大規模な土地造成が前提となるメガソーラー等の開発で適地が大幅に制約されるのとは対照的に、オンサイトソーラーは日本中の多くの屋根が設置対象となり得ます。

#### ②. 多数分散した再エネ電源を集約した価値創造

多数分散した中小型再エネ発電所を束ね、ひとつの発電所のように需要家に電力を融通する次世代電力ネットワークはVPP（Virtual Power Plant）と呼ばれます。VPPはGXの強力な推進手段であるのみならず、巨大発電所を中心とするシステムのデメリットである（i）発電所が被災した際に電力供給が機能不全に陥るリスク、（ii）送電ロスの発生、（iii）大規模送電網の整備が必要、等の解消にも資するものであります。

様々なメリットをもつ、この次世代電力供給スキームの活用加速が期待されますが、VPP実現には電力需給バランスの高度な最適化を含むテクノロジーが必要であり、これが技術的なハードルとなっております。当社はまさにこれを可能とする技術を有していることに加え、2026年3月末時点で設置した全国約1,400施設、約350MW超の大規模なオンサイトソーラー群と、これらを統合的に制御し、生まれる再エネを総計約1万拠点に及ぶ需要家層に繋いでいる実績を有しており、VPP構築を通じて、社会のGX推進に大きなブレークスルーを起こすケイパビリティを有していると自認しております。

#### ③. 再エネの地産地消と、再エネ自給率の向上

地域・都市で生み出される再エネを、オンサイトソーラー設置施設で消費するだけでなく、その余剰電力を域内で融通し合って消費すること、いわば「再エネの地産地消」は、発電量をコントロールできない不安定な電源である再エネの余すことない効率的な活用を可能にします。更に、再エネの地産地消は再エネで地域・都市の電力自給率を高めることにも繋がり、電力調達それ自体、及び電力調達コストの安定性確保を通じ、地域・都市のサステナビリティ向上にも資すると考えております。余剰電力も含めた活用が大きな特徴のひとつである当社ソリューションの展開を通じて、地域・都市における再エネの地産地消、及び再エネ自給率の向上を追求してまいります。

なお、当社のサービス名等に使われている「R. E. A. L.」とはRenewable（再生可能エネルギー）、Economical（経済性）、Aggregate（集約）、Local（地域循環）の頭文字をとった造語であり、当社のビジョンを体現する下記の思いが込められています。

- i. **環境を破壊しない再エネ**：メガソーラー等のように開発時の環境負荷を伴うものではなく、自然を破壊しない再エネの開発へコミット（Renewable）
- ii. **経済的な価格**：FIT制度を活用せずとも経済的に成立する事業モデルでありながら、リーズナブルな価格で再エネを供給（Economical）
- iii. **分散したオンサイトソーラーの余剰電力を集約**：多数分散したオンサイトソーラーをテクノロジーの力で繋ぎ、生み出される電力を集約。巨大発電所を中心とする電力システムよりも災害に強く無駄のない、オンサイトソーラー網が電力を融通し合う電力供給システムを構築（Aggregate）
- iv. **地域での再生可能エネルギーの循環**：オンサイトソーラーで作られた電力を、消費しきれなかった余剰分も地域で循環させ「地産地消」することで、余すことなくグリーンエネルギーの導入・活用を促進（Local）

## (2) 経営戦略

再エネを生み出し、蓄え、そして循環的に活用する、「R. E. A. L. New Energy Platform」によって統合される一連の当社サービスを通じて、「GXプラットフォーム」として大きな社会的意義を伴う事業発展を追求するために、下記の戦略を遂行します。なお、下記戦略は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載している当社事業の特徴や各サービスの内容を前提としております。

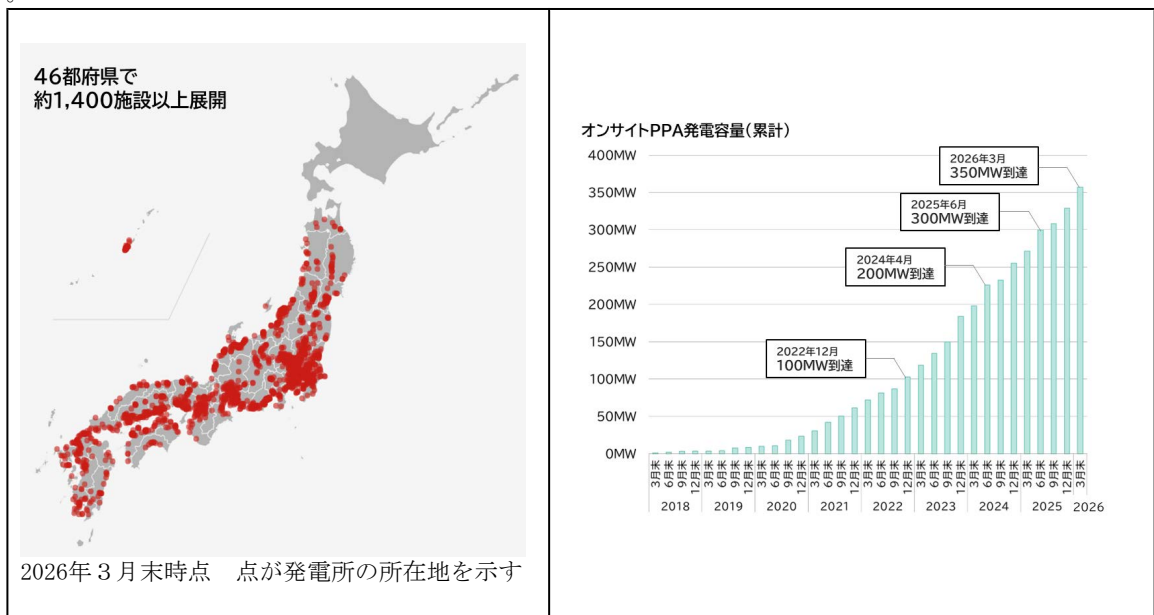
### ① オンサイトソーラーの展開拡大を通じたGXソリューション事業の一層の強化

当社ではGXソリューション事業を成長ドライバーと位置づけ、リソースを重点的に配分しております。GXソリューション事業の一層の強化のため、引き続きオンサイトソーラーの導入拡大を追求してまいります。メガソーラーのように適地の制約がないオンサイトソーラーは商業施設等の屋根上の多く、更には、今後はカーポートも潜在的な設置場所になりうるため、大きな設置可能場所ポテンシャルがあります。

市場の高い成長性に加え、初期投資なく脱炭素化を推進可能であり、余剰電力も活用可能という当社が展開するオンサイトソーラーの顧客に対する強い訴求力も相まって、当社サービスは一層強力な展開が可能と考えております。

「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」で設置されたPPAを伴うオンサイトソーラーの累積容量について、100MWを超えた2022年12月に比し、2025年6月末にはその約3倍という高いペースで成長を続けております。また、当社サービスを統合制御するプラットフォームである「R. E. A. L. New Energy Platform」のデバイスは2026年3月末時点で約1,740拠点の施設に導入をいただいております。

今後も、オンサイトソーラーの展開拡大を通じ、GXソリューション事業の強力な成長を追求してまいります。



② パートナーと連携したGXソリューション事業成長の追求

株主や事業パートナー、自治体等と連携し、GXソリューション事業の展開を加速いたします。

筆頭株主であり事業上の重要なパートナーでもある伊藤忠商事株式会社とは、同社の全国取引先ネットワークを活用した営業及び太陽光パネル・蓄電池等の資材調達を含め、既に幅広いシナジーを発揮しており、今後も連携を継続する方針であります。

また、「アライアンスソリューション」においては、事業会社や金融機関、自治体等と連携し、当社のノウハウを活かした各地域でのオンサイトソーラーの導入拡大を追求しております。具体的な提携事例として、2023年2月以降、当社が公表している事案だけでもJA三井リース株式会社、農林中央金庫、株式会社栃木銀行、株式会社ちゅうぎんエナジー、鈴与商事株式会社、東急不動産株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社等と「アライアンスソリューション」を通じた連携を行っております。脱炭素化に向けた社会的責任を果たすためPPA型太陽光発電事業に参入を望む企業は少なからずあり、今後もこのような連携を強化する方針であります。

加えて、GX推進ニーズを抱えている自治体は全国に少なからずあります。「R. E. A. L. New Energy Platform」にて統合される当社の一連のサービスは、自治体のGX推進ニーズを正面から捉えるものであり、また当社としても、「R. E. A. L. New Energy Platform」をもってこのようなニーズに応えていくことは、当社が経営上重視する、再エネの地産地消と、再エネ自給率の向上という考え方とも合致するものであります。当社としては積極的にこのような自治体と連携し、「R. E. A. L. New Energy Platform」のネットワークを拡大する機会を追求いたします。

③ ストック型とフロー型、バランスのとれた収益基盤を追求

オンサイトソーラー等の設置に係る初期投資が当社の資金で賄われ、設備の所有権が当社に帰属する「PPAサービス」は、当社の投資基準（投資効率や収益性）を満たした当該設備の生み出す約20年間（オンサイトソーラーの場合）にわたる長期安定的なキャッシュ・フローを当社が全て取り込み、予見性の高い収益を繰り返し獲得するストック型収益重視の事業スキームであります。また、エナジートレーディング事業を通じた電力供給も、特に低圧家庭セグメントにおいては、契約の切り替えが頻繁に生じないストック性の高い収益となっております。これに対しGXソリューション事業の「アライアンスソリューション」及び「インテグレーションサービス」では、案件開発時に一括で開発報酬等を得るフロー型収益重視の事業モデルとなっております。

長期安定的な将来キャッシュ・フロー基盤を厚くするストック型のモデルと、資本効率高く利益とキャッシュ・フローを早期に獲得するフロー型のモデル、双方の適正なバランスがとれた収益基盤の更なる強化を追求いたします。これら両輪で発電設備の開発・販売や運営・保守を積み上げており、収益額及び収益性を拡大させています。

④ 当社が活用できる再エネ電力量の最大化を通じた、利益成長の追求

当社が供給できる再エネ電力量が増大することは、当社の一層の利益成長に繋がります。現時点では、「PPAサービス」で当社がPPAを締結しているオンサイトソーラー導入施設の電力需要のうち、一部しか再エネで満たせておりませんが、今後、当社が扱う再エネの総量が増大しこれら施設により多くの再エネを供給することができれば、現顧客基盤だけでも追加的な利益創出機会があると認識しております。この他、エナジートレーディング事業においても顧客により多くの環境にやさしいエネルギーを供給することが可能となり、当社の一層の事業成長への貢献が期待されます。

当社が活用できる再エネ電力量を増大させるために、オンサイトソーラーの導入数を増加させることで、当社が集約する余剰電力量を増大させることが可能となります。また、当社のオンサイトソーラー以外の多数分散した外部再エネ発電所をも当社の抱える需要家層と繋ぐ技術を有す当社は、これらの技術を活用し、当社の設置したオンサイトソーラーだけでなく外部発電所由来の再エネも当社の需要家基盤に繋ぎ、再エネを供給することができます。オンサイトPPAの当社既存顧客にはより多くの再エネを供給する余地があり、外部発電所からの再エネを繋ぎ、当社が取り扱う再エネ総量が増えることで、これら顧客へより多くの再エネを供給できます。

一般的に事業用太陽光の発電コスト（10.9円/kWh）に対して、その他再エネ電源である洋上風力（30.9円/kWh）やバイオマス（32.9円/kWh）※1は太陽光と比較すると高価ですが、外部の高単価再エネも当社のオンサイトソーラーと組み合わせることで加重平均し、顧客へ導入しやすい単価での再エネ導入を進めています。

既存顧客からの収益機会の増加に、この先の更なる顧客数の増加も掛け合わせ、更なる利益成長を追求いたします。

※1：経済産業省 第5回発電コスト検証ワーキンググループ 令和6年12月16日資料

⑤ 当社が提唱する事業構想、「GX City」の実現に向けた社会の後押し

自然を破壊せずに開発された地域の再エネ発電所で作られた電力を当該地域で消費する、再エネの地産地消を通じて、地域の再エネ自給率を高めながら脱炭素化を実現し、更にレジリエンス強化や経済活性化等も実現する理想的な地域・都市の在り方として「GX City」というコンセプトを当社は提唱しております。「GX City」は、環境への負荷をかけずに脱炭素化を推進するのみならず、地域・都市の再エネ自給率向上を通じて、震災の多い日本において様々なリスクを伴う巨大発電所への一極依存からの脱却にも資する等、社会的意義が大きいと当社では分析しております。

下記のような事業展開のステップにより、当社としては「GX City」の実現に向けた社会の発展に貢献できると考えております。

ステップ1：「PPAサービス」のみならず、当社の財務余力を制約としない展開が可能となる「アライアンスソリューション」や「インテグレーションサービス」も活用し、自然を破壊せず、余剰電力も活用可能な多数分散したオンサイトソーラーを大規模に展開

ステップ2：「R. E. A. L. New Energy Platform」でオンサイトソーラーとともに統合的にコントロールされる蓄電池、EV充電器等を導入することで、地域・都市において、より一層効率的かつ効果的な再エネ活用を促進

ステップ3：多数の需要家と分散した発電設備との需給バランスを最適化して「繋ぐ」という当社のテクノロジーを活用し、当社のオンサイトソーラーのみならず他社開発の再エネ発電所も需要家に繋ぎ、再エネが循環する地域・都市を実現

「GX City」はGXソリューション事業、エナジートレーディング事業双方のソリューションを動員し、いわば当社が有す全ての機能や技術の高度な融合として実現されるものです。GXソリューション事業、エナジートレーディング事業、各個の事業セグメント単位での成長を超えた、事業の発展を追求してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、以下の点を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として掲げております。

① オンサイトソーラー累計開発容量 (MW) 及び累計開発件数 (件)

当社が資産として保有する「PPAサービス」にて稼働済みのオンサイトソーラー発電容量・開発件数、及び「アライアンスソリューション」等にて当社が開発し稼働させたオンサイトソーラーの発電容量・開発件数、更にはそれらの合計は、オンサイトソーラーのサービス展開状況を直接に表す重要KPIと位置付けております。

② 開発予定パイプラインとしての「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」契約済容量 (MW) 及び契約済案件数 (件)

開発容量が完工済みの発電容量を示すのに対し、着工を前提に契約がなされたその時々の完工前の契約容量 (契約済容量) 及び契約済案件数合計は開発容量の増大を測る先行指数として、重視しております。契約締結後に設置環境の要件不適合等の理由で開発が停止されるものも一定数あり、それを勘案しつつモニタリングしております。

③ GXソリューション事業のフロー収益

GXソリューション事業の成長状況をモニタリングするための重要KPIとして、「アライアンスソリューション」及び「インテグレーションサービス」の導入時に一括して計上する売上総利益をフロー収益として集計し、注視しております。なお、この指標にはO&M等の継続的な収益は含んでおりません。

④ 電力販売量 (億kWh)

当社として志向するGXソリューション事業とエナジートレーディング事業のシナジー最大化に資する電力販売量の量的コントロールの前提として、注視しております。

⑤ 売上総利益

当社全体の売上総利益額の成長を、利益創出を伴う成長を測る重要指標として重視しております。当社はGXソリューション事業を成長ドライバーと位置付けており、2025年6月期においてはGXソリューション事業の構成比がエナジートレーディング事業を上回っており、2026年6月期以降も同傾向を見込んでおります。

⑥ EBITDA

当社は、「PPAサービス」におけるオンサイトソーラー等の設備並びに「R. E. A. L. New Energy Platform」に係るシステム強化や追加機能開発等、多額の設備投資を実施しております。この結果、減価償却費が多額に計上されていることから、よりキャッシュ・フローの創出実態に近い指標をモニタリングする観点で、EBITDAを経営指標として重視しております。

各指標の推移は以下のとおりであります。なお、以下表及び注記に記載の2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期の数値につきましては連結の数値を記載しており、2025年6月期の数値につきましては単体の数値を記載しております。

			2022年 6月期	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
① オンサイト ソーラー累計開 発容量	GXソリューション事業計 ※1	(MW)	81	136	234	321
	内、PPAサービス	(MW)	81	134	207	243
	内、アライアンスソリューション ※2	(MW)	—	—	18	57
① オンサイト ソーラー累計開 発件数	GXソリューション事業計 ※1	(件)	390	614	973	1,259
	内、PPAサービス	(件)	390	610	892	1,030
	内、アライアンスソリューション ※2	(件)	—	—	64	193
② 開発予定パイプラインとしての「PPAサービス」及び 「アライアンスソリューション」契約済容量 ※3		(MW)	—	—	88	178
② 開発予定パイプラインとしての「PPAサービス」及び 「アライアンスソリューション」契約済案件数 ※3		(件)	—	—	303	396
③ フロー収益 ※4	GXソリューション事業計	(百万円)	—	152	1,291	1,891
	内、アライアンスソリューション ※2	(百万円)	—	20	459	1,033
	内、インテグレーションサービス ※2	(百万円)	—	132	825	858
	(参考) 新規導入件数	(件)	—	6	20	26
④ 電力販売量 ※5		(億kWh)	8.9	6.3	5.0	4.4
⑤ 売上総利益 ※6		(百万円)	2,478	3,814	4,459	6,059
⑥ EBITDA ※7		(百万円)	436	2,561	3,515	5,059

※1 当社が開発・稼働に関わったオンサイトソーラーの合計としての累計開発容量・件数であります。

※2 「アライアンスソリューション」は、2023年6月期より開始しております。

※3 開発予定パイプラインとしての「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」契約済案件数及び契約済容量は2024年6月期末より集計を開始しているため、2022年6月期及び2023年6月期の数字は記載しておりません。

※4 「アライアンスソリューション」及び「インテグレーションサービス」の導入時に一括して計上する売上総利益を集計した指標であり、O&M等の継続的な収益は含んでおりません。

※5 エナジートレーディング事業における、各事業年度1年間の電力販売量。

※6 2022年6月期から2025年6月期のセグメント別売上高、セグメント別売上総利益、及び営業利益、経常利益、当期純利益は次のとおりであります。なお、セグメント別売上総利益及び2022年6月期、2023年6月期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

<セグメント別売上高>

(単位：百万円)

	GXソリューション事業	エナジートレーディング事業	調整額	売上高
2022年6月期	1,571	18,371	△8	19,934
2023年6月期	2,860	20,086	△61	22,885
2024年6月期	5,861	16,827	△123	22,566
2025年6月期	8,920	14,219	△200	22,939

※セグメント売上高の調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない主に管理部門等に係る売上であります。

※GXソリューション事業の売上高の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	アライアンスフロー	インテグレーション フロー	PPA及びその他	GXソリューション事業
2022年6月期	—	—	1,571	1,571
2023年6月期	20	394	2,445	2,860
2024年6月期	1,400	1,600	2,861	5,861
2025年6月期	3,602	1,508	3,809	8,920

※アライアンスフロー売上高とは、「アライアンスソリューション」の導入時に一括して計上する売上高を集計した指標であり、O&M等の継続的な収益は含んでおりません。

※インテグレーションフロー売上高とは、「インテグレーションサービス」の導入時に一括して計上する売上高を集計した指標であり、O&M等の継続的な収益は含んでおりません。

※PPA及びその他売上高とは、GXソリューション事業売上高から、アライアンスフロー売上高及びインテグレーションフロー売上高を差し引いた額であります。

<セグメント別売上総利益>

(単位：百万円)

	GXソリューション事業	エナジートレーディング事業	調整額	売上総利益
2022年6月期	526	1,952	—	2,478
2023年6月期	906	2,907	—	3,814
2024年6月期	2,042	2,416	—	4,459
2025年6月期	3,240	2,818	—	6,059

※セグメント売上総利益の調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない主に管理部門等に係る利益であります。

※GXソリューション事業の売上総利益の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	アライアンスフロー	インテグレーションフロー	PPA及びその他	GXソリューション事業
2022年6月期	—	—	526	526
2023年6月期	20	132	754	906
2024年6月期	459	825	757	2,042
2025年6月期	1,033	858	1,349	3,240

※アライアンスフロー売上総利益とは、「アライアンスソリューション」の導入時に一括して計上する売上総利益を集計した指標であり、O&M等の継続的な収益は含んでおりません。

※インテグレーションフロー売上総利益とは、「インテグレーションサービス」の導入時に一括して計上する売上総利益を集計した指標であり、O&M等の継続的な収益は含んでおりません。

※PPA及びその他売上総利益とは、GXソリューション事業売上総利益から、アライアンスフロー売上総利益及びインテグレーションフロー売上総利益を差し引いた額であります。

<営業利益、経常利益、当期純利益>

(単位：百万円)

	営業利益	経常利益	当期純利益
2022年6月期	△233	△491	△581
2023年6月期	1,549	811	1,348
2024年6月期	1,948	1,327	867
2025年6月期	3,139	2,389	1,595

※2022年6月期、2023年6月期、2024年6月期の当期純利益欄に記載の数値につきましては、連結財務諸表の親会社株主に帰属する当期純利益を記載しております。

※7 EBITDAの計算方法は次のとおりであります。

EBITDA＝営業利益＋減価償却費（売上原価・販管費）＋のれん償却費

なお、EBITDAにつきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

2022年6月期から2025年6月期のセグメント別EBITDAは次のとおりであります。

(単位：百万円)

	GXソリューション事業	エナジートレーディング事業	調整額	EBITDA
2022年6月期	534	436	△534	436
2023年6月期	1,228	1,941	△608	2,561
2024年6月期	2,547	1,753	△786	3,515
2025年6月期	3,647	2,407	△994	5,059

※セグメントEBITDAの調整額は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない主に管理部門等に係る費用であります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では、以下の点を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として掲げております。

##### ① 当社の財務キャパシティに捉われないオンサイトソーラーの展開強化

各種設備が当社に帰属する「PPAサービス」のスキームでは当社の初期投資負担が必要であるため、当社の財務キャパシティが事業拡大の制約となる可能性があることを課題として認識しております。

これに対して、当社では2023年6月期より、他社に設備が帰属する「インテグレーションサービス」を展開しております。本スキームでは設備導入施設のオーナー又はテナントを主とする第三者企業の初期投資負担によってオンサイトソーラーや蓄電池等の設備を設置するため、当社の財務キャパシティを制約とすることなく事業拡大が可能となります。

加えて、当社では同時期にオンサイトソーラーの「アライアンスソリューション」も開始し、事業会社や各地域の金融機関等のアライアンスパートナーとの連携を拡大しております。本スキームはアライアンスパートナーによって設備投資を行うソリューションであるため、同様に当社の財務キャパシティを制約とすることなくオンサイトソーラー設置拠点数の増大が可能です。外部環境としても、環境省が推進する脱炭素先行地域の事例に代表されるように自治体や地域金融機関がオンサイトソーラーのPPAによるGXを計画し始めていることに加え、GXへの取り組みに積極的な企業も増えている中で、GXソリューション事業の成長を追求している当社とそれら自治体や企業等が連携することは、相互にメリットが大きいと認識しております。

##### ② 財務基盤の強化と資金調達手段の多角化

各種設備が当社に帰属する「PPAサービス」のスキームにおける初期投資負担に対して、当社ではその原資として多額の協調融資を受けてまいりました。今後も「PPAサービス」の展開を追求するにあたり銀行借入は適切な範囲で活用する方針であるため、借入余力の確保は重要な課題として認識しております。

コーポレート・ガバナンス体制やコンプライアンス体制をはじめとした経営基盤の強化と、そうした信用力も前提とした財務体質の強化により安定的な資金調達を目指してまいります。同時に、リースの活用や、プロジェクトのキャッシュ・フローを裏付けとしたプロジェクトファイナンスやプロジェクトボンド等、資金調達手段の一層の多角化も重要な課題として取り組んでまいります。

##### ③ 開発キャパシティの向上

GXソリューション事業の成長を実現する上では、開発キャパシティの拡充は重要な課題であると認識しております。

これに対して、営業・発電所開発・システム開発等、スキルの異なる様々な人的リソースの拡充を図っており、当社の認知度向上や採用体制の充実を伴う採用強化に取り組んでおります。また、工事会社の工数確保に取り組むとともに、ノウハウの蓄積等による開発工数の削減やテクノロジーの活用等を通じた、生産性の向上を伴う開発キャパシティの拡充に取り組んでまいります。

##### ④ GXソリューション事業の利益創出力強化

当社の利益創出力に関して、GXソリューション事業の寄与が大きいため、GXソリューション事業の安定的な拡大は重要な課題であると認識しております。

営業面では、新規顧客のみならず既存の顧客基盤を活かしたアップセルの追求によって利益創出力の強化に注力いたします。GXソリューション事業では蓄電池、EV充電器といった各種ソリューションを、オンサイトソーラーと統合的に制御される付加的なサービスとして提供しておりますが、これらはオンサイトソーラーのみを導入された既存顧客に対する追加サービスとして事後的に導入することも可能であることが営業上の利点であると認識しております。2026年3月末現在、オンサイトソーラーのみを導入頂いている施設数は約1,400施設あり、これら既存の顧客基盤へのアップセルの機会を積極的に追求してまいります。

また、各スキームにおいて、販売面では適正な価格戦略を追求するとともに、コスト面では「PPAサービス」、「アライアンスソリューション」及び「インテグレーションサービス」を並行して活用しながら事業拡大を行うことで、太陽光パネルや蓄電池等の資材の大量ロット発注によるコスト低減を図るべく、各取引先との連携を強めながら取り組んでまいります。

⑤ エナジートレーディング事業の収益安定化

資源価格の高騰や電力需給のひっ迫等を要因に、電力の市場価格（JEPX価格）はボラティリティが高まることがあり、エナジートレーディング事業における電力の最適な調達については重要な課題であると認識しております。

過去、当社では大部分の電源調達を電力会社との相対契約とすることでJEPX価格の上昇リスクをヘッジしていた経緯もありましたが、逆にJEPX価格が低下する局面においては相対的に割高な電力調達を行うこととなるため、想定以上の顧客の離脱等によってエナジートレーディング事業から獲得する売上総利益が減少する場合も想定されます。このため、現時点においては、一定量の電源についてはJEPXからの電力調達を行い、JEPX調達相当分を顧客への供給単価へ連動させる「調整項」を適用する対応を行っております。2023年1月に供給約款を変更しており、2023年4月から調整項を実導入いたしました。これにより、JEPX価格のボラティリティがエナジートレーディング事業の売上総利益に与える影響を抑制しております。

また、当社ではGXソリューション事業の拡大とともに電源調達に占める再エネ比率を高めていくことを目指しており、この方針を採ることで、JEPX価格が大幅に変動しうる環境下にあっても、電源調達費用の安定化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応して今後も継続的に成長していくためには、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。

このため、事業規模の拡大・成長に合わせてコーポレート機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制につきまして、より実効性の高い体制となるよう必要な適材適所の人材配置等を進めることで、各機能の充実を図ってまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、「グリーンエネルギーがめぐる世界の実現」をビジョンに掲げ、再エネを「創り・使う、制御する、送る、繋ぐ」ソリューションを統合的に提供しております。サービス展開にあたってはメガソーラー等で散見される大規模な森林伐採等の環境負荷を伴う再エネ開発から完全に脱却し、環境を破壊しないGXに一貫してコミットしております。これらのことから、当社の事業展開は社会の持続可能性の向上に資すると信じ、日々事業の発展に邁進しております。

### (1) ガバナンス

当社は、事業活動を通じて「環境価値」、「社会価値」、「経済価値」のそれぞれに貢献し、SDGs（持続可能な開発目標）等の社会的な課題の解決を目指しております。当社では、取締役会を経営執行の最高機関と位置付けており、サステナビリティに係る重要なリスク及び機会は、取締役会で決議・監督することとしております。その他サステナビリティに係るリスク及び機会は、経営会議等で協議及び判断しております。

### (2) リスク及び機会の管理

当社は、サステナビリティに係るリスクを含む各種リスクが発生した場合、それに伴い生じる当社の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる対応を十分な注意をもって、迅速に行います。リスク発生後、直ちに所属部門責任者に必要な報告を行うとともに、所属部門責任者は当該リスクが重要と判断した場合は速やかに常勤取締役及び常勤監査役へ共有し、必要に応じて経営会議や取締役会への報告を通じて、リスク管理・コンプライアンス委員会にて協議いたします。当社では、リスク及び機会の管理に関する重要事項の審議と方針決定はリスク管理・コンプライアンス委員会が行っており、リスク管理・コンプライアンス委員会は原則として四半期に1回開催し、必要に応じて臨時開催もしております。

### (3) 戦略・指標及び目標

当社は、カーボンニュートラルの進展やエネルギー需給構造の転換といった外部環境の変化が、短期、中期及び長期にわたり当社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会であると認識しております。

具体的には、再生可能エネルギーの導入拡大や需要家ニーズの高度化等を当社の機会として識別しており、当社はこれらの機会を取り込むべく、GXソリューションの提供拡大等を通じた事業展開の強化を戦略として推進しております。一方、これらの環境変化への対応が遅れた場合には競争力の低下につながるリスクがあると認識しており、当該リスクに対しては、自治体・企業・地域社会の様々なステークホルダーとの連携、カーボンニュートラルに関する高度な知識・情報を持つ人材の育成、並びに日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）・気候変動イニシアティブ（JCI）・GXリーグ等への加盟・賛同を通じて、政策動向や市場環境の変化への適応力を高めることで対処しております。

これらの取り組みを通じて、サステナビリティ関連のリスクの低減及び機会の獲得を図りながら、中長期的な企業価値の向上を目指しております。また、当社のサステナビリティに関する詳細な取り組みについては、企業サイト上でも公開しております。

<https://igrid.co.jp/sustainability/>

なお、本書提出日現在においては、上記の戦略に関する具体的な指標及び目標は定めておりません。今後の事業活動及びステークホルダーとの対話などを通じて、適切な指標及び目標の策定に向けた検討をまいります。

#### (4) 人的資本に関する考え方や取り組み

##### (戦略)

当社は、「持続可能な企業活動／社員の働き方」を追求し、社員と組織の相互エンゲージメントが高く、活力がめぐる組織に繋がる「学び」「多様性」を主な軸としたウェルビーイング経営を推進しております。ウェルビーイング (Well-being) とは「心身ともに健康で、かつ社会的にも満たされた状態」を指す言葉であります。この状態にするには、主にキャリア、ソーシャル、フィナンシャル、フィジカル、コミュニティの5つの要素があり、これらをバランスよく満たすことで、組織全体に活力がめぐり、結果として企業価値の向上に繋がっていきます。

創業時から掲げている「社員一人ひとりが自ら学び、自ら考え、自ら行動する、自律的な組織でありたい」という思考は当社の企業文化の特徴のひとつであります。仕事だけではなく、家事や育児、ボランティア活動、勉強等の個人の活動等、多岐にわたり学びの場があると捉え、中長期的な視点からキャリアの継続性＝キャリアサステナビリティを育てるような支援ができるよう、多様性に富んだワークライフバランスを尊重し、キャリア形成を行うことができる環境の提供を行っております。また、生活環境に合わせて柔軟な働き方を「選択できる＝多様性を認める」環境整備が、同僚に限らず、家族や身近な人たちと信頼と愛情に富んだ人間関係の構築に繋がると捉え、長期に働ける多様化された環境の提供に努めてまいります。

当社のバリューの他に、当社が求めるコンピテンシー（行動特性）を言語化し共通理解をもてるよう定義しております。自ら学び、考え、行動する「自律したプロフェッショナル集団」を目指す当社文化の醸成・浸透に繋がたいという思いから、最もバリューやコンピテンシーを体現した社員を社員投票で1年に1度選出し表彰する制度を導入しております。

##### (指標及び目標)

本書提出日現在においては、これらの戦略に関する具体的な指標及び目標は定めておりません。活動を通じて適切な指標及び目標の設定を検討してまいります。

なお、上記のような人的資本についての取り組みに関連する指標として、管理職における女性労働者の割合は14.7%、男性労働者の育児休業取得率は50.0%となっております（2025年6月期）。今後も、多様性に富みながら当社バリューやコンピテンシーを有した人材がより活躍できるよう、これらの指標を含めて継続的に改善を行うべく、当社のウェルビーイング経営を推進してまいります。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、当社におけるリスク管理の体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」における「②企業統治に関する事項及び当該体制を採用する理由 g. リスク管理・コンプライアンス委員会」及び「④リスク管理体制の整備の状況」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 事業及び事業環境に関するリスク

##### ① 出力制御リスク

太陽光発電や風力発電といった発電出力が気候の影響を受ける自然変動電源においては、電力需給バランスを保ち電力供給の安定化を図ること、及び電源が送電容量制約を超過しないよう抑制することを目的とし、運転開始後における無制限・無補償の出力制御を受け入れることが系統への接続要件となる出力制御ルールを拡充する制度改定が2015年1月に行われました。

当社の発電所は出力制御を受けない自家消費施設が全体の約66%（発電容量ベース、2026年3月末時点）を占めており、FIT制度を利用して送配電網を通じて全量を売電するメガソーラーと比較して、出力制御リスクを抑えた形の事業構造となっております。一方で出力制御の対象となる余剰電力施設の開発数も伸びており、当該施設については出力制御を受けることにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社の発電所は流通小売施設等、周辺に電力需要があるエリアに多く分布していることから、こちらについても電力需要が少ないエリアにある土地型のメガソーラーと比較して出力制御の影響を受けにくい形となっていることと、再生可能エネルギーの発電が石炭火力等より優先されるように送電線混雑時の系統利用ルールの見直しが進められており、2022年12月から再給電方式（調整電源の活用）が導入、2023年12月には、新たな「出力制御対策パッケージ」として、再エネが優先的に活用される制度的な枠組みを措置していくことが示されており、出力制御の影響が低減されることも見込まれております。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、中～長期的に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

##### ② 物価上昇のリスク

「R.E.A.L. Solar Power」で発電される電力の顧客に対する売電単価は、契約上長期にわたり固定されております。そのため、我が国において長期的な経済状況の変化によって大幅な物価の上昇が生じ、それに合わせて契約上の売電単価が改定されない場合には、屋根上ソーラーの運営に係る収支のバランスが損なわれる可能性があります。GXソリューション事業においては、長期固定の売電収入ではなく、太陽光発電所の開発受託や発電所譲渡によるフロー収益により重きをおいたアライアンスソリューションの展開も進んでおり、当社におけるストック収入とフロー収入はより均衡の取れたバランスとなりつつありますが、大幅な物価上昇が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期は比較的長期と考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

##### ③ 設備や資材の価格上昇及び工事労務費高騰による発電設備開発コストの上昇リスク

当社は、太陽光発電設備の設置に関する工事を外部のEPC事業者へ依頼しております。当該工事に係る開発コストは、各種資材価格及び工事従事者の労務費動向等の影響を受けますが、当社では、資材価格や工事労務費が上昇した場合においても、販売価格への転嫁を前提とした収益管理の仕組み、調達先の分散化、価格高騰リスクが見込まれる資材の先行調達、EPC事業者の受注や稼働状況（人員の余裕を含む）に応じた工期や人員調整等により、開発コストの安定化及び低減に努めております。

近年は資源価格の変動が大きく、工事に係る人手不足等の影響も受けて一般に資材価格及び工事労務費は上昇傾向にあることに加え、中東情勢の緊迫化等の影響により、これらの価格が想定以上にかつ短期間で高騰することも懸念されるため、開発コストの上昇によって、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

#### ④ 法的規制等に起因するリスク

当社の主要な事業は、「R.E.A.L. Solar Power」を軸とするGXソリューション事業と、法人及び家庭への電力小売を軸とするエナジートレーディング事業であり、「電気事業法」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等の法的規制を受けております。また、これ以外にも「電力の小売営業に関する指針」、「適正な電力取引についての指針」等の法的規制や行政指導以外のガイドラインに基づいた事業活動を行っております。

将来これらの法令の改正や新たな法令規制、ガイドライン等が制定され当社の事業に適用された場合には、当社の事業はその制約を受ける可能性があります。当社の事業が制約を受けることが見込まれた場合には、法令改正等の内容に基づいて迅速な対応を行う方針ではありますが、法令改正等の内容によっては当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

#### ⑤ 顧客や施設、EPC事業者側の事由、送配電事業者事由や天候要因、及び設備や資材等の供給が不足し、発電設備の工事スケジュールに遅延等が生じるリスク

当社は、発電設備の設置にあたっては、顧客施設の建物構造計算を実施し、発電設備を屋根上に長期間設置することが構造上問題ないことの検証を行った上で、着工の判断を行っております。かかる検証の結果、顧客施設の構造上、物理的に発電設備を設置することができない場合には、工事を中止せざるを得ない場合があります。

また、工事には停電を伴う工程があるため、各顧客施設の営業状況を鑑みて多数の施設における工事スケジュールの調整・管理を行っております。工事スケジュールの策定・調整・管理は、複数のEPC事業者と連携のもと、各社の施工キャパシティ（対応可能件数）を踏まえて余裕をもって実施するよう努めておりますが、突発的に生じ得る顧客施設側やEPC事業者側の都合によって、当初スケジュール通りに工事が実施できない場合があります。その他、送配電事業者との系統連系に関する事前申請手続きの状況や、工事期間における天候影響（猛暑や積雪による工程変更等）によって工事スケジュールが延期となる場合があります。

上述のような事由による工事の中止や延期については、過去の実績等を踏まえ、中止等を勘案するための係数設定や、遅延を勘案するために一定割合で遅延が生じる前提を設定し事業計画に織り込んでおります。なお、こうした事象が発生した場合には、数多ある開発中又は開発予定の他施設における工事の優先順位を引き上げる等の調整によって、全体の工事スケジュールや開発計画の変更リスクを最小限に抑える対策を実施しております。合わせて、EPC事業者の施工キャパシティの余裕を持った確保、EPC事業者との定例開催のミーティングにおける連携・調整等により、突発的な工事時期の調整が生じた場合でも柔軟に対応できる体制の拡充も進めております。

また、発電設備の調達において、半導体不足によるメーカーの製造遅延や、ヨーロッパ等の需要増に伴う海外メーカー製品の日本市場への供給量減少等に影響を受ける場合があります。

このため、当社では、商社と共同でメーカーに対する発注量の予測提出を行い、資材を商社で先行調達・在庫運用を行うことで資材の納品遅延リスクを最小限に抑える対策を実施しております。しかしながら、仮に工事の中止や延期事例が頻発した場合や、当社の想定どおりに先行調達等を行うことができなかった場合、先行調達の対象としていない資材の供給が予想に反して不足した場合等には、全体の工事スケジュールや開発計画に大幅な変更が必要になり、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

⑥ 特定の四半期に収益が偏重するリスク

発電設備の設置にあたって顧客施設の屋根上での工事を行う都合上、地域にもよりますが、猛暑や積雪等の天候影響を受けやすい夏季や冬季においては工事を行いつらい場合があります。これらの時期を避けた第2四半期（10～12月）、第4四半期（4～6月）の新規稼働が比較的多くなる場合があります。これに伴って、特定の四半期に収益が偏重する可能性があり、特に第4四半期（4～6月）、中でも6月に新規稼働を予定していた案件については、雨を含む天候の影響、その他上述「⑤顧客や施設、EPC事業者側の事由、送配電事業者事由や天候要因、及び設備や資材等の供給が不足し、発電施設の工事スケジュールに遅延等が生じるリスク」記載の事由による複合的な要因により、稼働開始が翌事業年度にずれこむ可能性があります。この場合、当該事業年度における稼働件数や売上高計上額と差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような天候影響による工事スケジュール調整が個別案件に生じても、上期又は決算期中には完工できるよう、工事会社とは調整を行っていることに加え、数多ある開発中又は開発予定の他施設における工事の優先順位を引き上げる等の調整によって、全体の工事スケジュールや開発計画の変更リスクを最小限に抑える対策を実施しております。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

⑦ 特定の販売先への依存に係るリスク

当社は、「アライアンスソリューション」の「アセット譲渡型スキーム」の拡大を追求していく事業方針であり、本スキームが売上高及び売上総利益に占める比率は、今後高まっていくことを想定しております。

本スキームは複数のアライアンス先と取り組んでおり、各社との間で中期的な取り組み方針について合意の上、その方針に沿った規模でのアセット譲渡を計画しております。また、特定の販売先への過度な集中を回避するためにも、新規アライアンス先の開拓も引き続き行う予定であります。

しかしながら、新規アライアンス先の開拓の進捗や、アライアンス各社との取引条件、その他の要因により、特定のアライアンス先向けの販売額や利益が当社の売上高及び売上総利益に占める割合が上昇する可能性も想定されます。この場合において当該アライアンス先との取り組みの条件変更や、取り組み自体が継続困難になる等の事情が生じた際には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、販売額が最も大きいアライアンス先は、当事業年度（2025年6月期）においてはTLC VPP合同会社（売上高に占める割合：13.7%）であり、2026年6月期第3四半期累計期間においてはTLC VPP合同会社（売上高に占める割合：21.6%）であります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、中期的に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的大きいと想定しております。

⑧ 電力市場価格の変動リスク

当社はエナジートレーディング事業において、一部の電力をJEPXより調達しております。燃料価格の高騰等に伴うJEPXでのスポット価格の上昇により、当社の電源調達価格が上昇した場合に、かかる調達コスト増大分を供給単価に転嫁できるよう、当社では2023年1月に電気需給約款及び電気供給約款（低圧）を改定しております。この結果、電力供給の損益自体が逆転に陥るリスクは限定的ですが、電源調達及び顧客への電力供給それぞれに係る計上時期や算定期間、支払・入金サイトの兼ね合いで、損益計算書上の売上・原価のバランスやキャッシュ・フロー上の支払額と収受額のバランスが一時的に悪化する可能性があります。また、調達コスト増大分を顧客への供給単価に転嫁することで顧客の離脱に繋がる可能性や、顧客からの信用失墜に繋がる可能性があります。当社のエナジートレーディング事業においてJEPXからの電源調達依存分は、もとより割合としては限定的になるようコントロールしており、このようなリスクが重大な問題として顕在化する可能性は大きくはなく、また当該事象が発生した場合には、柔軟な資金調達等の対応に努めますが、JEPX価格が異常な高騰を示した場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、中期的に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑨ インバランス料金の変動リスク

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づき、需給計画と実際の需給量を30分単位で一致させる義務（計画値同時同量制度）を当社は負っており、それに過不足（インバランス）が生じた場合、一般送配電事業者との間でインバランス料金の精算が必要になります。当社ではスポット市場並びに時間前市場価格とインバランス価格の動向を確認し、インバランス価格のリスクを評価した上で需給計画を立てており、加えて電力受渡しの1時間前まで取引が可能な時間前取引を活用することで、インバランス発生及びインバランス精算コストの抑制に努めております。

需給バランスがひっ迫していない平時では、インバランス精算コストの影響は軽微ですが、需給バランスがひっ迫し、スポット価格、インバランス価格が上昇するタイミングにインバランス精算が発生する場合、収益に与える影響が平時よりも大きくなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、中期的に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑩ 自然災害等に係るリスク

メガソーラー等の大型発電所の運営者は、自然災害等によって発電所が損害を被った場合に、事業全体として重大な影響を被るリスクを分散できないという問題を抱えておりますが、当社では多数の中小型発電所を、全国の幅広い地域で運用しております。従って、発電所が自然災害等により損傷し、当社の事業全体が深刻な影響を被るリスクは分散されております。また、自然災害による発電設備損害に備え、火災保険、利益保険に全ての発電所が加入しておりますが、特に広範な地域に大きな損害をもたらす大規模災害が生じた場合等においては、長期間にわたる設備の稼働停止や、発電設備の修繕に相応の期間が必要となる等、当社の事業運営に影響を与える可能性があります。

当社は、当該事象が発生した場合には、適切な対応に努めますが、事業への影響を完全に防止又は軽減できない可能性があり、結果として、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑪ 天候不順により想定した発電量を確保できないリスク

太陽光発電における発電量は日射量に大きく依存します。計画策定においては、過去の約17年の日射量実績や季節性を考慮しておりますが、日射量は当社によるコントロールが及ぶ事象ではございません。当社では多数の発電設備を全国の幅広い地域で運用しており、気象状況等に起因する日射量不足のリスクは分散できていると認識しておりますが、日射量の多い春季から秋季にかけての長期間の悪天候、新しい建物の建築等による周辺環境の変化、また、粉じん・黄砂・降灰等による直達光・散乱光の減少、更に冬季にかけての降雪等の様々な要因により、想定した発電量を確保できない可能性があり、このような場合には当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

⑫ 重大事故の発生リスク

当社はGXソリューション事業の開発工事における安全対策や品質管理には万全を期しておりますが、人身や施工物に関わる重大な事故が発生した場合、操業停止、当社に対する損害賠償請求や信用失墜等に繋がり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

⑬ 再生可能エネルギーに関する政策変更リスク

当社が事業を展開する再生可能エネルギー分野においては、政府による再生可能エネルギー導入拡大のための取り組みが積極的に進められており、世界的に取り組みが加速している気候変動問題への対応として、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」の実現、2021年4月に「2030年度の温室効果ガス排出46%削減（2013年度比）、更に50%削減の高みを目指す」という我が国の目標を表明し、2021年10月の「第6次エネルギー基本計画」及び2025年2月の「第7次エネルギー基本計画」においてその道筋を示しております。

足元では、2023年2月の「GX実現に向けた基本方針」の閣議決定や続く「GX推進法」「GX脱炭素電源法」の成立に代表されるように、上記のような政策目標や脱炭素化に向けた国際的潮流を背景に再生可能エネルギーの導入が後押しされており、当社を取り巻く経営環境は経営戦略の遂行上、大きな追い風になっていると認識しております。かかる状況は今後も継続するものと見込んでおりますが、このような政策に変化が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としては随時政策動向の変化を把握するように努めており、当社事業に影響を及ぼす可能性が予見される場合には、迅速な対応を行う方針であります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑭ FIT制度において、今後の買取価格の変動、適用年数の変動等が生じた場合のリスク

当社は原則としてFIT制度を活用しない事業を展開しており、今後の当該制度における買取価格の変動、適用年数の変動等の影響を直接受けることはございません。一方で、当該制度からその利用者が得られる経済的メリットが増加する場合は、当社の太陽光発電所が生み出す再生可能エネルギーの売電価格や、当社による再生可能エネルギーの買取価格に影響を与え、この結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。ただ、太陽光に関しては既にFIT制度を利用しなくとも経済合理性をもった普及段階に入っており、国民負担の上に成り立つFIT制度について、今後事業者にとっての条件面の優遇を行っていく可能性は少ないと考えております。なお、FIT制度を活用した場合の経済的メリットが減少する場合には、当社の事業にとって追い風になる可能性があると考えております。当社としては随時FIT制度に関する最新状況を把握するように努めており、当社事業に影響を及ぼす可能性が予見される場合には、迅速な対応を行う方針であります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑮ 事業許認可等に関するリスク

当社のエナジートレーディング事業を遂行するにあたっては、電気事業法に基づく小売電気事業者の登録（2015年11月取得）を受けているほか、電力広域的運営推進機関の会員資格（2015年4月取得）及び日本卸電力取引所の取引会員資格（2015年9月取得）を有していることが、主要な事業活動の前提となっております。これらの許認可・登録等については、いずれも有効期間の定めはなく、法令等に定められた要件を継続して充足する限り有効に存続いたします。本書提出日現在において、これらの継続に支障をきたす要因は発生しておりません。一方で、電気事業法に基づく命令若しくは処分への違反により公共の利益を阻害すると認められた場合や、不正の手段による登録、欠格事由への該当等が生じた場合には、小売電気事業者の登録が取り消される可能性があります。また、当該登録が取り消された場合には、電力広域的運営推進機関の会員資格及び日本卸電力取引所の取引会員資格の前提が失われ、これらの資格を喪失し、又は維持できなくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、当社のエナジートレーディング事業の継続が困難となり、当社の事業、業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は大きいと想定しております。

(2) 事業の運営体制に関するリスク

① 人材の獲得・育成に係るリスク

当社の継続的な事業拡大には、成長の段階に応じた適切な人材の獲得、育成、維持が重要であると認識しております。採用体制の強化や当社の知名度向上に伴い、近年は当社の望む人材の採用が進んでおり、組織体制は着実に強化されております。

しかしながら、今後の事業展開において、採用市場の影響等を受けてその時々で重要度が高い固有の能力をもった人材を適時に確保できない場合や人材が離職してしまった場合、又は人材育成が計画どおりに進展しない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。離職防止や人材育成に関しては、人材の管理・育成を担うミドルマネージャー層の育成に注力すべく、体系立てた研修プログラムを導入しております。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、比較的短期に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

## ② 特定人物への事業運営の依存リスク

代表取締役社長である秋田智一は、入社以降長年にわたり当社の事業上重要な役職を務めており、経営方針の決定や事業運営を含め、極めて重要な役割を果たしております。当社では、適切な権限委譲を図るための組織整備、社内の人材育成、社外取締役及び社外監査役を含む指名・報酬委員会での取締役の選解任の審議等を行うことによって、特定人物に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により秋田智一の業務遂行が困難になった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

## ③ 伊藤忠商事株式会社との関係性

伊藤忠商事株式会社は、本書提出日現在、当社の議決権の24.7%を保有しているため、当社のその他の関係会社に該当いたします。同社は、当社の株主であると同時に当社との間で設備や資材等の調達、電力仕入等の関連当事者取引がありますが、取引の合理性及び妥当性は確保し、他の企業との取引条件等の比較等により取引条件の適正性等を確認しております。また、同社とは事業上の競合状況にはなく、相互に事業領域の調整等も生じておりません。

同社とは、同社の全国取引先ネットワークを活用した営業面及び太陽光パネル・蓄電池等の資材調達面を含め、既に幅広いシナジーを発揮しており、今後も連携を継続する方針であります。何らかの理由により今後の連携が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、営業チャネルの拡大や発注者として他商流との定期的な条件協議や比較検討を行う事で、そのような場合の事業影響を抑える対策を講じております。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

## (3) 会社組織の運営体制に関するリスク

### ① 情報管理に係るリスク

当社は、顧客の個人情報や取引先の機密情報を取扱っており、厳格な情報セキュリティが求められております。これらの情報管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策を図るとともに、研修等により役職員の情報管理意識の向上に努めております。

しかしながら、万一、当社の故意・過失、又は第三者のサイバー攻撃等により情報漏えいが発生した場合、当社に対する損害賠償請求や信用失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的大きいと想定しております。

### ② システム障害に係るリスク

当社のGXソリューション事業においては、AI・IoT・クラウド等のデジタル技術を活用したサービスを、インターネットを介して提供しております。当社は安定的なサービスの提供を実現するために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしておりますが、大規模なプログラム不良や不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、サービスの継続に支障が生じる可能性がある他、AIによる予測精度に関連して過大なインバランスが発生する等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

### ③ 内部管理体制に係るリスク

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営の重要課題のひとつと位置付け、内部統制システムの適切な運用に努め、同システムの充実・強化を継続的に図っております。適切な管理体制のもとで役職員の不正及び不法行為の防止に万全を期しているものの、万が一不正及び不法行為が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は比較的低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

#### (4) 財務リスク

##### ① 負債性資金調達に係るリスク

当社は、GXソリューション事業における発電設備への投資資金及びエナジートレーディング事業における運転資金等への充当を資金使途として、金融機関からの借入を行っている他、設備投資の一部についてリースを活用しており、2025年6月期末における自己資本比率は15.8%（前連結会計年度末13.7%）、短期借入金や1年内返済予定の長期借入金、リース債務、長期借入金及び長期リース債務の合計が273億円（総資産に占める割合は65.7%）と有利子負債への依存度が高くなっております。有利子負債への依存度低下に向けた施策として、アライアンスソリューションの拡大により当社の自己資金負担を抑制しながらのGXソリューション事業の拡大が進んでおります。また今後も有利子負債への一定の依存は継続すると見込んでいるため負債調達の手段の多様化にも取り組んでおり、銀行借入の他、リースの活用、GXソリューション事業から得られるキャッシュ・フローを裏付けとしたプロジェクトファイナンスやプロジェクトボンドの活用等、方法の多様化を絶えず検討しており、適正条件での負債調達に務めております。

一方で、一層有利子負債への依存度が高くなることによる財務体質の悪化や、業績悪化等による当社信用力の低下、金融機関の融資姿勢の変化等によっては今後の資金調達が困難になるリスクがあり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、比較的中期に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

##### ② 金利上昇リスク

当社全体の借入のうち、過半は変動金利を固定金利にスワップしている又は料率が長期固定のリースを活用しているため、市中金利が上昇する局面において、既存借入に係る利払いが大幅に上昇するリスクは概ね抑制されておりますが、新規に調達する借入については金利上昇局面においては、調達コストが増加いたします。資金調達コストの増加分について、当社の各種サービス提供価格への一定の転嫁は検討するものの、極端に金利が上昇した場合や業績悪化等により当社の信用力が低下した場合には、利払い負担の増加により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、比較的短期に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は中程度と想定しております。

##### ③ 財務制限条項への抵触リスク

当社の資金調達に係る契約には財務制限条項が付されている契約が多くあり、当事業年度以降においては経常利益及び当期純利益の計上を見込んでいることから財務制限条項へ抵触するリスクは低いと判断しているものの、財務制限条項へ抵触した場合には、資金調達先の請求により期限の利益を喪失し、当社の財政状態及びキャッシュ・フローに重大な影響を与える可能性があります。当該財務制限条項は、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 貸借対照表関係 ※6 財務制限条項」に記載しております。なお、株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約（契約日2022年11月29日）、株式会社みなど銀行とのコベナント付融資に関する特約書（契約日2019年11月29日）に関して2022年6月期決算において財務制限条項に抵触した事例（いずれも経常損益黒字維持という条件への抵触）がありますが、各金融機関に対して当該抵触の内容及び発生要因、今後の業績見通し等について適時適切に説明するとともに、継続的な協議及びコミュニケーションを行った結果、いずれの金融機関からも債務の弁済は求められておりません。引続き財務制限条項へ抵触することのないよう当社事業の収益性確保を着実にを行いながら、金融機関との関係の維持・強化にも努めることで、仮に財務制限条項へ抵触する事態が生じた場合においてもリスク低減を図りたいと考えております。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的大きいと想定しております。

##### ④ 売掛債権管理上のリスク

当社では法人・個人を含む幅広い顧客に対し売上債権を有していますが、取引先ごとに売上債権の回収状況・滞留状況のチェックを行い、社内規程に従い管理しております。滞留債権の発生防止に努め、一定の基準により引当処理をしておりますが、予期せぬ事態により債権回収に支障が生じた場合は当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑤ 新株予約権による希薄化リスク

当社は、役職員等の業績向上に対する意欲や士気向上のため、ストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式総数は4,390,000株であり、発行済株式総数の13.7%に相当しております。これらのストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は中程度と想定しており、中～長期的に顕在化する可能性もあると考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

⑥ 配当政策について

当社は現在、成長過程にあると認識しており、将来の事業展開に向けた設備投資や財務体質強化を重視する観点から、創業以来配当を実施しておりません。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であり、また、事業環境の変化などによりこの配当政策を変更する可能性があります。

当該リスクが顕在化する可能性は低いと想定しており、顕在化する可能性のある時期の特定は難しいと考えております。また、顕在化した場合の当社業績への影響度は比較的小さいと想定しております。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、第22期より連結財務諸表を作成しておりません。そのため、財政状態及び経営成績の前期比較は個別財務諸表数値を用いて行っております。

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 財政状態の状況

第22期事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

###### （資産）

当事業年度末における流動資産は11,291,971千円となり、前事業年度末に比べ1,618,899千円増加いたしました。これは主に、GXソリューション事業における「PPAサービス」「インテグレーション」の売上が堅調に推移したことにより、現金及び預金が2,368,798千円増加、売掛金及び契約資産が648,800千円増加した一方で、未収入金が673,861千円減少したこと等によるものであります。

固定資産は30,382,036千円となり、前事業年度末に比べ3,734,773千円増加いたしました。これは主に「PPAサービス」における施設数増加に伴う機械及び装置が763,039千円増加したことやリース資産が2,910,159千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、41,674,007千円となり、前事業年度末に比べ5,353,672千円増加いたしました。

###### （負債）

当事業年度末における流動負債は7,180,680千円となり、前事業年度末に比べ69,709千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が700,000千円減少した一方で、「PPAサービス」による工事等の未払金が324,935千円増加、売上増加に伴う未払法人税等が353,100千円増加したことによるものであります。

固定負債は27,901,480千円となり、前事業年度末に比べ3,678,644千円増加いたしました。これは主に「PPAサービス」における有形固定資産取得によるリース債務が2,636,768千円増加、資産除去債務が1,034,820千円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、35,082,161千円となり、前事業年度末に比べ3,748,353千円増加いたしました。

###### （純資産）

当事業年度末における純資産合計は6,591,846千円となり、前事業年度末に比べ1,605,318千円増加いたしました。これは主に当期純利益が堅調に推移したことにより、利益剰余金が1,595,584千円増加したことによるものであります。なお、資本剰余金から利益剰余金への欠損填補により資本剰余金が1,542,136千円減少し利益剰余金が同額増加しております。

この結果、自己資本比率は15.8%（前事業年度末は13.7%）となります。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

###### （資産）

当中間会計期間末における資産合計は、41,297,571千円となり、前事業年度末に比べ376,436千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が1,126,355千円増加したことや棚卸資産が255,403千円増加した一方で、売掛金及び契約資産が956,383千円減少、流動資産のその他のうち未収入金が516,187千円減少、減価償却費の計上等により有形固定資産が208,891千円減少したことによるものであります。

###### （負債）

当中間会計期間末における負債合計は、33,785,925千円となり、前事業年度末に比べ1,296,235千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が208,622千円、流動負債のその他のうち未払金が1,126,538千円減少したことによるものであります。

###### （純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は、7,511,645千円となり、前事業年度末に比べ919,799千円増加いたしました。これは中間純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は、42,435,638千円となり、前事業年度末に比べ761,631千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が1,020,421千円増加したことや売掛金及び契約資産が155,038千円増加、有形固定資産が139,920千円増加した一方で、流動資産のその他に含まれる未収入金が回収されたことにより545,332千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は、34,344,298千円となり、前事業年度末に比べ737,862千円減少いたしました。これは主に、短期借入金が300,000千円増加した一方で、未払法人税等が333,009千円減少、長期借入金が522,699千円減少、短期リース債務を含むリース債務が227,716千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、8,091,340千円となり、前事業年度末に比べ1,499,494千円増加いたしました。これは主に、四半期純利益の計上によって利益剰余金が増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第22期事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、訪日外国人の増加や個人消費の持ち直しが継続し、企業収益及び雇用情勢も改善が続いていることから、国内景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、ウクライナ及び中東における情勢悪化の長期化や、資材・エネルギー価格の高騰を含む世界的な物価上昇・金利変動、関税をはじめとする米国政策動向の不確実性などにより、国内景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の事業環境においては、アゼルバイジャンで2024年11月に開催されたCOP29（国連気候変動枠組条約第29回締約国会議）で気候基金の目標が現行の約3倍にまで引き上げられ、国内でも第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標が設定されるなど、引き続き再生可能エネルギー、脱炭素社会の動向に注目が集まっております。気候変動問題に対する活動は、上場企業全体及びそれらのサプライチェーンに関わる非上場の中堅・中小企業にも最重要課題として広がってきています。

一方、電力業界は、GX推進が加速する中で、依然として変化の只中にあります。日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）の価格は安定的に推移しておりますが、平年より夏季の気温が高く、冬季の気温が低めの気候となったこともあり電力の需要が増加し、当事業年度のスポット平均価格は12.26円/kWh（昨年同期間の平均価格は11.11円/kWh）となっております。

このような状況の下、当社は引き続きGXソリューション事業の成長を推進してまいりました。当事業の主要なサービス（オンサイトソーラーを保有する「PPAサービス」、アライアンスパートナーと提携してオンサイトソーラーの拡大を推進する「アライアンスソリューション」、太陽光や蓄電池等を組み合わせたGHG（温室効果ガス：Greenhouse gas）排出量ゼロに貢献する次世代型店舗/倉庫（GX Store/GX Logistics）を構築する「インテグレーションサービス」）を通じて稼働した太陽光発電施設が、2025年6月末で累計1,259施設、発電容量にして321MWとなりました。更に、各サービスの契約獲得件数も順調に伸びております。また、エナジートレーディング事業においては、JEPXの価格は安定した水準で推移しており、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって、想定以上に電力販売量が増加したものの、費用は抑制できております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高22,939,003千円（前事業年度比19.1%増）、営業利益3,139,852千円（同145.9%増）、経常利益2,389,312千円（同108.8%増）、当期純利益1,595,584千円（前事業年度は2,631,957千円の当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

当社は第22期より連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較は行っておりません。

#### (GXソリューション事業)

GXソリューション事業においては、GHG排出量ゼロに貢献する次世代型施設（GX Store、GX Logistics）が新たに26件稼働し、「PPAサービス」や「インテグレーションサービス」の伸長、「アライアンスソリューション」における提携先の拡大等、全体として順調に推移しております。

この結果、セグメント売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は8,920,555千円、セグメント利益は1,883,106千円となりました。

#### (エナジートレーディング事業)

エナジートレーディング事業においては、前事業年度に比べ、電力販売量が減少傾向となる中で、電力販売量に応じた柔軟な電源調達等を行うことで売上原価を抑制することができました。

この結果、セグメント売上高は14,219,036千円、セグメント利益は2,290,447千円となりました。

#### 第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、ウクライナ及び中東における情勢悪化の長期化や、資材・エネルギー価格の高騰を含む世界的な物価上昇・金利変動、関税をはじめとする米国政策動向の不確実性などにより、依然として国内景気の先行きは不透明な状態が続いております。

当社事業環境は、第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標が設定されるなど、改めて再生可能エネルギー、脱炭素社会の動向に注目が集まっております。気候変動問題に対する活動は、引き続き、上場企業全体及びそれらのサプライチェーンに関わる非上場の中堅・中小企業にも最重要課題として広がってきています。

電力業界に関する状況は、GX推進が加速する中で依然として変化の只中にありますが、日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）の価格は安定的に推移しており、当中間会計期間の平均価格は11.53円/kWh（昨年同期間の平均価格は13.32円/kWh）となっています。

このような状況の下、当社は前事業年度に引き続きGXソリューション事業の成長を推進してまいりました。当社の主要サービス（オンサイトソーラーを保有する「PPAサービス」、アライアンスパートナーと提携してオンサイトソーラーの拡大を推進する「アライアンスソリューション」、太陽光や蓄電池等を組み合わせたGHG（温室効果ガス：Greenhouse gas）排出量ゼロに貢献する次世代型店舗/倉庫（GX Store/GX Logistics）を構築する「インテグレーションサービス」）を通じて稼働した太陽光発電施設が、2025年12月末で累計1,365施設に達し、発電容量にして350MWを超えました。更に、各サービスの契約獲得件数も順調に伸びております。また、エナジートレーディング事業においては、電力販売量は順調に推移しており、JEPX価格が安定した水準で推移する中、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって、費用は抑制できております。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高11,481,566千円、営業利益1,644,652千円、経常利益1,295,007千円、中間純利益919,799千円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### (GXソリューション事業)

GXソリューション事業においては、当中間会計期間に「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」が新たに容量ベースで28MW稼働、「インテグレーションサービス」5施設が新規稼働するなど順調に推移しております。

この結果、当中間会計期間のセグメント売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は5,151,214千円、セグメント利益は1,047,207千円となりました。

#### (エナジートレーディング事業)

エナジートレーディング事業においては、調整項による市場価格変動リスクのコントロールに加え、電源調達方法の機動的な調整等、市場価格の変動に対して柔軟な対応を行った結果、売上原価を抑制することができました。

この結果、当中間会計期間のセグメント売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は6,424,232千円、セグメント利益は1,171,995千円となりました。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、ウクライナ及び中東における情勢悪化の長期化や、資材・エネルギー価格の高騰を含む世界的な物価上昇・金利変動、関税をはじめとする米国政策動向の不確実性などにより、依然として国内景気の先行きは不透明な状態が続いております。

当社事業環境は、第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標が設定されるなど、改めて再生可能エネルギー、脱炭素社会の動向に注目が集まっております。気候変動問題に対する活動は、引き続き、上場企業全体及びそれらのサプライチェーンに関わる非上場の中堅・中小企業にも最重要課題として広がってきています。

電力業界に関する状況は、GX推進が加速する中で依然として変化の只中にありますが、日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）の価格は安定的に推移しており、当第3四半期累計期間の平均価格は11.46円/kWh（昨年同期間の平均価格は13.06円/kWh）となっています。

このような状況の下、当社は前事業年度に引き続きGXソリューション事業の成長を推進してまいりました。当社の主要サービス（オンサイトソーラーを保有する「PPAサービス」、アライアンスパートナーと提携してオンサイトソーラーの拡大を推進する「アライアンスソリューション」、太陽光や蓄電池等を組み合わせたGHG（温室効果ガス：Greenhouse gas）排出量ゼロに貢献する次世代型店舗/倉庫（GX Store/GX Logistics）を構築する「インテグレーションサービス」）を通じて稼働した太陽光発電施設が、2026年3月末で累計1,461施設に達し、発電容量にして390MWとなりました。更に、各サービスの契約獲得件数も順調に伸びております。また、エナジートレーディング事業においては、電力販売量は想定をやや上回って推移しており、JEPX価格が安定した水準で推移する中、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって、費用は抑制できております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高18,543,068千円、営業利益2,653,914千円、経常利益2,131,766千円、四半期純利益1,499,494千円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（GXソリューション事業）

GXソリューション事業においては、当第3四半期累計期間に「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」が新たに容量ベースで57MW稼働、「インテグレーションサービス」12施設が新規稼働するなど順調に推移しております。

この結果、当第3四半期累計期間のセグメント売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は9,149,299千円、セグメント利益は1,928,498千円となりました。

（エナジートレーディング事業）

エナジートレーディング事業においては、調整項による市場価格変動リスクのコントロールに加え、電源調達方法の機動的な調整等、市場価格の変動に対して柔軟な対応を行った結果、売上原価を抑制することができました。

この結果、当第3四半期累計期間のセグメント売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は9,548,365千円、セグメント利益は1,626,921千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は、5,214,432千円となりました。なお、前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、比較分析は行っていません。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により獲得した資金は4,634,055千円となりました。これは主に、税引前当期純利益2,418,522千円、減価償却費1,895,186千円、未収消費税等の減少額844,703千円があった一方で、売上債権の増加額641,100千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は4,764,131千円となりました。これは主に、太陽光発電設備の増加に伴う有形固定資産の取得による支出4,421,877千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は2,422,040千円となりました。これは主に、太陽光発電設備に係るセール・アンド・リースバックによる収入3,620,241千円があった一方で、短期借入金の純減少額700,000千円、リース債務の返済による支出418,565千円等があったことによるものであります。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

当中間会計期間末における資金は、前事業年度末に比べ1,143,875千円増加し、6,358,307千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動により獲得した資金は2,379,298千円となりました。これは主に、税引前中間純利益が1,294,953千円、減価償却費が1,048,194千円、売上債権の減少額956,383千円があった一方で、法人税等の支払額568,604千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動により使用した資金は1,567,615千円となりました。これは主に、太陽光発電設備の増加に伴う有形固定資産の取得による支出1,412,595千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動により獲得した資金は332,192千円となりました。これは主に、セール・アンド・リースバックによる収入652,384千円があった一方で、リース債務の返済による支出237,607千円等があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第22期事業年度及び第23期中間会計期間並びに第23期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに表示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第22期事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		第23期中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)		第23期第3四半期累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高 (千円)	前事業年度比 (%)	販売高 (千円)		販売高 (千円)	
GXソリューション事業	8,719,966	259.0	5,057,804		8,995,704	
エナジートレーディング事業	14,219,036	△15.5	6,423,762		9,547,364	
合計	22,939,003	19.1	11,481,566		18,543,068	

(注) 1. 金額は、売上高によっております。

2. 第22期事業年度において、GXソリューション事業の販売実績に著しい変動がありました。これは主に「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」が堅調に推移したこと等によるものであります。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第22期事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		第23期中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)		第23期第3四半期累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
TLC VPP合同会社	3,152,642	13.7	1,892,944	16.5	3,995,570	21.6

4. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。なお、第21期事業年度については、総販売実績に対する販売先別の販売実績割合が100分の10未満であるため記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第22期事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(財政状態の状況)

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(経営成績の状況)

<売上高>

当事業年度の売上高につきましては、22,939,003千円 (前年同期比19.1%増) となりました。これは、GXソリューション事業においては、当事業年度に「インテグレーションサービス」26施設を新規に導入し、「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」においては容量ベースで新たに74MWが稼働するなど順調に推移していること、またエナジートレーディング事業においては、前事業年度に比べ、電力販売量が減少傾向となる中で、調整項による市場価格変動リスクのコントロールによって売上高を確保したことによるものであります。

<売上原価、売上総利益>

当事業年度の売上原価につきましては、16,879,458千円（前事業年度比6.9%増）となりました。これは、GXソリューション事業においては、売上高の増加に伴い売上原価が増加した一方で、エナジートレーディング事業においては、電力販売量に応じた柔軟な電源調達等を行うことで売上原価を抑制することができたことなどによるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は6,059,545千円（前事業年度比75.1%増）となりました。

<販売費及び一般管理費、営業利益>

当事業年度の販売費及び一般管理費は2,919,692千円（前事業年度比33.7%増）となりました。これは、更なる成長に向けた積極的な採用活動により人件費が増加したことや、経営基盤を強化するためのツール導入等により支払手数料の増加、当事業年度より外形標準課税適用会社となったことによる外形標準課税の増加、また本社移転に伴う経費が一時的に増加したことなどによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は3,139,852千円（前事業年度比145.9%増）となりました。

<経常利益、当期純利益>

当事業年度の経常利益は、2,389,312千円（前事業年度比108.8%増）となりました。これは、リース案件の増加により支払利息が増加したなどによるものであります。また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は822,937千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は1,595,584千円（前事業年度は2,631,957千円の当期純損失）となりました。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（財政状態の状況）

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

（経営成績の状況）

当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、前年同期との比較は行っておりません。

<売上高>

当中間会計期間の売上高につきましては、11,481,566千円となりました。これは、GXソリューション事業においては、当中間会計期間に「インテグレーションサービス」5施設を新規に導入し、「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」においては容量ベースで新たに28MWが稼働するなど順調に推移していること、またエナジートレーディング事業においては、電力販売量は想定をやや上回って推移いたしました。

<売上原価、売上総利益>

当中間会計期間の売上原価につきましては、8,240,629千円となりました。これは、GXソリューション事業においては、売上高の増加に伴い売上原価が増加した一方で、エナジートレーディング事業においては、JEPX 価格が安定した水準で推移する中、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって売上原価を抑制することができたことなどによるものであります。

この結果、当中間会計期間の売上総利益は3,240,937千円となりました。

<販売費及び一般管理費、営業利益>

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は1,596,284千円となりました。これは、更なる成長に向けた積極的な採用活動により人件費が増加したことや、経営基盤を強化するためのツール導入等により支払手数料が増加したことなどによるものであります。

この結果、当中間会計期間の営業利益は1,644,652千円となりました。

<経常利益、当期純利益>

当中間会計期間の経常利益は、1,295,007千円となりました。また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は375,154千円となりました。

この結果、当中間会計期間の中間純利益は919,799千円となりました。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

（財政状態の状況）

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

（経営成績の状況）

当社は、当第3四半期累計期間より四半期財務諸表を作成しておりますので、前年同期との比較は行っておりません。

<売上高>

当第3四半期累計期間の売上高につきましては、18,543,068千円となりました。これは、GXソリューション事業においては、当第3四半期累計期間に「インテグレーションサービス」12施設を新規に導入し、「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」においては容量ベースで新たに57MWが稼働するなど順調に推移していること、またエナジートレーディング事業においては、電力販売量は想定をやや上回って推移いたしました。

<売上原価、売上総利益>

当第3四半期累計期間の売上原価につきましては、13,432,633千円となりました。これは、GXソリューション事業においては、売上高の増加に伴い売上原価が増加した一方で、エナジートレーディング事業においては、JEPX価格が安定した水準で推移する中、細やかな需給管理やGXソリューション事業からの安定価格での余剰電力調達も相まって、売上原価を抑制することができたことなどによるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は5,110,434千円となりました。

<販売費及び一般管理費、営業利益>

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は2,456,520千円となりました。これは、更なる成長に向けた積極的な採用活動により人件費が増加したことや、経営基盤を強化するためのツール導入等により支払手数料が増加したことなどによるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は2,653,914千円となりました。

<経常利益、当期純利益>

当第3四半期累計期間の経常利益は、2,131,766千円となりました。これは、リース案件の増加により支払利息が増加したなどによるものであります。また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は614,821千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は1,499,494千円となりました。

## ② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載しております。当社の運転資金需要のうち主なものには、GXソリューション事業における太陽光パネル・蓄電池等の資材調達やエナジートレーディング事業における電力の調達費用をはじめ、全社の人件費、支払手数料等があります。

これらの資金需要に対する財源は、手許資金、営業キャッシュ・フロー、金融機関からの借入を含む多様なファイナンス手段をバランスよく活用し、調達していくことを基本方針としており、資金需要の増減や調達環境に応じて柔軟に対応しております。

当面の資金繰りに必要な資金は十分に確保されていると認識しておりますが、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、また、コミットメントライン等を確保しており、変動する資金需要に対応し、仮に資金繰りが悪化した際にも必要に応じて適時に資金調達ができる体制を構築しております。加えて、当社のGXソリューション事業は、長期安定的な将来キャッシュ・フロー基盤を厚くするストック型のモデルと、資本効率高く利益とキャッシュ・フローを早期に獲得するフロー型のモデルのバランスの取れた収益構成となっておりますが、仮に資金繰りが悪化した際にはフロー型のモデルでの収益をより重視する事業バランスに調整するなどの柔軟な対応を行うことも想定しております。

## ③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状

等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 経営者の問題意識と今後の方針

当社の経営陣としては「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 経営戦略」及び「(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の事項を重要な経営上の課題として、これらに優先的に対処していく必要があると認識しております。脱炭素という当社が向き合うテーマは市場規模の拡大を含め、環境が急速に変化している領域であり、これに適時に順応し、適切な経営施策を講じられるよう、経営陣は当社を取り巻く環境の変化に関する情報の入手、分析により、現在及び将来の重要な経営課題を適宜見直し、経営資源の適切な配分を含む、対応策を実施していく方針であります。

⑥ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、オンサイトソーラー累計開発容量及び累計開発件数、「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」契約済容量及び契約済案件数、GXソリューション事業のフロー収益、電力販売量、売上総利益及びEBITDAであり、その推移は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。当該指標の推移についての分析は次の通りです。

オンサイトソーラー累計開発容量のうち、PPAサービスはGXソリューション事業を牽引するサービスとして、2017年のPPAサービス事業開始以降、当社でアセットを保有し長期的なストック型収入を積み上げることに貢献しております。営業・開発体制の強化に伴い、年々新規開発容量を増加させてきましたが、2023年6月期以降は、アライアンスソリューション・インテグレーションサービスとの合計での年間新規稼働量はさらに拡大させつつも、PPAサービス単体としてのオンサイトソーラー累計開発容量の伸びは一定水準を保持する方針としております。

PPAサービスから派生した事業形態であるアライアンスソリューション、インテグレーションサービスについてはアライアンス先等の当社以外がアセットを保有する形態であり、2023年6月期以降、フロー型収入の獲得に貢献しております。このため、アライアンスソリューション・インテグレーションサービスそれぞれの累計開発容量の年間増分に対応してフロー収益が増加することで、各サービスの売上総利益が伸長しております。

また、営業体制の強化により、開発予定パイプラインとしての「PPAサービス」及び「アライアンスソリューション」の契約済容量・契約済案件数は増加傾向となっております。

一方で、電力販売量については、2022年6月期以降で積極的な営業活動を行っていないことから、GXソリューション事業において生じる余剰電力の活用は増加する一方で、エナジートレーディング事業全体の販売量は低下傾向にあります。

このような事業展開の中で、売上総利益やEBITDAは、GXソリューション事業の開発容量増加による売上総利益の増加を反映して年々増加しております。

## 5 【重要な契約等】

### (1) 連結子会社の吸収合併

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社アイ・グ  
リッド・ラボを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年5月22日付で合併契約を締結し、2024年7月  
1日付で吸収合併いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記  
事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

### (2) 財務制限条項が付された借入金契約

契約形態	契約締結日	本契約の相手方 の属性	期末残高	弁済期限	担保
限度貸付契約	2020年2月7日	金融機関10行	8,058,333千円	2037年12月30日	預金及び売掛金
限度貸付契約	2023年2月24日	金融機関10行	7,780,500千円	2038年12月30日	預金及び売掛金
実行可能期間付 タームローン契約	2024年6月26日	株式会社 三菱UFJ銀行	960,000千円	2029年6月26日	なし

- (注) 1. 上記の契約については、財務制限条項が付されており、当該財務制限条項の内容は「第5 経理の状況 2  
財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(貸借対照表関係) ※6 財務制限条項」に記載のとおりでありま  
す。
2. 財務制限条項が付された借入金契約の契約当事者であった当社の連結子会社(株式会社VPP Japan)は、  
2024年6月29日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しており、借入金契約は当社が承継しており  
ます。そのため、当該連結子会社の住所及び代表者の氏名は記載しておりません。

## 6 【研究開発活動】

第22期事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（GXソリューション事業）

当事業年度は、前事業年度に引き続き、次世代エネルギープラットフォーム（R. E. A. L. New Energy Platform）の高度化を目的に、ブロックチェーンによる電力トレーサビリティの研究や、企業のGX活動方針策定におけるシミュレータの試作などに関する研究開発を行いました。当研究開発活動により、当該プラットフォームの将来的な機能改善及び機能拡張に寄与する示唆が得られたと認識しております。

なお、当社の研究開発は、社内で研究開発を担うDX推進部が中心となり、大学等の社外研究開発パートナーとの連携体制を構築した上で推進しております。

この結果、当事業年度において研究開発費を18,695千円計上しております。

（エネルギートレーディング事業）

該当事項はありません。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

（GXソリューション事業）

当中間会計期間は、前事業年度に引き続き、次世代エネルギープラットフォーム（R. E. A. L. New Energy Platform）の高度化を目的に、ブロックチェーンによる電力トレーサビリティの研究や、太陽光・蓄電池の発電・充放電出力制御システムの試作などに関する研究開発を行いました。

なお、当社の研究開発は、社内で研究開発を担うDX推進部が中心となり、大学等の社外研究開発パートナーとの連携体制を構築した上で推進しております。

この結果、当中間会計期間において研究開発費を7,881千円計上しております。

（エネルギートレーディング事業）

該当事項はありません。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

（GXソリューション事業）

当第3四半期累計期間は、前事業年度に引き続き、次世代エネルギープラットフォーム（R. E. A. L. New Energy Platform）の高度化を目的に、ブロックチェーンによる電力トレーサビリティの研究や、太陽光・蓄電池の発電・充放電出力制御システムの試作などに関する研究開発を行いました。

なお、当社の研究開発は、社内で研究開発を担うDX推進部が中心となり、大学等の社外研究開発パートナーとの連携体制を構築した上で推進しております。

この結果、当第3四半期累計期間において研究開発費を13,887千円計上しております。

（エネルギートレーディング事業）

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当事業年度において、事業拡大等のため実施した当社の設備投資の総額は、5,063,665千円（有形固定資産の他、無形固定資産への設備投資を含む）であり、セグメントごとの主な設備投資額は次のとおりであります。

(1) GXソリューション事業

主に太陽光発電設備の設置及びソフトウェアの開発等により、4,705,420千円（有形固定資産4,297,041千円、無形固定資産408,378千円）の設備投資を実施いたしました。

(2) エナジートレーディング事業

主に電力供給事業運営及び余剰電力買取や循環型供給サービスを実現するために必要なシステム機能やデータ基盤の開発等により、138,902千円（無形固定資産）の設備投資を実施いたしました。

(3) 全社・共通資産

主に本社事務所移転により、219,342千円（有形固定資産201,222千円、無形固定資産18,120千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却・売却等はありません。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

当中間会計期間において、事業拡大等のため実施した当社の設備投資の総額は、925,763千円（有形固定資産の他、無形固定資産への設備投資を含む）であり、セグメントごとの主な設備投資額は次のとおりであります。

(1) GXソリューション事業

主に太陽光発電設備の設置及び案件管理システム構築に係るソフトウェアの開発等により、876,911千円（有形固定資産765,268千円、無形固定資産111,642千円）の設備投資を実施いたしました。

(2) エナジートレーディング事業

主に電力供給事業運営及び余剰電力買取や循環型供給サービスを実現するために必要なシステム機能やデータ基盤の開発等により、40,291千円（無形固定資産）の設備投資を実施いたしました。

(3) 全社・共通資産

主に一括償却資産となるパソコンや固定資産管理に伴うソフトウェア開発等により、8,560千円（有形固定資産3,429千円、無形固定資産5,131千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、当中間会計期間において、重要な設備の除却・売却等はありません。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

当第3四半期累計期間において、事業拡大等のため実施した当社の設備投資の総額は、2,018,225千円（有形固定資産の他、無形固定資産への設備投資を含む）であり、セグメントごとの主な設備投資額は次のとおりであります。

(1) GXソリューション事業

主に太陽光発電設備の設置及び案件管理システム構築に係るソフトウェアの開発等により、1,932,950千円（有形固定資産1,774,584千円、無形固定資産158,366千円）の設備投資を実施いたしました。

(2) エナジートレーディング事業

主に電力供給事業運営及び余剰電力買取や循環型供給サービスを実現するために必要なシステム機能やデータ基盤の開発等により、64,939千円（無形固定資産）の設備投資を実施いたしました。

(3) 全社・共通資産

主に一括償却資産となるパソコンや携帯電話、固定資産管理に伴うソフトウェア開発等により、20,334千円（有形固定資産15,203千円、無形固定資産5,131千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却・売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)							従業員 数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器具 及び備品	リース資産	建設仮勘定	ソフトウ ェア	その他		合計
東京本社 (東京都港区) 他	GXソリ ューシ ョン事 業	ソフトウ ェア、空 調制御機 器等	25,444	1,857	95,507	—	—	623,757	146,006	892,573	33
三重県桑 名市他 1,026施 設 ※5	GXソリ ューシ ョン事 業	太陽光発 電設備 243,376.5 1kW	—	19,584,251	—	8,423,071	127,718	—	—	28,135,041	39
東京本社 (東京都港区)	エナジ ートレ ーディ ング事 業	ソフトウ ェア等	—	—	—	—	—	359,275	36,007	395,283	11
東京本社 (東京都港区)	全社	本社機能	84,797	—	83,086	—	—	13,738	4,444	186,066	48

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、「商標権」及び「ソフトウェア仮勘定」であります。  
 3. 従業員数は、就業人員数（出向者、休職者、契約社員を含んでおります。）であります。  
 4. 東京本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料は78,596千円であります。  
 5. 当社は顧客の建物屋根等を利用して全国に多数の太陽光発電設備を保有しているため、代表的な設備の設置場所を記載しております。

第23期中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

当中間会計期間において、事業拡大等のため925,763千円（有形固定資産の他、無形固定資産への設備投資を含む）の設備を取得しております。

その他、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

第23期第3四半期累計期間（自 2025年7月1日 至 2026年3月31日）

当第3四半期累計期間において、事業拡大等のため2,018,225千円（有形固定資産の他、無形固定資産への設備投資を含む）の設備を取得しております。

その他、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】 (2026年5月31日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加容量 (kW)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
埼玉県大里 郡寄居町 他31施設 ※1	GXソリューション事業	太陽光発電 設備	2,258,843	257,702	借入金 リース	2025年 11月	2027年 4月	17,976
山梨県中央 市 他 ※2	GXソリューション事業	太陽光発電 設備	5,949,483	—	増資資 金、自己 資金及び 借入金	2026年 6月	2028年 6月	48,166
東京本社 (東京都港区)	— ※3	ソフトウエ ア等	894,540	—	増資資金 及び自己 資金	2026年 7月	2028年 6月	— ※4

- (注) 1. 当社は顧客の建物屋根等を利用して全国に多数の太陽光発電設備を設置しているため、代表的な設備の設置場所を記載しております。また、2026年5月31日現在で発注済の設備の内容を記載しております。
2. 当社は顧客の建物屋根等を利用して全国に多数の太陽光発電設備を設置しているため、代表的な設備の設置場所を記載しております。また、2026年6月1日以降で発注を予定している設備の内容を記載しております。
3. セグメント横断での投資金額も含むため、記載を省略しております。
4. 完成後の増加容量には寄与しておらず、かつ完成後の増加能力を計数的に把握することが困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

#### 第4【提出会社の状況】

##### 1【株式等の状況】

###### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,285,000
計	93,285,000

###### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,110,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	32,110,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2019年10月25日臨時株主総会決議及び2019年10月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 （注） 7
新株予約権の数（個） ※	40,000 （注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,000,000 （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	60 （注） 3
新株予約権の行使期間 ※	2020年10月1日～2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 60.03 資本組入額 30.02
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 6

※ 最近事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1.5円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、本書提出日の前月末現在50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2020年6月期から2024年6月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、3.3億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 本新株予約権者が死亡した場合には、相続人が本新株予約権を承継できるものとする。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権を行使することはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5. に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 付与対象者の取締役退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社従業員1名となっております。

## 第7回新株予約権

本新株予約権は、第三者割当により発行される新株予約権（有償ストックオプション）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっており、その内容は以下のとおりであります。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

決議年月日	2019年10月25日臨時株主総会決議及び2019年10月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当該新株予約権者の受託者 1 （注） 7
新株予約権の数（個） ※	22,900（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,145,000 （注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	60 （注） 3
新株予約権の行使期間 ※	2020年10月1日～2029年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 60.03 資本組入額 30.02
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 6

※ 最近事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1.5円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、本書提出日の前月末現在50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2020年6月期から2024年6月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された営業利益が、3.3億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権を行使することはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7. 新株予約権信託に係る条件

当社の取締役会長である本多聡介は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2019年10月25日臨時株主総会決議に基づき、2019年10月29日付で税理士西川正起氏を受託者として、時価発行新株予約権信託<sup>®</sup>（以下、「原信託」という。）を設定しました。原信託に対して、当社は会社法に基づき2019年10月31日に第7回新株予約権（2019年10月25日臨時株主総会決議及び2019年10月15日取締役会決議）を発行しております。その後、2023年12月25日付でコタエル信託株式会社を受託者として、新たに時価発行新株予約権信託<sup>®</sup>（以下「本信託（第7回新株予約権）」という。）の設定を行い、第7回新株予約権を本信託（第7回新株予約権）に移管しております。

本信託（第7回新株予約権）は、当社の役職員に対して、将来の功績に応じて、受託者に付与した第7回新株予約権25,400個（1個当たり普通株式50株相当）を分配するものであります。既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価や期待をもとに将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。本信託（第7回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託 <sup>®</sup>
委託者	本多 聡介
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者
受益者適格要件	当社の取締役、執行役、監査役及び従業員のうち、当社の定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を当社の評価委員会が選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。
信託契約日	2023年12月21日
信託の種類と新株予約権数	第7回新株予約権 25,400個（1個当たり50株）
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日。なお、2024年3月末以降毎年3月末、6月末、9月末及び12月末に受益者指定日が到来する予定であるが、ロックアップ期間中は当社等の役職員等を受益者として指定しません。
信託の目的	将来の功績評価や貢献が期待される当社の役職員等（将来採用された当社の役職員等も含む。）に対して、第7回新株予約権を発行することを目的としております。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年11月13日臨時株主総会決議及び2023年11月13日臨時取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 14 （注） 8
新株予約権の数（個） ※	249（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,245,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	400（注） 2
新株予約権の行使期間 ※	2025年11月14日～2033年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2025年6月30日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、これらの事項に変更はありません。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、本書提出日の前月末現在5,000株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任（ただし、当社からの取締役又は監査役への再任の要請を新株予約権者が拒否した場合を除く。）、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該本新株予約権を行使することはできない。
- (4) 本新株予約権の行使は、下記4. (3)①から④までの取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。

#### 4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、又は当社が子会社となる株式交付計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、②当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）、又は③当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当社は本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。
- (3) 新株予約権者について次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
  - ③ 当社の業務命令によらず又は当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
  - ④ 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合
  - ⑤ 前各号の他、新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4. に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6. 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
  - 7. 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
  - 8. 付与対象者の取締役就任及び退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役4名、当社従業員12名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年6月15日 (注) 1	—	普通株式 2,740 A種優先株式 800	△730,000	100,000	—	991,250
2021年8月31日 (注) 2	A種優先株式 500	普通株式 2,740 A種優先株式 1,300	500,000	600,000	500,000	1,491,250
2021年9月17日 (注) 3	A種優先株式 150	普通株式 2,740 A種優先株式 1,450	150,000	750,000	150,000	1,641,250
2021年9月29日 (注) 4	A種優先株式 50	普通株式 2,740 A種優先株式 1,500	50,000	800,000	50,000	1,691,250
2021年11月16日 (注) 5	A種優先株式 793	普通株式 2,740 A種優先株式 2,293	793,000	1,593,000	793,000	2,484,250
2022年6月28日 (注) 6	—	普通株式 2,740 A種優先株式 2,293	△1,493,000	100,000	—	2,484,250
2023年7月28日 (注) 7	B種優先株式 1,364	普通株式 2,740 A種優先株式 2,293 B種優先株式 1,364	1,500,400	1,600,400	1,500,400	3,984,650
2024年6月28日 (注) 8	—	普通株式 2,740 A種優先株式 2,293 B種優先株式 1,364	△1,500,400	100,000	—	3,984,650
2025年1月6日 (注) 9	普通株式 3,657 A種優先株式 △2,293 B種優先株式 △1,364	普通株式 6,397	—	100,000	—	3,984,650
2025年1月10日 (注) 10	普通株式 31,978,603	普通株式 31,985,000	—	100,000	—	3,984,650

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2025年1月21日～ 2025年1月27日 (注) 11	普通株式 125,000	普通株式 32,110,000	3,751	103,751	3,751	3,988,401

- (注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、2021年5月19日の臨時株主総会決議により、資本政策の柔軟性、機動性確保を目的として、資本金の額を減少しております。この結果、資本金が730,000千円（減資割合88.0%）減少しております。
2. 有償第三者割当増資（A種優先株式） 500株  
発行価格 2,000,000円、資本組入額 1,000,000円  
割当先 THE FUND投資事業有限責任組合
3. 有償第三者割当増資（A種優先株式） 150株  
発行価格 2,000,000円、資本組入額 1,000,000円  
割当先 みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、株式会社DGベンチャーズ
4. 有償第三者割当増資（A種優先株式） 50株  
発行価格 2,000,000円、資本組入額 1,000,000円  
割当先 紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合
5. 有償第三者割当増資（A種優先株式） 793株  
発行価格 2,000,000円、資本組入額 1,000,000円  
割当先 伊藤忠商事株式会社
6. 会社法第447条第1項の規定に基づき、2022年5月10日の臨時株主総会決議により、欠損金を填補し財務体質の健全化を図るとともに、資本政策の柔軟性、機動性確保を目的として、資本金の額を減少しております。この結果、資本金が1,493,000千円（減資割合93.7%）減少しております。
7. 有償第三者割当増資（B種優先株式） 1,364株  
発行価格 2,200,000円、資本組入額 1,100,000円  
割当先 THE FUND投資事業有限責任組合  
伊藤忠商事株式会社  
東急不動産株式会社  
E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合  
東京センチュリー株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合  
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合  
ちゅうぎんインフィニティファンド2号投資事業有限責任組合
8. 会社法第447条第1項の規定に基づき、2024年6月27日の臨時株主総会決議により、資本政策の柔軟性、機動性確保を目的として、資本金の額を減少しております。この結果、資本金が1,500,400千円（減資割合93.8%）減少しております。
9. 2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。
10. 株式分割（1：5,000）によるものであります。
11. 新株予約権の行使によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	4	13	—	—	46	65	—
所有株式数（単元）	—	3,500	114,750	75,800	—	—	127,050	321,100	—
所有株式数の割合（%）	—	1.09	35.74	23.60	—	—	39.57	100	—

## (5) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,110,000	321,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,110,000	—	—
総株主の議決権	—	321,100	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2024年12月11日) での決議状況 (取得期間2025年1月6日)	A種優先株式 2,293 B種優先株式 1,364	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年7月1日～2025年6月30日)	A種優先株式 2,293 B種優先株式 1,364	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 1. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月6日付で全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式の全てについて、2025年1月6日付で消却しております。

2. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」で記載しております。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 2,293 B種優先株式 1,364	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月6日付で自己保有していたA種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。

2. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は株式分割前の「株式数」で記載しております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題のひとつとして位置付けておりますが、現在当社は成長拡大の過程にあり、財務体質強化のため内部留保を行い、更なる成長に向けた事業投資、研究開発、組織の構築に充て、事業の安定的かつ継続的な成長に努めることが株主価値の最大化に資すると考えております。

このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面も引き続き配当は行わず、事業成長及び経営体質の強化のために内部留保を充実させることを基本方針といたします。内部留保資金につきましては、設備投資、システム開発、人材採用等の成長投資や収益基盤整備、財務体質強化等に充当する予定であります。

財政状態及び経営成績、今後の事業計画を総合的に勘案し、配当方針については引き続き検討する予定ですが、配当実施の可能性及びその実施タイミング等は未定であります。

なお、当社が剰余金の配当を行う場合には、年1回の6月30日を基準日とする期末配当を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させるためには、法令の遵守に基づく企業倫理の確立や、迅速な経営判断と経営チェック機能の充実が重要であると認識しております。このため、公正かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高め、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

###### ② 企業統治に関する事項及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

当該機関設計を採用する理由としては、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るために、当社事業内容や内部情報に精通している社内取締役、専門領域における豊富な知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役による経営監視体制に基づく企業統治体制が適切と判断しているためであります。

###### a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長秋田智一を議長に、取締役8名（代表取締役社長秋田智一、取締役会長本多聡介、取締役加田木太朗、取締役川野裕介、社外取締役有村俊秀、社外取締役村上洋一、社外取締役井上北斗、社外取締役岩崎真人）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

###### b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役石井雅之を議長に、監査役4名（常勤社外監査役石井雅之、社外監査役大鹿博文、社外監査役野原健太郎、社外監査役鈴木亮子）で構成しております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と積極的な連携、意見交換を行っております。

###### c. 内部監査

当社は、内部監査を行う独立した組織として、代表取締役社長の任命により決定した担当者2名が代表取締役社長の承認を受けた監査計画に基づき、社内の全ての部署を対象として監査を実施しております。内部監査は各部門に対して原則として年1回以上の監査を実施し、内部監査結果について代表取締役社長へ報告を行っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

###### d. 会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. 経営会議

当社は、取締役が経営状況を正しく掌握し、適正な経営判断が行われるよう、また取締役会の効率的な運用を図るため取締役会が決裁すべき案件の事前審議を行うための会議体として経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長秋田智一を議長に、常勤取締役、執行役員、部長及び室長（代表取締役社長秋田智一、取締役会長本多聰介、取締役執行役員加田木太朗、取締役執行役員川野裕介、執行役員DX推進部長岩崎哲、執行役員HR・コミュニケーション部長大崎亜紀、執行役員管理部長大野秀二、執行役員ソリューション営業部長中村宏、執行役員エナジートレーディング部長那須智仁、執行役員GXマネジメント部長宮田智弘、インテグレーション推進部長王東揚、経営企画室長加來宏一、アカウント営業部長櫻井明大、事業戦略部長鈴木志知、CRM部長高崎信義、PPA推進部長中田裕之、情報システム室長葉梨洋平、マーケティング部長松山圭祐）で構成されており、原則として毎月1回、取締役会開催の前日までに開催しております。また、常勤監査役も経営会議に出席し必要があると認める時は意見を述べることであります。経営会議は、当社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

f. 指名・報酬委員会

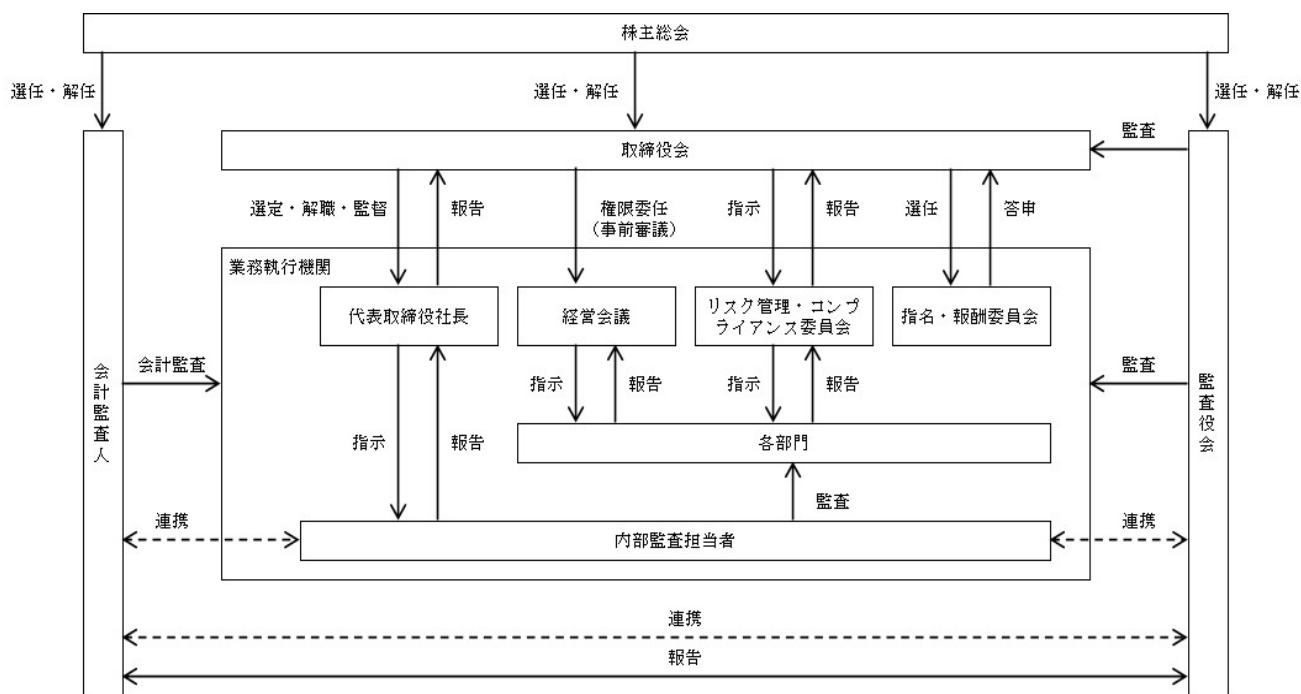
当社は、適切なコーポレート・ガバナンスの構築及び経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の常設の諮問及び勧告機関として、指名・報酬委員会を設けております。指名・報酬委員会は、社外取締役井上北斗を委員長に、社外取締役及び取締役会の決議によって選定された者5名（代表取締役社長秋田智一、取締役執行役員川野裕介、社外取締役有村俊秀、社外取締役井上北斗、社外取締役村上洋一）で構成されており、以下の事項について審議し、取締役会に答申いたします。なお、監査役は、オブザーバーとして出席することとしてあります。

- ・取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案
- ・取締役が受ける個人別の報酬等の内容の原案

g. リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役社長を委員長として、取締役全員により構成されております。また、監査役はオブザーバーとして出席することとしてあります。当社では、「リスク管理・コンプライアンス委員会規則」を制定し、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、原則として四半期に1回及び必要に応じてリスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



### ③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2016年4月18日開催の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その態様は以下のとおりであります。

#### (内部統制システムの整備の状況)

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び「取締役会規程」等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行う他、取締役の職務の執行を監督する。
  - また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務の執行をする。
- b. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議並びに管理統括をする。
  - ・取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念、行動規範等を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。
  - ・内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長及び監査役に報告される。
  - ・法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度運用規程」を制定する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、原則として、部課員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクに繋がる事項を発見した場合、直ちに代表取締役社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、「リスク・コンプライアンス管理規程」等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、また、「情報セキュリティ管理規程」を取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。
- d. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社は、法令及び「取締役会規程」の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役の執行に係る取締役会の議事録を作成し、「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、「情報セキュリティ管理規程」に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。
- e. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、現在子会社を有しておりませんが、将来子会社を設立又は取得した場合の子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行う。子会社は、業務執行については職務権限表等の規定によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図る。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。
  - ・取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある時、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査役に遅滞なく報告する。

- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。
- j. 反社会的勢力排除に向けた体制
  - ・当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりをもたないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。
- k. その他監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、内部監査担当者と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

#### ④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1度開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

#### ⑤ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

#### ⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役であり、株主代表訴訟補償特約に該当する保険料部分として、全保険料を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

#### ⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を、定款で定めております。

#### ⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

b. 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 取締役会、指名・報酬委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

当社の取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。最近事業年度においては21回開催しており、出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秋田 智一	21回	21回
本多 聰介	21回	17回
加田木 太朗	21回	21回
川野 裕介	21回	21回
有村 俊秀	21回	21回
村上 洋一	21回	21回
井上 北斗	21回	20回
岩崎 真人（注）	9回	9回

（注） 岩崎真人は2024年12月26日付で取締役に就任しております。

具体的な検討内容として、主に以下の事項について、決議、報告及び審議を行いました。

- ・ 月次の業績の分析・評価を含む当社の経営状況及び各社事業の進捗状況
- ・ 中期経営計画の達成に向けた審議
- ・ 株式上場（IPO）に向けた上場準備の進捗状況、上場スケジュール及び資本政策に関する事項
- ・ 法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項
- ・ 上記を含め、持続的な企業価値向上に向けた審議

b. 指名・報酬委員会の活動状況

当社の指名・報酬委員会は、必要に応じて臨時に開催しております。最近事業年度においては4回開催しており、出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秋田 智一	4回	4回
本多 聰介（注）	4回	3回
有村 俊秀	4回	4回
村上 洋一	4回	4回
井上 北斗	4回	4回

（注） 2025年4月18日付で指名・報酬委員会の委員の本多聰介を川野裕介へ変更しております。

具体的な検討内容として、主に以下の事項について、決議、報告及び審議を行いました。

- ・ 経営者報酬を取り巻く最新状況を確認し、課題や論点を整理した上での取締役の報酬額・報酬決定基準
- ・ 役員体制（新任・再任）について候補者の妥当性

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率 8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	秋田 智一	1976年11月15日	1999年4月 株式会社ミクプランニング入社 2009年7月 当社入社 2015年7月 当社エネルギープラットフォーム事業本部長 2016年9月 当社取締役エネルギープラットフォーム事業本部長就任 2018年7月 当社取締役エネルギー事業本部長就任 2019年3月 株式会社VPP Japan代表取締役就任(注)5 2019年7月 当社常務取締役エネルギー事業本部長就任 2020年7月 当社常務取締役就任 2020年7月 株式会社アイ・グリッド・ラボ代表取締役就任(注)6 2021年5月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	25,000
取締役会長	本多 聡介	1947年2月27日	1969年4月 株式会社宣弘社入社 1973年4月 株式会社ミクプランニング取締役企画・営業担当就任 2000年4月 株式会社モメンタム・エムアイケイ(現 株式会社モメンタムジャパン) 取締役副社長就任 2004年9月 当社代表取締役社長就任 2006年10月 当社代表取締役会長就任 2013年8月 当社代表取締役社長就任 2019年12月 株式会社VPP Japan取締役就任(注)5 2021年5月 当社代表取締役会長就任 2023年8月 一般財団法人三千年の未来会議評議員就任(現任) 2025年9月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	60,000
取締役執行役員	加田木 太朗	1981年12月16日	2006年4月 株式会社ミクプランニング入社 2011年9月 当社入社 2019年7月 株式会社VPP Japan事業開発本部長(出向) 2020年2月 同社取締役就任(注)5 2021年11月 当社執行役員就任 2022年9月 当社取締役執行役員就任 2024年2月 当社取締役執行役員事業戦略室長就任 2024年6月 当社取締役執行役員マーケティング部長就任 2025年7月 当社取締役執行役員(事業戦略・マーケティング管掌)就任(現任)	(注) 3	-
取締役執行役員	川野 裕介	1982年10月23日	2007年4月 J Pモルガン証券株式会社入社 2013年3月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 2023年4月 当社入社 執行役員経営企画室長就任 2023年12月 当社取締役執行役員経営企画室長就任 2025年7月 当社取締役執行役員(経営企画・情報システム管掌)就任(現任)	(注) 3	100,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	有村 俊秀	1968年11月10日	2000年4月 上智大学経済学部講師就任 2004年4月 上智大学経済学部助教授就任（2007年4月～准教授） 2006年8月 ジョージメーソン大学客員研究員就任 2011年4月 上智大学経済学部教授就任 2012年4月 早稲田大学政治経済学術院教授就任（現任） 2015年8月 文部科学省学術調査官就任 2016年4月 早稲田大学環境経済経営研究所所長就任（現任） 2020年9月 早稲田大学高等研究所所長就任 2021年7月 当社社外取締役就任（現任） 2022年4月 環境経済・政策学会会長就任 2023年4月 パリ経済大学（Paris School of Economics）客員研究員就任 2023年11月 パリ政治学院（Sciences PO）客員研究員就任（現任） 2024年9月 独立行政法人経済産業研究所ファカルティフェロー就任（現任）	(注) 3	—
取締役	村上 洋一	1973年8月11日	1997年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2014年5月 大分日吉原ソーラー株式会社取締役就任 2019年4月 青山ソーラー株式会社取締役就任 2019年4月 市原バイオマス発電株式会社社外取締役就任 2019年4月 むつ小川原風力合同会社職務執行者就任 2020年2月 株式会社VPP Japan社外取締役就任 2020年4月 大分日吉原ソーラー株式会社代表取締役就任 2020年4月 新岡山ソーラー株式会社代表取締役就任 2020年4月 佐賀相知ソーラー株式会社代表取締役就任 2021年4月 日向バイオマス発電株式会社社外取締役就任 2021年8月 田原グリーンバイオマス合同会社代表社員 青山ソーラー／職務執行者就任 2021年9月 当社社外取締役就任（現任） 2021年11月 株式会社クリーンエナジーコネク社外取締役就任 2022年10月 ROSI SAS Strategic Committee member就任 2024年4月 伊藤忠商事株式会社電力・環境ソリューション部門企画統轄課長就任 2026年4月 株式会社IBeeT代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	井上 北斗	1980年1月27日	2004年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2013年9月 株式会社coromo代表取締役就任(現任) 2013年11月 株式会社海外事業基盤社外取締役就任 2015年3月 Intellectual Backyard株式会社代表取締役就任 2015年7月 株式会社遺伝子科学推進機構(現清算)代表取締役就任 2015年7月 株式会社SHV代表取締役就任(現任) 2015年10月 Angel Bridge株式会社代表取締役就任 2016年2月 バイオス株式会社社外取締役就任 2016年11月 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund6号株式会社代表取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社シナプスイノベーション社外取締役就任 2017年12月 羽田市場株式会社社外取締役就任 2018年6月 株式会社クロスリング社外取締役就任 2018年8月 AND IDOL株式会社社外取締役就任 2018年9月 Animo株式会社社外取締役就任(現任) 2018年9月 株式会社W TOKYO社外取締役就任(現任) 2018年10月 glafit株式会社社外取締役就任(現任) 2018年10月 WHITE CROSS株式会社社外取締役就任(現任) 2019年3月 株式会社ブロードエンタープライズ社外取締役就任(現任) 2019年6月 株式会社レスタス社外取締役就任(現任) 2019年7月 株式会社iMAGINE-X代表取締役就任(現任) 2022年9月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	250,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	岩崎 真人	1958年11月6日	1985年4月 武田薬品工業株式会社入社 2008年4月 同社製品戦略部長 2010年4月 同社コーポレート・オフィサー就任 2012年1月 Takeda Pharmaceuticals International Inc. Chief Medical and Scientific Officer's Office Chairman of Office就任 2012年6月 同社取締役医薬営業本部長就任 2015年4月 同社ジャパン・ファーマ・ビジネ ス・ユニットプレジデント就任 2021年6月 同社代表取締役（日本管掌）就任 2022年5月 東京薬科大学特任教授就任（現任） 2022年6月 JSR株式会社社外取締役就任 2022年6月 公益社団法人経済同友会 経済・財政・金融・社会保障委員会 委員長就任（現任） 2023年7月 株式会社Rock&Company代表取締役就 任（現任） 2023年7月 株式会社経営共創基盤シニア・エグ ゼクティブ・フェロー就任（現任） 2023年10月 Rockstone Pacific Pte. Ltd. Director就任（現任） 2024年6月 オリナス株式会社社外取締役就任 （現任） 2024年12月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	石井 雅之	1959年7月2日	1982年4月 有限会社野島電気商会（現 株式会 社ノジマ）入社 1994年8月 株式会社ピーシーマーチャンダイズ （現 株式会社ピーシーデポコーポ レーション）監査役就任 1997年7月 同社取締役管理担当就任 2004年1月 同社取締役管理本部長就任 2013年6月 同社常勤監査役就任 2017年6月 同社経理財務本部財務部長 2018年10月 THECO0株式会社常勤社外監査役就任 2019年9月 当社常勤社外監査役就任（現任） 2021年9月 株式会社VPP Japan社外監査役就任 （注）5	(注) 4	—
監査役	大鹿 博文	1952年2月28日	1977年4月 鐘紡株式会社入社 1987年3月 大和証券株式会社入社 2007年4月 イーウェストコンサルティング株式 会社設立 代表取締役就任（現任） 2007年4月 大鹿博文税理士事務所設立 代表就 任（現任） 2008年6月 株式会社久世社外監査役就任 2009年12月 当社社外監査役就任（現任） 2011年9月 株式会社チャーム・ケア・コーポレ ーション監査役就任（現任） 2015年12月 株式会社ジェノバ社外監査役就任 （現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	野原 健太郎	1976年12月27日	2000年6月 アクセンチュア株式会社入社 2005年3月 株式会社ヘッドストロング・ジャパン(現 ジェンパクトコンサルティング株式会社)入社 2006年7月 野原税理士事務所入所 2007年7月 ビズアシスト株式会社代表取締役就任 2008年11月 グラントラスト株式会社設立(現 ファイナンシャルズ株式会社)代表取締役就任(現任) 2009年11月 株式会社テクノ・ファースト社外監査役就任(現任) 2011年2月 学校法人大宮理容美容専門学校監事就任 2014年2月 株式会社ニコニコ堂社外監査役就任(現任) 2015年10月 株式会社多田紙工社外監査役就任(現任) 2017年4月 社会福祉法人榊会評議員就任(現任) 2017年6月 社会福祉法人つぼみ会評議員就任 2019年9月 当社社外監査役就任(現任) 2020年7月 ファイナンシャルズ株式会社設立(現 フィールドキャピタル株式会社)代表取締役就任(現任) 2022年3月 株式会社No.ホールディングス社外監査役就任(現任) 2025年6月 社会福祉法人つぼみ会理事就任(現任) 2025年9月 株式会社ハンサム社外取締役就任(現任) 2025年10月 有限会社エロイカ社外取締役(現任) 2025年10月 株式会社Covers Inc社外監査役就任(現任) 2025年11月 株式会社トーエイ企画社外取締役(現任)	(注) 4	—
監査役	鈴木 亮子 (戸籍上の氏名: 石橋 亮子)	1977年10月2日	2005年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年7月 オリック東京法律事務所入所 2009年8月 衆議院法制局入局(任期付公務員) 2014年9月 新堂・松村法律事務所入所 2017年10月 スズクホールディングス株式会社(現 リバー株式会社)入社 2018年7月 同社管理部長 2019年7月 株式会社鈴徳(現 リバー株式会社)取締役就任 2021年10月 T R Eホールディングス株式会社コンプライアンス統括部長兼経営管理本部人事部長兼総務部長 2022年6月 一般財団法人TRE SDGs推進財団監事就任(現任) 2023年4月 T R Eホールディングス株式会社コンプライアンス統括部長(現任) 2023年4月 リバー株式会社執行役員(法務管掌)就任(現任) 2023年9月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	—
計					435,000

- (注) 1. 取締役 有村俊秀、村上洋一、井上北斗及び岩崎真人は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 石井雅之、大鹿博文、野原健太郎及び鈴木亮子は、社外監査役であります。  
 3. 2024年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から、2026年9月開催の定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2024年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年9月開催の定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2024年6月に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
6. 2024年7月に当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
7. 当社では、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における、取締役でない執行役員は次の6名であります。

役職名	氏名
執行役員DX推進部長	岩崎 哲
執行役員HR・コミュニケーション部長	大崎 亜紀
執行役員管理部長	大野 秀二
執行役員ソリューション営業部長	中村 宏
執行役員エナジートレーディング部長	那須 智仁
執行役員GXマネジメント部長	宮田 智弘

## ② 社外役員の状況

当社は、提出日現在において社外取締役4名、社外監査役4名を選任しております。当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。

当社は、社外取締役に対し、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しております。

社外取締役の有村俊秀は、大学教授や研究所所長、審議会委員の経験等、業界に関する相当程度の知見を有しており、経営体制の強化に加え、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。なお、当社が開催する環生塾での講演を依頼し、講演料を支払っておりますが、その金額は環生塾に登壇する他講師と同様の金額としており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。この関係以外に、当社と同氏の間には人的・資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の村上洋一は、業界に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する助言を行いうる人物であるため、社外取締役に適任と判断しております。なお、同氏は伊藤忠商事株式会社に所属しております。伊藤忠商事株式会社は当社の議決権の24.7%を保有しており、当社のその他の関係会社であります。当社と伊藤忠商事株式会社とは電力の仕入れ・販売、機器の調達等において取引関係がありますが、同社との取引条件は一般の取引先と同様であります。この他に、当社と同氏の間には人的・資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の井上北斗は、金融業界における長年の経験及び会社役員の経験を有しており、これらの知見・経験を活かし当社の経営全般に関する有益な助言・提言を行いうる人物であるため、社外取締役に適任と判断しております。なお、同氏は当社株式250,000株を保有しておりますが、この関係以外に、当社と同氏との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の岩崎真人は、武田薬品工業株式会社での企業経営の豊富な経験と高い見識及び他社における社外取締役の経験、加えてグローバル化及びM&A並びに組織再編を主導した経験も有し、当社の経営全般に関する有益な助言・提言を行いうる人物であり、社外取締役に適任と判断しております。なお、当社と同氏の間には人的・資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性及び独立性を有する者の中から選任することとしております。

社外監査役の石井雅之は、長年にわたる経理、財務、総務部門での経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。なお、当社と同氏の間には人的・資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大鹿博文は、税理士の資格を有しており、金融機関における長年の経験もあることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる

る人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。なお、当社と同氏の間  
に人的・資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役の野原健太郎は、経営財務コンサルティング会社の経営者としての幅広い経験を重ねており、財務  
及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査し  
うる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任いたしました。なお、当社と同氏及  
び同氏の親族が所有している企業間で、代理店契約を締結し手数料を支払っておりますが、金額が僅少であるこ  
と、他の代理店と同じ手数料率であること、加えて該当企業は現在、新規営業活動を行っていないことから、社  
外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。この関係以外に、当社と同氏の間  
に人的・資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外監査役の鈴木亮子は、弁護士及び上場企業管理部門管掌役員として豊富な経験と高い見識を有しており、  
専門的な知識・経験を活かして客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるお  
それがないと判断し、選任いたしました。なお、当社と同氏の間  
に人的・資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部  
統制部門との関係

当社における社外取締役による監督及び社外監査役による監査については、内部監査、監査役監査、会計監査  
及び内部統制部門との連携を通じて、その実効性の確保を図っております。

社外取締役による監督に関しては、内部監査の実施状況及び監査結果について、経営陣への報告を通じて適切  
に共有されるとともに、必要に応じて取締役会において報告がなされております。社外取締役は、これらの情報  
を踏まえ、内部統制上の課題及びリスクの把握に努め、必要に応じて取締役に対する指摘及び助言を行って  
おります。また、社外監査役が取締役会に出席し意見を述べること等を通じて、監査上の重要な指摘事項につ  
いて把握し、これらを踏まえて監督機能の発揮に努めております。さらに、内部統制システムの状況について  
も、経営陣や社外監査役からの報告等を通じて把握し、必要に応じて改善を促しております。

社外監査役による監査に関しては、監査役監査の実効性向上の観点から、内部監査担当者が監査役会に出席  
し、内部監査の実施状況、監査結果及び改善状況について報告を受けております。また、社外監査役、内部監査  
担当者及び会計監査人の三者による情報共有の場を設け、各監査における結果、リスク認識及び監査計画の共有  
を行うことにより、監査の有効性及び効率性の向上を図っております。

以上のとおり、当社は、社外取締役及び社外監査役が、内部監査、監査役監査及び会計監査並びに内部統制部  
門と相互に連携することにより、監督及び監査機能の実効性の確保に努めております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤社外監査役1名（石井雅之）、社外監査役3名（大鹿博文、野原健太郎、鈴木亮子）の合計4名で構成されております。石井雅之は長年にわたる管理部門管掌取締役及び監査役としての経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。大鹿博文は税理士資格を有し、また金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。野原健太郎は経営財務コンサルティング会社の経営者としての幅広い経験をもち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また鈴木亮子は弁護士資格を有し、上場企業管理部門管掌役員として企業法務に関する高い知識を有しております。監査役は取締役会に出席して意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

2025年6月期において当社は監査役会を原則月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石井 雅之	15回	15回
大鹿 博文	15回	15回
野原 健太郎	15回	14回
鈴木 亮子	15回	15回

監査役会における具体的な検討内容としては、監査役監査計画の内容、監査役会監査報告書の内容、会計監査人監査計画の内容・監査結果、会計監査人報酬等に係る同意の可否、定時株主総会への付議議案の内容、常勤監査役の選定及び解職、内部監査計画の内容及び実施状況の確認、内部統制の整備・運用状況等があります。

また、常勤の監査役の活動としては、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき取締役会への出席の他、経営会議等の重要会議や委員会等への出席、各部署責任者との面談、内部監査担当者・会計監査人との定期的コミュニケーション、部門別の往査等を行っております。また、重要書類の閲覧や内部統制システムの構築・運用状況の日常的な監視等を通じて社内の情報収集及び検証に努め、知り得た情報を他の監査役と適宜共有することで監査役会としての監査機能の充実を図っております。

#### ② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長から任命された内部監査担当者2名で実施しております。「内部監査規程」に基づき、被監査対象部門がもつリスクを反映させたチェックリストをもとに毎年度計画的に内部監査を実施しており、監査結果、指摘事項及び勧告事項等の監査報告書を代表取締役社長に提出の上、決裁を受けることとしております。また、特に重要なものは取締役会に報告することとしております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対する改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

内部監査担当者は監査役会へオブザーバーとして毎回参加しており、内部監査結果、指摘事項及び勧告事項等の報告を行っております。

また、監査役、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催する等積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### b. 継続監査期間

2年間（2024年6月期以降）

##### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 白取 一仁

指定有限責任社員 大角 博章

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名  
 その他 18名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針及び理由について、監査役会は、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することができる規模とグローバルネットワークをもつこと、当社からの独立性を有すること、品質管理体制に問題ないこと、必要な専門性を有すること、監査報酬の内容・水準が適切であること、監査実績等を総合的に判断して選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の適格性及び信頼性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	40,800	—
連結子会社	—	—
計	40,800	—

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
44,400	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査計画における監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性を検証したうえで同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、2025年9月29日開催の第22期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額400,000千円以内（うち社外取締役分は年額40,000千円以内）、2006年4月24日開催の第2期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議しております。第22期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役4名）、第2期定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。各役員の額については、役位、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。

なお、当社は、報酬の決定に係る透明性・客観性を確保するため、社外取締役及び取締役会の決議によって選任された者3名以上を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、当該委員会において、代表取締役及び管理部門（事務局）が作成した取締役が受ける個人別の報酬等の内容の原案についての審議を行い、取締役会に答申を行い、審議状況、その他必要な事項を代表取締役社長に報告することとしております。取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会での審議内容を踏まえ、取締役会決議によって個人別の報酬等の決定を委任された代表取締役社長が決定しております。取締役の報酬は、役位、職責及び経済情勢等に応じて定めた報酬テーブルに基づいた基本報酬部分と、前事業年度における「経常利益」及び「EBITDA」の達成度に応じて算出した業績連動報酬部分を合計して算定した個別報酬額案を基に指名・報酬委員会にて審議を行っております。当該業績指標を選定した理由は、「経常利益」及び「EBITDA」が企業価値及び株式価値算出への影響が大きい当社の重要経営指標であり、企業価値及び株式価値向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

基本報酬と業績連動報酬の割合は各取締役の職責及び管掌範囲に応じて指名・報酬委員会での協議を経て決定しております。業績連動報酬は、「経常利益」及び「EBITDA」の達成度に応じた係数を乗じて支給額を算定しております。

業績連動報酬に係る目標は、業績評価指標である「経常利益」及び「EBITDA」について、各事業年度の開始前に立案された当社の予算を基礎として設定しております。当該目標は、当該事業年度における事業計画、収益計画、投資計画その他の経営上の前提を踏まえ、当社が当該事業年度において達成すべき経営水準として設定されるものであります。

業績連動報酬に係る実績は、目標と同一の業績評価指標である「経常利益」及び「EBITDA」について、当該事業年度の決算手続を通じて算定される実績値に基づき判定しております。具体的には、上記のとおり、各事業年度の開始前に立案された当社の予算を基礎として設定される「経常利益」及び「EBITDA」に係る目標水準と、事業年度終了後の決算手続を通じて算定される各業績評価指標の実績値を比較し、その達成状況を踏まえて業績連動報酬の算定に用いる達成度を決定しております。これにより、業績連動報酬は、事業年度開始前に設定された「経常利益」及び「EBITDA」の目標水準と、事業年度終了後の決算手続に基づく同一指標の客観的な業績数値との比較により算定される仕組みとしております。

なお、非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

最近事業年度では、2024年9月13日開催の指名・報酬委員会において前述の方針に則り、2024年6月期「経常利益」実績1,327百万円及び「EBITDA」実績3,515百万円に基づき算出された取締役の個別報酬額について審議を行っております。その後、2024年9月28日開催の臨時取締役会にて、同取締役会から委任を受けた代表取締役社長秋田智一が、指名・報酬委員会からの提案内容を尊重して決定しております。なお、代表取締役に委任している理由は、当社各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適任であると判断したためであります。代表取締役に委任しておりますが、指名・報酬委員会の審議に基づき報酬を決定するという当社の報酬決定方針と整合していると判断しております。

また、2024年12月26日開催の臨時株主総会で1名取締役を追加で選任しておりますが、2024年11月19日開催の指名・報酬委員会において、取締役の選任及び個別報酬額の審議を行っております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議において決定しております。

また、上記の報酬額その他、取締役に対してストック・オプションを付与しており、当該取締役の果たす役職、役割及び貢献度を勘案して付与数を決定しております。2023年5月30日に、国税庁が公表した「ストック・オプションに対する課税(Q&A)」の中で、信託型ストック・オプションの権利を行使して株式を取得した時点で、会社からの実質的な給与とみなされるとの見解（以下、「国税庁の見解」という。）が示されました。国税庁の見解を踏まえて、外部専門家との協議や確認の上で、2024年12月26日開催の指名・報酬委員会において審議を行い、当初想定していなかった追加的な税負担については、その一部を当社が最近事業年度に一過性のものとして負担することにいたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	190,949	147,713	43,236	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	24,642	24,642	—	—	—	7

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式とし、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針については、今後の事業戦略やシナジー効果を鑑みて保有を行うこととしております。また、保有の合理性について、株式取得の際には取得意義や経済合理性、保有に伴うリスクの観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は必要に応じて保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	14,990

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	1	9,075

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (4) 当社の第3四半期会計期間（2026年1月1日から2026年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年7月1日から2026年3月31日まで）に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2023年7月1日から2024年6月30日まで）及び当事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間（2026年1月1日から2026年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年7月1日から2026年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は前事業年度に、連結子会社であった株式会社VPP Japanを吸収合併及び当事業年度に、連結子会社であった株式会社アイ・グリッド・ラボを吸収合併したため、連結子会社が存在なくなりました。そのため、当事業年度において連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的情報を有する団体等が主催する各種セミナー等への参加を通して積極的な情報収集活動を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		前連結会計年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2	3,837,466
売掛金及び契約資産	※1, ※2	3,647,648
棚卸資産	※3	44,053
その他		2,251,623
貸倒引当金		△8,372
流動資産合計		9,772,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		98,181
減価償却累計額		△52,746
建物及び構築物 (純額)		45,435
機械装置及び運搬具	※4	20,723,270
減価償却累計額		△1,899,423
機械装置及び運搬具 (純額)		18,823,846
工具、器具及び備品		465,675
減価償却累計額		△267,341
工具、器具及び備品 (純額)		198,334
リース資産		6,026,514
減価償却累計額		△512,002
リース資産 (純額)		5,514,512
建設仮勘定		137,149
有形固定資産合計		24,719,278
無形固定資産		
のれん		315,646
ソフトウェア		803,463
その他		182,251
無形固定資産合計		1,301,361
投資その他の資産		
投資有価証券		21,656
繰延税金資産		97,669
その他		401,811
貸倒引当金		△743
投資その他の資産合計		520,394
固定資産合計		26,541,033
資産合計		36,313,453

(単位：千円)

前連結会計年度  
(2024年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,386,209
短期借入金	※5,※6 1,400,000
1年内返済予定の長期借入金	※2,※5,※6 1,692,229
リース債務	319,086
未払金	1,778,782
未払法人税等	289,444
賞与引当金	50,148
資産除去債務	18,203
契約負債	20,236
その他	159,137
流動負債合計	<u>7,113,477</u>
固定負債	
長期借入金	※2,※5,※6 16,901,819
リース債務	4,909,674
資産除去債務	2,349,770
その他	61,571
固定負債合計	<u>24,222,836</u>
負債合計	<u>31,336,313</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	3,325,871
利益剰余金	1,553,405
株主資本合計	<u>4,979,276</u>
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	<u>△2,234</u>
その他の包括利益累計額合計	<u>△2,234</u>
新株予約権	<u>98</u>
純資産合計	<u>4,977,140</u>
負債純資産合計	<u>36,313,453</u>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	※1 22,566,710
売上原価	18,107,565
売上総利益	4,459,144
販売費及び一般管理費	※2, ※3 2,510,968
営業利益	1,948,176
営業外収益	
受取利息	42
受取手数料	2,625
雑収入	2,706
営業外収益合計	5,373
営業外費用	
支払利息	411,751
支払手数料	162,559
その他	51,704
営業外費用合計	626,015
経常利益	1,327,533
特別利益	
補助金収入	※4 69,502
固定資産売却益	※5 292
その他	3,360
特別利益合計	73,156
特別損失	
固定資産除却損	※7 2,638
固定資産圧縮損	※6 69,250
減損損失	※8 111,909
債権放棄損	※9 36,886
その他	15,242
特別損失合計	235,927
税金等調整前当期純利益	1,164,762
法人税、住民税及び事業税	277,187
法人税等調整額	1,576
法人税等合計	278,764
当期純利益	885,998
非支配株主に帰属する当期純利益	18,292
親会社株主に帰属する当期純利益	867,705

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益	885,998
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△126
その他の包括利益合計	※1 △126
包括利益	885,871
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	867,579
非支配株主に係る包括利益	18,292

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	2,228,104	685,699	3,013,803
当期変動額				
新株の発行	1,500,400	1,500,400		3,000,800
資本金から資本剰余金への振替	△1,500,400	1,500,400		—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,903,032		△1,903,032
親会社株主に帰属する当期純利益			867,705	867,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	1,097,767	867,705	1,965,473
当期末残高	100,000	3,325,871	1,553,405	4,979,276

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,107	△2,107	98	839,465	3,851,259
当期変動額					
新株の発行					3,000,800
資本金から資本剰余金への振替					—
連結子会社株式の取得による持分の増減				△839,465	△2,742,498
親会社株主に帰属する当期純利益					867,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△126	△126	—	—	△126
当期変動額合計	△126	△126	—	△839,465	1,125,881
当期末残高	△2,234	△2,234	98	—	4,977,140

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	1,164,762
減価償却費	1,542,809
のれん償却額	24,756
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,753
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,916
受取利息及び受取配当金	△42
支払利息	411,751
営業外支払手数料	162,559
固定資産圧縮損	69,250
補助金収入	△69,502
減損損失	111,909
売上債権の増減額 (△は増加)	△142,495
前渡金の増減額 (△は増加)	651,071
仕入債務の増減額 (△は減少)	343,106
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△267,563
その他	245,272
小計	4,250,809
利息及び配当金の受取額	42
利息の支払額	△409,229
法人税等の支払額	△14,290
法人税等の還付額	1,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,828,432
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	△31,716
定期預金の払戻による収入	31,715
有形固定資産の取得による支出	△8,657,830
有形固定資産の売却による収入	14,060
無形固定資産の取得による支出	△483,347
補助金受取による収入	51,680
拘束性預金の差入れによる支出	△471,816
拘束性預金の払戻による収入	5,050
その他	△15,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,557,410
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,600,000
長期借入れによる収入	6,385,321
長期借入金の返済による支出	△1,637,792
社債の償還による支出	△300,000
セール・アンド・リースバックによる収入	2,909,822
株式の発行による収入	2,989,530
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△2,760,790
リース債務の返済による支出	△123,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,862,372
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	133,394
現金及び現金同等物の期首残高	2,789,073
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,922,467

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社アイ・グリッド・ラボ

当社の連結子会社でありました株式会社VPP Japanは、2024年6月29日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社VPP Japanを消滅会社とする吸収合併を行ったことにより連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法としております。

##### ② 棚卸資産

当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物、機械装置及び運搬具は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～20年

機械装置及び運搬具 6～20年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての企業年金基金（はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。

エナジートレーディング事業に係る収益は、主に電源販売業者もしくは電力卸売市場から電力を調達し、当社の顧客に対して行う電力供給による収益であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

GXソリューション事業に係る収益は、以下のとおりであります。

「PPAサービス」においては、設備の所有権が当社に帰属するオンサイトソーラーで発電された電力を供給した時点で収益を認識しております。

「インテグレーションサービス」及び「アライアンスソリューション」では、開発した案件を納品し検収が完了した時点で履行義務が充足されるため、検収日時点で収益を認識しております。また、開発した案件に関して、案件開発後も顧客との契約でAM（Asset Management/当該設備資産の管理）/O&M等のサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

17年間の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 資産除去債務

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
資産除去債務	2,367,974

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、PPAサービスのオンサイトソーラー及び事務所に係る原状回復義務等について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、撤去業務を行う業者など第三者からの情報、事務所の賃貸借契約期間、オンサイトソーラーの契約期間等に基づき、見積り計算を行っております。

②主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、有形固定資産の撤去業務を行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、PPAサービスのオンサイトソーラーの契約期間や事務所の賃貸借契約期間等に基づいて決定しております。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた金額が見積り金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	24,719,278	2,853
無形固定資産	1,301,361	109,056

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては減損損失の認識の判定を行い、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収可能価額の見積りに基づき減損損失の計上の要否を判定しております。減損損失の認識の判定並びに減損損失の測定を実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失111,909千円を計上しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、過年度実績及び施設の稼働状況、事業計画の売上高成長率並びに回収可能価額の算定に用いられる割引率であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	連結損益計算書計上額
売上高	494,798

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

需要家による電力の使用によって発生する売上高は、検針日を基準として売上高を認識しておりますが、検針日と期末日が相違する場合は、決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高を合理的な見積りを用いて計上しております。

②主要な仮定

未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算されます。

未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において算定される売上高の金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はございません。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
売掛金	3,103,370千円
契約資産	544,278 "

※2 担保資産及び担保付債務  
担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
現金及び預金	1,296,584千円
売掛金及び契約資産	278,217 "
計	1,574,802 "

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	1,242,999千円
長期借入金	15,838,833 "
計	17,081,833 "

※3 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
商品	31,164千円
仕掛品	12,888 "

※4 圧縮記帳額  
国庫補助金等により取得した固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
機械装置及び運搬具	709,521千円

※5 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金及び設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	28,545,000千円
借入実行残高	20,045,000 "
差引額	8,500,000 "

## ※6 財務制限条項

- (1) 当社の株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（契約日2023年11月27日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
  - ② 決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
- (2) 当社の株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約（契約日2022年11月29日）には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 本契約締結以降の各事業年度における単体決算において、純資産の部の金額を直前の事業年度の決算期末日における純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
  - ② 本契約締結以降の各事業年度における単体決算において、経常損益を黒字に維持すること。
- (3) 当社の株式会社みなど銀行とのコベナント付融資に関する特約書（契約日2019年11月29日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 2020年6月期以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を直前期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
  - ② 2020年6月期以降の事業年度末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- (4) 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社みずほ銀行をエージェントとする限度貸付契約（契約日2020年2月7日、2023年2月24日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 2020年9月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
  - ② 2022年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
  - ③ 本契約に係る半年分の元利金支払相当額以上の金額を該当口座に入金し、以降、半年分の元利金支払相当額以上の金額が該当口座に積み立てられていることとなるよう、該当口座の残高を維持すること。
  - ④ 2022年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、本件売電事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）が2期連続で1.05を下回らないこと。
  - ⑤ 本契約に係る設備機器の一部、又は全部について、売電が停止し、1年以上売電開始の目処が立たない場合（本件売電契約の締結先が本件設備機器を買取る場合を含む。）は、契約詳細に基づく金額を該当口座に入金し、残高を維持すること。
  - ⑥ 各月末日を基準日とする該当口座の残高につき、PPA事業によって発生した同一基準日における余剰売電債権額の合計額以上となるよう維持すること。
- (5) 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社三菱UFJ銀行との実行可能期間付タームローン契約（契約日2024年6月26日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約に従って担保設定を行い、その第三者対抗要件を具備する必要があるほか、連続する2期について当該条項に抵触した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
  - ② 決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。
  - ③ 2025年6月期決算以降の決算期のPPA事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）につき、1.20を下回らないこと。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給与手当	598,746千円
退職給付費用	43,348 "
支払手数料	726,145 "
減価償却費	23,612 "
のれん償却額	24,756 "
貸倒引当金繰入額	△4,631 "
賞与引当金繰入額	50,148 "

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
研究開発費	16,261千円

※4 補助金収入

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

「補助金収入」は、主に東京都による地産地消型再エネプロジェクト助成金であります。

※5 固定資産売却益

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

「固定資産売却益」は、機械装置の発電設備売却によるものであります。

※6 固定資産圧縮損

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

「固定資産圧縮損」は、補助金収入を固定資産の取得価額から直接減額したことにより発生したものであります。

※7 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
機械装置及び運搬具	1,214千円
工具、器具及び備品	398 "
ソフトウェア	1,025 "
計	2,638 "

※8 減損損失

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京都千代田区他）	省エネマネジメントサ ポート機器等	工具、器具及び備品 ソフトウェア

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業サービスの一部を終了することが決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（111,909千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品2,853千円及びソフトウェア109,056千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14.8%で割り引いて算定しております。

※9 債権放棄損

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社は、GXソリューション事業における「エナッジサービス」終了に伴い、回収不能と判断される債権に対する将来の損失において、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を債権放棄損として計上しております。

当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
売掛金	36,886千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△126千円
組替調整額	—
税効果調整前	△126 〃
税効果額	—
その他有価証券評価差額金	△126 〃
その他の包括利益合計	△126 〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,740	—	—	2,740
A種優先株式	2,293	—	—	2,293
B種優先株式(注)	—	1,364	—	1,364
合計	5,033	1,364	—	6,397
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) B種優先株式の発行済株式の増加1,364株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	60
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	38
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	98

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	3,837,466千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△43,989 "
拘束性預金	△871,009 "
現金及び現金同等物	2,922,467 "

2 重要な非資金取引の内容

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
重要な資産除去債務の額	1,062,147千円
重要なリース債務の額	4,175,469千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、GXソリューション事業における太陽光発電設備(機械装置)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、GXソリューション事業における太陽光発電設備(機械装置)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内	642千円
1年超	802千円
合計	1,444千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、必要資金については主に銀行からの借入により調達しております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客や仕入先の信用リスクに晒されております。また、未収入金は、取引先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

投資有価証券は、営業上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

借入金、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを行っております。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略していません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※3)	6,666	6,666	—
資産計	6,666	6,666	—
(1) 長期借入金(※1)	18,594,049	17,672,564	△921,484
(2) リース債務(※2)	5,228,760	5,352,764	124,004
負債計	23,822,809	23,025,329	△797,480

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年6月30日)
非上場株式	14,990

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,837,360	—	—	—
売掛金及び契約資産	3,647,648	—	—	—
合計	7,485,009	—	—	—

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,400,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,692,229	1,579,911	1,590,091	1,509,706	1,345,555	10,876,552
リース債務	319,086	330,512	335,393	347,926	360,936	3,534,903
合計	3,411,316	1,910,424	1,925,485	1,857,633	1,706,492	14,411,456

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	6,666	—	—	6,666
資産計	6,666	—	—	6,666

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	17,672,564	—	17,672,564
リース債務	—	5,352,764	—	5,352,764
負債計	—	23,025,329	—	23,025,329

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価については、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出しているため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2024年6月30日)

## 1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,666	8,900	△2,234
	(2) その他	14,990	14,990	—
	小計	21,656	23,890	△2,234
合計		21,656	23,890	△2,234

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2024年6月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	13,636,633	12,631,233	(注)
合計			13,636,633	12,631,233	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、2021年4月より複数事業主制度の確定給付企業年金制度である福祉はぐくみ企業年金基金に加入しております。なお、当企業年金基金は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様の会計処理を行っております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金制度への要拠出額は43,348千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
年金資産の額	27,635,061千円
年金財政計算上の数理債務の額	27,434,487 〃
差引額	200,573 〃

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合は0.3%であります。

(3) 補足説明

上記の(1)の差引額の主な要因は、剰余金の発生によるものであります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年10月25日	2019年10月25日	2023年11月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社新株予約権者の受託者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,000,000株	普通株式 1,270,000株	普通株式 1,270,000株
付与日	2019年10月31日	2019年10月31日	2023年11月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月1日～2029年10月30日	2020年10月1日～2029年10月30日	2025年11月14日～2033年10月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年1月10日付株式分割 (普通株式1株について5,000株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	2,000,000	1,270,000	—
付与	—	—	1,270,000
失効	—	—	25,000
権利確定	2,000,000	1,270,000	—
未確定残	—	—	1,245,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	2,000,000	1,270,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,000,000	1,270,000	—

(注) 2025年1月10日付株式分割（普通株式1株について5,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	60	60	400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	0.03	0.03	—

(注) 2025年1月10日付株式分割（普通株式1株について5,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

第8回新株予約権につきましては、ストック・オプションの付与时点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法によって算定しております。

第6回新株予約権及び第7回新株予約権につきましては、第三者評価機関が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価格を基礎として決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額                        | 1,111,800千円 |
| (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円         |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2024年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産	
長期前払費用償却	224,088千円
未払事業税	20,623
未払費用	2,748
賞与引当金	17,351
減価償却超過額	5,312
減損損失	38,720
資産除去債務	819,319
税務上の繰越欠損金(注)	72,570
その他	61,903
繰延税金資産小計	1,262,638
評価性引当額	△422,179
繰延税金資産合計	840,459
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△741,641
その他	△1,147
繰延税金負債合計	△742,789
繰延税金資産(負債)の純額	97,669

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	72,570	72,570
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	72,570	72,570

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度以降において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	28.0%
(調整)	
住民税均等割	0.9%
評価性引当額の増減額	1.4%
のれん償却額	0.6%
税務上の繰越欠損金	△6.2%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.9%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社VPP Japanを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年6月29日付で吸収合併をいたしました。

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被結合企業の名称及び事業内容

名称：株式会社VPP Japan

事業内容：オフグリッド電力供給事業

##### (2) 企業結合日

2024年6月29日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社VPP Japanを消滅会社とする吸収合併

##### (4) 結合後企業名称

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

##### (5) 企業結合の目的

グループ内の経営資源の集約化及び効率化を行うことにより、更なる営業・サービス体制の強化を図ることを目的としております。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

主にPPAサービスのオンサイトソーラーに係る原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各固定資産耐用年数と見積り、割引率は「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)第23項に基づき、各年限の国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
期首残高	1,292,613千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	594,168
時の経過による調整額	14,295
見積りの変更による増加額	467,978
資産除去債務の履行による減少額	△153
事業譲渡による減少額	△927
期末残高	2,367,974

#### 4. 資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、オンサイトソーラーの契約期間等に伴い計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額467,978千円を資産除去債務として計上しております。なお、この見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響額はありません。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等) [セグメント情報] 3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,801,583千円	3,103,370千円
契約資産	703,569千円	544,278千円
契約負債	19,570千円	20,236千円

契約資産は、主にエナジートレーディング事業における電力供給売上において、決算月の検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積り認識した未請求売掛金であります。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金及び前受収益であります。契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は19,570千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約及び収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価を当社グループが受け取る権利を有しており、その請求する権利を有している金額で収益を認識する契約について、注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商業施設や物流施設等の屋根に設置するPPA型オンサイト太陽光発電設備を中心に展開する「GXソリューション事業」及び高圧・低圧、法人・家庭と幅広い需要家に対して電力小売りをを行う「エナジートレーディング事業」の2つを報告セグメントとしております。

(報告セグメントの名称の変更)

当連結会計年度から、従来「電力供給事業」としていた報告セグメントの名称を「エナジートレーディング事業」に変更しております。この変更は名称変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
	GXソリューション	エナジートレー ディング	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,738,868	16,827,841	22,566,710	—	22,566,710
外部顧客への売上高	5,738,868	16,827,841	22,566,710	—	22,566,710
セグメント間の内部売上高 又は振替高	123,066	—	123,066	△123,066	—
計	5,861,935	16,827,841	22,689,776	△123,066	22,566,710
セグメント利益	1,092,078	1,658,443	2,750,521	△802,345	1,948,176
セグメント資産	31,958,661	3,796,020	35,754,682	558,771	36,313,453
その他の項目					
減価償却費	1,430,951	95,545	1,526,497	16,312	1,542,809
のれん償却額	24,756	—	24,756	—	24,756
減損損失	104,551	7,358	111,909	—	111,909
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	10,741,691	74,236	10,815,927	20,906	10,836,833

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△802,345千円は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門等に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額558,771千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に当社での余剰運用資金（現金及び預金）及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額16,312千円は、主に管理部門等に係る資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20,906千円は、報告セグメントに配分していない本社建物等の全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	GXソリューション	エナジートレーディング	合計
減損損失	104,551	7,358	111,909

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	GXソリューション	エナジートレーディング	合計
当期償却額	24,756	—	24,756
当期末残高	315,646	—	315,646

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	伊藤忠商事株式会社	東京都港区	253,448,000	総合商社	（被所有） 直接24.82	増資の引受	増資の引受（注）	646,800	—	—
主要株主	THE FUND 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	—	経営支援事業、産業金融事業	（被所有） 直接14.93	増資の引受	増資の引受（注）	1,001,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	青山ソーラー株式会社	東京都千代田区	1,374,250	国内における再生可能エネルギー事業	—	—	当社子会社株式の取得（注）	646,015	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、第三者機関の価格算定書を参考にして、交渉の上で決定したものであります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	△81.59円
1株当たり当期純利益	27.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	867,705
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	867,705
普通株式の期中平均株式数(株)	31,480,000
(うち普通株式(株))	(13,700,000)
(うちA種優先株式(株))	(11,465,000)
(うちB種優先株式(株))	(6,315,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数65,649個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. A種優先株式、B種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。なお、2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年6月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,977,140
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	7,586,898
(うちA種優先株式 (千円))	(4,586,000)
(うちB種優先株式 (千円))	(3,000,800)
(うち新株予約権 (千円))	(98)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△2,609,757
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	31,985,000

6. A種優先株式、B種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式、B種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式、B種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。なお、2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社アイ・グリッド・ラボを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年7月1日付で吸収合併を行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社アイ・グリッド・ラボ
事業の内容	分散型エネルギーのプラットフォームの開発及び構築

(2) 企業結合日

2024年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アイ・グリッド・ラボを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

(5) 合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との吸収合併であるため、本吸収合併による株式及び金銭等の割当はありません。

(6) その他取引の概要に関する事項

両社の経営資源を集約して提供サービスの価値向上を図ることや、営業面・管理面における連携強化及び効率化を図ることを目的として、本吸収合併を実施することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき共通支配下の取引として処理しております。

(優先株式の取得及び消却)

2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,293株
B種優先株式	1,364株

(2) 株式交換により交付した普通株式数

普通株式	3,657株
------	--------

(3) 交付後の発行済普通株式数

6,397株
--------

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年12月11日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年1月10日付で株式分割を行い、2024年12月26日開催の臨時株主総会により、2025年1月10日付で1単元を100株とする単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年1月9日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,397株
今回の株式分割により増加する株式数	31,978,603株
株式分割後の発行済株式総数	31,985,000株
株式分割後の発行可能株式総数	93,285,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年1月10日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

(新株予約権の行使)

当社が発行した「第7回新株予約権」について、以下のとおり2025年1月21日及び2025年1月27日に権利行使が行われております。

1. 新株予約権の行使の概要

(1) 新株予約権の行使数	2,500個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 125,000株
(3) 資本金の増加額	3,751,875円
(4) 資本準備金の増加額	3,751,875円

⑤【連結附属明細表】

当事業年度においては連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 3,737,328	※2 6,106,126
売掛金及び契約資産	※1,※2 3,647,648	※1,※2 4,296,449
棚卸資産	※3 44,053	※3 89,073
前渡金	77,166	95,431
未収入金	1,226,873	553,011
未収消費税等	844,703	—
前払費用	99,891	139,553
その他	3,926	14,280
貸倒引当金	△8,520	△1,955
流動資産合計	9,673,071	11,291,971
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	13,075	109,252
構築物（純額）	—	989
機械及び装置（純額）	18,821,211	19,584,251
車両運搬具（純額）	—	1,857
工具、器具及び備品（純額）	196,563	178,593
リース資産（純額）	5,512,911	8,423,071
建設仮勘定	137,149	127,718
有形固定資産合計	※4 24,680,912	※4 28,425,734
無形固定資産		
のれん	315,646	290,889
ソフトウェア	879,290	996,771
商標権	—	4,444
その他	185,212	182,013
無形固定資産合計	1,380,149	1,474,119
投資その他の資産		
投資有価証券	21,656	14,990
関係会社株式	69,000	—
出資金	50,048	50,024
破産更生債権等	743	2,516
長期前払費用	50,749	88,876
繰延税金資産	94,591	—
その他	300,155	328,291
貸倒引当金	△743	△2,516
投資その他の資産合計	586,200	482,182
固定資産合計	26,647,262	30,382,036
資産合計	36,320,334	41,674,007

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,386,209	1,056,936
短期借入金	※5 1,400,000	※5 700,000
1年内返済予定の長期借入金	※2,※5,※6 1,692,229	※2,※5,※6 1,797,367
リース債務	319,086	497,333
未払金	1,784,388	2,109,324
未払費用	100,949	90,816
未払法人税等	288,467	641,568
預り金	52,623	24,951
契約負債	20,236	80,819
賞与引当金	48,578	57,330
資産除去債務	18,203	18,203
その他	—	106,029
流動負債合計	7,110,971	7,180,680
固定負債		
長期借入金	※2 16,901,819	※2 16,848,451
リース債務	4,909,674	7,546,442
資産除去債務	2,349,770	3,384,591
繰延税金負債	—	32,306
その他	61,571	89,689
固定負債合計	24,222,836	27,901,480
負債合計	31,333,807	35,082,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	103,751
資本剰余金		
資本準備金	3,984,650	3,988,401
その他資本剰余金	2,446,150	904,013
資本剰余金合計	6,430,800	4,892,415
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,542,136	1,595,584
利益剰余金合計	△1,542,136	1,595,584
株主資本合計	4,988,663	6,591,751
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,234	—
評価・換算差額等合計	△2,234	—
新株予約権	98	94
純資産合計	4,986,527	6,591,846
負債純資産合計	36,320,334	41,674,007

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		7,232,482
売掛金及び契約資産		3,340,066
棚卸資産	※1	344,477
その他		307,739
貸倒引当金		△2,017
流動資産合計		11,222,748
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）		19,553,129
リース資産（純額）		8,330,817
その他（純額）		332,895
有形固定資産合計		28,216,842
無形固定資産		
投資その他の資産		1,408,899
その他		449,220
貸倒引当金		△140
投資その他の資産合計		449,079
固定資産合計		30,074,822
資産合計		41,297,571
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金		936,569
短期借入金	※2	800,000
1年内返済予定の長期借入金	※2	1,828,851
未払法人税等		432,945
賞与引当金		64,479
その他		2,095,329
流動負債合計		6,158,175
固定負債		
長期借入金	※2	16,664,563
リース債務		7,432,024
資産除去債務		3,461,426
その他		69,735
固定負債合計		27,627,749
負債合計		33,785,925
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		103,751
資本剰余金		4,892,415
利益剰余金		2,515,383
株主資本合計		7,511,550
新株予約権		94
純資産合計		7,511,645
負債純資産合計		41,297,571

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	19,256,537	22,939,003
売上原価	15,795,890	16,879,458
売上総利益	3,460,647	6,059,545
販売費及び一般管理費	※1 2,183,595	※1, ※2 2,919,692
営業利益	1,277,051	3,139,852
営業外収益		
受取利息	21	2,905
保険差益	—	5,577
受取補償金	—	2,571
受取手数料	※3 39,598	2,480
その他	1,199	2,084
営業外収益合計	40,818	15,619
営業外費用		
支払利息	42,475	611,865
支払手数料	79,573	131,499
その他	51,645	22,794
営業外費用合計	173,694	766,159
経常利益	1,144,176	2,389,312
特別利益		
補助金収入	—	※4 153,286
抱合せ株式消滅差益	—	※5 65,913
その他	—	174
特別利益合計	—	219,374
特別損失		
固定資産圧縮損	—	※6 150,982
抱合せ株式消滅差損	※7 3,491,946	—
減損損失	※8 111,909	※8 35,964
その他	38,287	3,218
特別損失合計	3,642,144	190,165
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△2,497,968	2,418,522
法人税、住民税及び事業税	213,894	695,094
法人税等調整額	△79,905	127,843
法人税等合計	133,988	822,937
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,631,957	1,595,584

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費					
期首材料棚卸高		89,240		—	
当期材料仕入高		683,323		635,946	
小計		772,563		635,946	
期末材料棚卸高		—		—	
当期材料費		772,563	4.9	635,946	3.8
II 経費	※3	960,000	6.1	5,440,048	32.2
当期総製造費用		1,732,563		6,075,994	
期首仕掛品棚卸高		2,447		12,888	
小計		1,735,010		6,088,883	
期末仕掛品棚卸高		12,888		74,544	
当期製品製造原価		1,722,121	10.9	6,014,338	35.6
期首商品棚卸高		52,715		31,164	
当期仕入高	※1	14,076,997	89.1	10,862,061	64.4
小計		14,129,713		10,893,225	
期末商品棚卸高		31,164		13,731	
他勘定振替高	※2	24,780		14,374	
商品評価損		—		0	
商品売上原価		14,073,768	89.1	10,865,119	64.4
当期売上原価		15,795,890	100.0	16,879,458	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※1 内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
電力仕入 (千円)	14,073,768	10,861,578

※2 他勘定振替高のうち主なものは、販売費及び一般管理費への振替、固定資産への振替等であります。

※3 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
外注費 (千円)	193,044	2,724,826
減価償却費 (千円)	440,428	1,856,016
支払手数料 (千円)	295,265	290,505

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	11,481,566
売上原価	8,240,629
売上総利益	3,240,937
販売費及び一般管理費	※ 1,596,284
営業利益	1,644,652
営業外収益	
受取利息	6,381
受取補償金	13,736
その他	1,733
営業外収益合計	21,852
営業外費用	
支払利息	335,318
その他	36,178
営業外費用合計	371,497
経常利益	1,295,007
特別利益	
補助金収入	23,903
特別利益合計	23,903
特別損失	
固定資産圧縮損	23,903
その他	53
特別損失合計	23,956
税引前中間純利益	1,294,953
法人税等	375,154
中間純利益	919,799

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	2,484,250	945,750	3,430,000	1,089,820	1,089,820	4,619,820
当期変動額							
新株の発行	1,500,400	1,500,400		1,500,400			3,000,800
資本金からその他資本剰余金への振替	△1,500,400		1,500,400	1,500,400			—
当期純損失（△）					△2,631,957	△2,631,957	△2,631,957
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	1,500,400	1,500,400	3,000,800	△2,631,957	△2,631,957	368,842
当期末残高	100,000	3,984,650	2,446,150	6,430,800	△1,542,136	△1,542,136	4,988,663

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,107	△2,107	98	4,617,810
当期変動額				
新株の発行				3,000,800
資本金からその他資本剰余金への振替				—
当期純損失（△）				△2,631,957
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△126	△126	—	△126
当期変動額合計	△126	△126	—	368,716
当期末残高	△2,234	△2,234	98	4,986,527

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	3,984,650	2,446,150	6,430,800	△1,542,136	△1,542,136	4,988,663
当期変動額							
新株予約権の行使	3,751	3,751		3,751		—	7,503
欠損填補			△1,542,136	△1,542,136	1,542,136	1,542,136	—
当期純利益					1,595,584	1,595,584	1,595,584
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,751	3,751	△1,542,136	△1,538,384	3,137,721	3,137,721	1,603,088
当期末残高	103,751	3,988,401	904,013	4,892,415	1,595,584	1,595,584	6,591,751

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,234	△2,234	98	4,986,527
当期変動額				
新株予約権の行使				7,503
欠損填補				—
当期純利益				1,595,584
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,234	2,234	△3	2,230
当期変動額合計	2,234	2,234	△3	1,605,318
当期末残高	—	—	94	6,591,846

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期純利益	2,418,522
減価償却費	1,895,186
のれん償却額	24,756
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,791
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,182
受取利息及び受取配当金	△2,905
支払利息	611,865
営業外支払手数料	131,499
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	△65,913
固定資産圧縮損	150,982
補助金収入	△153,286
減損損失	35,964
売上債権の増減額 (△は増加)	△641,100
未収消費税等の増減額 (△は増加)	844,703
仕入債務の増減額 (△は減少)	△329,272
未払金の増減額 (△は減少)	591,996
その他	107,596
小計	5,622,984
利息及び配当金の受取額	2,905
利息の支払額	△620,034
法人税等の支払額	△372,375
法人税等の還付額	575
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,634,055
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	△31,717
定期預金の払戻による収入	31,716
有形固定資産の取得による支出	△4,421,877
無形固定資産の取得による支出	△476,808
補助金受取による収入	171,108
拘束性預金の差入れによる支出	△5,530
拘束性預金の払戻による収入	28,836
その他	△59,858
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,764,131
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△700,000
長期借入れによる収入	1,695,094
長期借入金の返済による支出	△1,782,229
セール・アンド・リースバックによる収入	3,620,241
新株予約権の行使による収入	7,500
リース債務の返済による支出	△418,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,422,040
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,291,965
現金及び現金同等物の期首残高	2,822,329
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	100,138
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,214,432

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前中間純利益	1,294,953
減価償却費	1,048,194
のれん償却額	12,378
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,313
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,149
受取利息及び受取配当金	△6,381
支払利息	335,318
固定資産圧縮損	23,903
補助金収入	△23,903
売上債権の増減額 (△は増加)	956,383
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△255,403
仕入債務の増減額 (△は減少)	△120,366
その他	1,861
小計	3,271,772
利息及び配当金の受取額	6,381
利息の支払額	△330,251
法人税等の支払額	△568,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,379,298
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	△5,211
定期預金の払戻による収入	5,205
有形固定資産の取得による支出	△1,412,595
無形固定資産の取得による支出	△202,073
補助金受取による収入	18,010
拘束性預金の払戻による収入	17,524
その他	11,524
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,567,615
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000
長期借入れによる収入	707,819
長期借入金の返済による支出	△890,403
セール・アンド・リースバックによる収入	652,384
リース債務の返済による支出	△237,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	332,192
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,143,875
現金及び現金同等物の期首残高	5,214,432
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 6,358,307

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法としております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、機械及び装置は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～15年
機械及び装置	10～17年
工具、器具及び備品	2～15年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

### 6. 退職給付に係る会計処理の方法

確定給付型の制度として複数事業主制度としての企業年金基金(はぐくみ企業年金基金)に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

## 7. 収益及び費用の計上基準

### (1) エナジートレーディング事業

エナジートレーディング事業に関わる収益は、電源販売業者もしくは電力卸売市場から電力を調達し、当社の顧客に対して行う電力供給による収益であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

### (2) GXソリューション事業

GXソリューション事業に係る収益は、主にインテグレーションサービスにおけるGXソリューションサービス提供による収益とアライアンスアセットスキームにおける案件開発業務受託収益等であり、商品及びサービスの提供時点で履行義務が充足されるため、商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

### (3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法としております。

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	20年
機械及び装置	3～20年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法  
株式交付費については、支出時に全額費用処理しております。
5. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
6. 退職給付に係る会計処理の方法  
確定給付型の制度として複数事業主制度としての企業年金基金（はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。
7. 収益及び費用の計上基準
- (1) エナジートレーディング事業  
エナジートレーディング事業に関わる収益は、電源販売業者もしくは電力卸売市場から電力を調達し、当社の顧客に対して行う電力供給による収益であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。  
なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- (2) GXソリューション事業  
GXソリューション事業に係る収益は、主にPPA型オンサイト太陽光発電ソリューション「R. E. A. L. Solar Power」の設置及び当該発電設備から発電された再生可能エネルギーの売電による収益であり、商品及びサービスの提供時点で履行義務が充足されるため、商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金利息
- (3) ヘッジ方針  
金利スワップ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップ取引においては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
9. のれんの償却方法及び期間  
のれんの償却については、17年間の均等償却を行っております。
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額
資産除去債務	2,367,974

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、PPAサービスのオンサイトソーラー及び事務所に係る原状回復義務等について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、撤去業務を行う業者など第三者からの情報、事務所の賃貸借契約期間、オンサイトソーラーの契約期間等に基づき、見積り計算を行っております。

②主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、有形固定資産の撤去業務を行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、PPAサービスのオンサイトソーラーの契約期間や事務所の賃貸借契約期間等に基づいて決定しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	24,680,912	2,853
無形固定資産	1,380,149	109,056

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては減損損失の認識の判定を行い、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収可能価額の見積りに基づき減損損失の計上の可否を判定しております。減損損失の認識の判定並びに減損損失の測定を実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失111,909千円を計上しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、過年度実績及び施設の稼働状況、事業計画の売上高成長率並びに回収可能価額の算定に用いられる割引率であります。

③翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	損益計算書計上額
売上高	494,798

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

需要家による電力の使用によって発生する売上高は、検針日を基準として売上高を認識しておりますが、検針日と期末日が相違する場合は、決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高を合理的な見積りを用いて計上しております。

②主要な仮定

未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算されます。

未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価であります。

③翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌事業年度の財務諸表において算定される売上高の金額に影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
資産除去債務	3,402,794

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、PPAサービスのオンサイトソーラー及び事務所に係る原状回復義務等について、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積もっております。

当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、撤去業務を行う業者など第三者からの情報、事務所の賃貸借契約期間、オンサイトソーラーの契約期間等に基づき、見積り計算を行っております。

②主要な仮定

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りは、有形固定資産の撤去業務を行う業者等の第三者からの情報等に基づいております。使用見込期間は、サービスのオンサイトソーラーの契約期間や事務所の賃貸借契約期間等に基づいて決定しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	28,425,734	35,595
無形固定資産	1,474,119	368

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては減損損失の認識の判定を行い、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収可能価額の見積りに基づき減損損失の計上の要否を判定しております。減損損失の認識の判定並びに減損損失の測定を実施した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失35,964千円を計上しております。

#### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、過年度実績及び施設の稼働状況、事業計画の売上高成長率並びに回収可能価額の算定に用いられる割引率であります。

#### ③翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の収支が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	損益計算書計上額
売上高	437,085

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

需要家による電力の使用によって発生する売上高は、検針日を基準として売上高を認識しておりますが、検針日と期末日が相違する場合は、決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高を合理的な見積りを用いて計上しております。

#### ②主要な仮定

未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算されます。

未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価であります。

#### ③翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積り及び当該見積りに用いた仮定について、実績との差異があった場合、翌事業年度の財務諸表において算定される売上高の金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
売掛金	3,103,370千円	3,815,655千円
契約資産	544,278 "	480,793 "
計	3,647,648 "	4,296,449 "

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
現金及び預金	1,296,584千円	1,212,120千円
売掛金及び契約資産	278,217 "	157,611 "
計	1,574,802 "	1,369,732 "

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	1,242,999千円	1,242,999千円
長期借入金	15,838,833 "	14,619,833 "
計	17,081,833 "	15,862,833 "

※3 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
商品	31,164千円	13,731千円
仕掛品	12,888 "	74,544 "
貯蔵品	— "	797 "

※4 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,707,512千円	4,245,807千円

※5 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金及び設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	9,900,000千円	29,245,000千円
借入実行残高	1,400,000 "	20,379,000 "
差引額	8,500,000 "	8,866,000 "

※6 財務制限条項

- (1) 当社の株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約（契約日2023年11月27日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ① 決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
  - ② 決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
- (2) 当社の株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約（契約日2024年11月29日）には以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ① 本契約締結以降の各事業年度における単体決算において、経常損益を黒字に維持すること。
- (3) 当社の株式会社みなと銀行とのコベナンツ付融資に関する特約書（契約日2024年10月31日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ① 各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直前期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
  - ② 各事業年度末日における損益計算書に記載される経常損益（減価償却前）を2期連続して損失としないこと。
- (4) 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社みずほ銀行をエージェントとする限度貸付契約（契約日2020年2月7日、2023年2月24日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ① 2020年6月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。
  - ② 2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
  - ③ 本契約に係る半年分の元利金支払相当額以上の金額を該当口座に入金し、以降、半年分の元利金支払相当額以上の金額が該当口座に積み立てられていることとなるよう、該当口座の残高を維持すること。

- ④2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、本件売電事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）が2期連続で1.05を下回らないこと。
- ⑤本契約に係る設備機器の一部又は全部について、売電が停止し、1年以上売電開始の目処が立たない場合（本件売電契約の締結先が本件設備機器を買取る場合を含む。）は、契約詳細に基づく金額を該当口座に入金し、残高を維持すること。
- ⑥各月末日を基準日とする該当口座の残高につき、PPA事業によって発生した同一基準日における余剰売電債権額の合計額以上となるよう維持すること。
- ⑦本契約締結以降、本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、条件を充足する場合でない限り、配当を行わないこと。
- (5) 当社の子会社でありました株式会社VPP Japanの株式会社三菱UFJ銀行との実行可能期間付タームローン契約（契約日2024年6月26日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、契約に従って担保設定を行い、その第三者対抗要件を具備する必要があるほか、連続する2期について当該条項に抵触した場合には、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ①決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日又は2023年6月に終了する決算期末日の当該金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。  
初回判定：2024年6月終了の決算期
- ②決算期に係る単体損益計算書上の経常損失を計上しないこと。
- ③2025年6月期決算以降の決算期のPPA事業に係るDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）につき、1.20を下回らないこと。
- (6) 当社の株式会社東日本銀行との金銭消費貸借契約（契約日2024年9月30日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ①2025年6月期以降の各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2024年6月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②2025年6月期以降、各事業年度における損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。
- (7) 当社の日本生命保険相互会社との金銭消費貸借契約（契約日2024年11月29日）には、債権譲渡担保が設定されており、以下の事項に該当した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ①2025年6月期以降の各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2024年6月期末の金額のいずれか大きいほうの80%以上に維持すること。
- ②2025年6月期以降、各事業年度の損益計算書上の営業利益、経常利益のいずれかが損失となったとき。
- ③2025年6月期以降、各事業年度において算出されるDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）が1.25を下回ったとき。
- (8) 当社の株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約（契約日2025年3月24日）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ①各事業年度末における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度における損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。
- ③各事業年度において算出されるDSCR（元利金支払前キャッシュ・フロー／貸付にかかる元利金支払額）が1.2以上を維持すること。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.5%、当事業年度41.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.5%、前事業年度58.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給与手当	414,130千円	701,501千円
退職給付費用	32,678 "	48,210 "
支払手数料	811,922 "	837,822 "
減価償却費	23,475 "	39,169 "
のれん償却額	— "	24,756 "
貸倒引当金繰入額	△4,595 "	△4,499 "
賞与引当金繰入額	5,176 "	7,182 "

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
研究開発費	—千円	18,695千円

※3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業取引以外の取引による取引高	36,973千円	—千円

※4 補助金収入

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

「補助金収入」は、主に東京都による地産地消型再エネプロジェクト助成金であります。

※5 抱合せ株式消滅差益

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社の連結子会社であった株式会社アイ・グリッド・ラボを吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差益を特別利益として計上しております。

※6 固定資産圧縮損

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

「固定資産圧縮損」は、補助金収入を固定資産の取得価額から直接減額したことにより発生したものであります。

※7 抱合せ株式消滅差損

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社の連結子会社であった株式会社VPP Japanを吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差損を特別損失として計上しております。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

※8 減損損失

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京都千代田区他）	省エネマネジメントサポート機器等	工具、器具及び備品 ソフトウェア

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業サービスの一部を終了することが決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（111,909千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、工具、器具及び備品2,853千円及びソフトウェア109,056千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14.8%で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京都港区）他	自動空調制御マネジメントサポート機器等	工具、器具及び備品 ソフトウェア
長野県中野市 福岡県北九州市	太陽光発電設備	機械及び装置 リース資産

管理会計上の単位に基づいて資産のグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業サービスの一部を終了すること、また、将来キャッシュ・フローを見込めない資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,964千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置16,288千円、工具、器具及び備品17,493千円、リース資産1,814千円及びソフトウェア368千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを次のとおり割り引いて算定しております。

自動空調制御マネジメントサポート機器等	10.6%～10.8%
太陽光発電設備	11.3%

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1, 2, 3）	2,740	32,107,260	—	32,110,000
A種優先株式（注1）	2,293	—	2,293	—
B種優先株式（注1）	1,364	—	1,364	—
合計	6,397	32,107,260	3,657	32,110,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

- (注) 1. 2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。
2. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。
3. 2025年1月の第7回新株予約権の行使により、普通株式は125,000株増加しております。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	60
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	34
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	94

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	6,106,126千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△43,990 "
拘束性預金	△847,703 "
現金及び現金同等物	5,214,432 "

## 2 重要な非資金取引の内容

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
重要な資産除去債務の額	1,005,613千円
重要なリース債務の額	3,224,928千円

(リース取引関係)

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(借主側)

### 1. ファイナンス・リース取引

#### (1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

有形固定資産

主として、GXソリューション事業における太陽光発電設備（機械装置）であります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

#### (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

有形固定資産

主として、GXソリューション事業における太陽光発電設備（機械装置）であります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (2025年6月30日)
1年内	122,094千円
1年超	391,101千円
合計	513,195千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、必要資金については主に銀行からの借入により調達しております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客や仕入先の信用リスクに晒されております。また、未収入金は、取引先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

借入金、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを行っております。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。ヘッジの有効性の評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略していません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※1)	18,645,819	17,977,160	△668,659
(2) リース債務 (※2)	8,043,775	8,087,639	43,863
負債計	26,689,595	26,064,799	△624,795

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※3) 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年6月30日)
非上場株式	14,990

## (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,105,889	—	—	—
売掛金及び契約資産	4,296,449	—	—	—
合計	10,402,339	—	—	—

## (注) 2. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,797,367	1,784,353	1,654,370	2,320,995	1,394,563	9,694,166
リース債務	497,333	508,476	527,510	547,269	936,271	5,026,912
合計	2,994,701	2,292,830	2,181,881	2,868,265	2,330,835	14,721,079

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	17,977,160	—	17,977,160
リース債務	—	8,087,639	—	8,087,639
負債計	—	26,064,799	—	26,064,799

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引いて算出しているため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)  
 前事業年度 (2024年6月30日)  
 子会社株式  
 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	69,000

当事業年度 (2025年6月30日)

1. 子会社株式

2024年7月1日付で当社子会社でありました株式会社アイ・グリッド・ラボを吸収合併しております。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	14,990	14,990	—
	小計	14,990	14,990	—
合計		14,990	14,990	—

3. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	9,075	174	—
(2) その他	—	—	—
合計	9,075	174	—

(デリバティブ取引関係)

当事業年度 (2025年6月30日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	12,631,233	11,625,833	(注)
合計			12,631,233	11,625,833	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2021年4月より複数事業主制度の確定給付企業年金制度である福祉はぐくみ企業年金基金に加入しております。なお、当企業年金基金は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様の会計処理を行っております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金制度への要拠出額は48,210千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	47,185,996千円
年金財政計算上の数理債務の額	46,428,265 〃
差引額	757,730 〃

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合は0.1%であります。

(3) 補足説明

上記の(1)の差引額の主な要因は、剰余金の発生によるものであります。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2019年10月25日	2019年10月25日	2023年11月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社新株予約権者の受託者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,000,000株	普通株式 1,270,000株	普通株式 1,270,000株
付与日	2019年10月31日	2019年10月31日	2023年11月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月1日～2029年10月30日	2020年10月1日～2029年10月30日	2025年11月14日～2033年10月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年1月10日付株式分割（普通株式1株について5,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	1,245,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	1,245,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	2,000,000	1,270,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	125,000	—
失効	—	—	—
未行使残	2,000,000	1,145,000	—

(注) 2025年1月10日付株式分割（普通株式1株について5,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	60	60	400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	0.03	0.03	—

(注) 2025年1月10日付株式分割（普通株式1株について5,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

第8回新株予約権につきましては、ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法によって算定しております。

第6回新株予約権及び第7回新株予約権につきましては、第三者評価機関が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価格を基礎として決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額                        | 1,069,300千円 |
| (2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 42,500千円    |

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産	
長期前払費用償却	224,088千円
未払事業税	20,304
未払費用	2,665
減損損失	38,720
賞与引当金	16,807
減価償却超過額	5,312
資産除去債務	819,319
税務上の繰越欠損金	72,570
その他	59,770
繰延税金資産小計	1,259,560
評価性引当額	△422,179
繰延税金資産合計	837,380
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△741,641
その他	△1,147
繰延税金負債合計	△742,789
繰延税金資産 (負債) の純額	94,591

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2025年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産	
長期前払費用償却	183,432千円
未払事業税	20,567
未払費用	3,850
賞与引当金	17,084
減価償却超過額	15,153
減損損失	28,699
資産除去債務	1,044,494
税務上の繰越欠損金 (注)	14,390
その他	64,479
繰延税金資産小計	1,392,151
評価性引当額	△498,577
繰延税金資産合計	893,574
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△925,806
その他	△73
繰延税金負債合計	△925,880
繰延税金資産の純額 (△は負債)	△32,306

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	—	14,390	14,390
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	14,390	14,390

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 翌事業年度以降において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	28.5%
(調整)	
役員報酬永久に損金に算入されない項目	0.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
のれんの償却額	0.3%
住民税均等割	0.2%
抱合せ株式消滅差益	△0.8%
法人税額の特別控除額	△1.8%
評価性引当額の増減額	4.8%
税率変更に伴う繰延税金資産の減額修正	3.2%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.8%から30.7%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)と法人税等調整額がそれぞれ3,897千円増加しております。

(持分法損益等)

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記情報(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

共通支配下の取引等

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及び事業内容

名称：株式会社アイ・グリッド・ラボ

事業内容：分散型エネルギーのプラットフォームの開発及び構築

② 企業結合日

2024年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アイ・グリッド・ラボを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業名称

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

⑤ 企業結合の目的

グループ内の経営資源の集約化及び効率化を行うことにより、更なる営業・サービス体制の強化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主にPPAサービスのオンサイトソーラーに係る原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各固定資産耐用年数と見積り、割引率は「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)第23項に基づき、各年限の国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
期首残高	2,367,974千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	336,474
時の経過による調整額	29,616
見積りの変更による増加額	669,138
資産除去債務の履行による減少額	△409
期末残高	3,402,794

4. 資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、オンサイトソーラーの契約期間等に伴い計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額669,138千円を資産除去債務として計上しております。なお、この見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等） [セグメント情報] 3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,103,370千円	3,815,655千円
契約資産	544,278千円	480,793千円
契約負債	20,236千円	80,819千円

契約資産は、主にエナジートレーディング事業における電力供給売上において、決算月の検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積り認識した未請求売掛金であります。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金及び前受収益であります。契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は20,236千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約及び収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価を当社が受け取る権利を有しており、その請求する権利を有している金額で収益を認識する契約について、注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商業施設や物流施設等の屋根に設置するPPA型オンサイト太陽光発電設備を中心に展開する「GXソリューション事業」及び高圧・低圧、法人・家庭と幅広い需要家に対して電力小売りをを行う「エナジートレーディング事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	GXソリューション	エナジートレーディング	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	8,719,966	14,219,036	22,939,003	—	22,939,003
外部顧客への売上高	8,719,966	14,219,036	22,939,003	—	22,939,003
セグメント間の内部売上高 又は振替高	200,588	—	200,588	△200,588	—
計	8,920,555	14,219,036	23,139,591	△200,588	22,939,003
セグメント利益	1,883,106	2,290,447	4,173,553	△1,033,701	3,139,852
セグメント資産	38,054,351	2,615,576	40,669,927	1,004,080	41,674,007
その他の項目					
減価償却費	1,739,548	116,678	1,856,226	38,959	1,895,186
のれん償却額	24,756	—	24,756	—	24,756
減損損失	35,964	—	35,964	—	35,964
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,705,420	138,902	4,844,322	219,342	5,063,665

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△1,033,701千円は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門等に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,004,080千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に当社での余剰運用資金（現金及び預金）及び管理部門等に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額38,959千円は、主に管理部門等に係る資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額219,342千円は、報告セグメントに配分していない本社建物等の全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
TLC VPP合同会社	3,152,642	GXソリューション事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	GXソリューション	エナジートレーディング	合計
減損損失	35,964	—	35,964

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	GXソリューション	エナジートレーディング	合計
当期償却額	24,756	—	24,756
当期末残高	290,889	—	290,889

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	205.29円
1株当たり当期純利益	49.80円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当期純利益 (千円)	1,595,584
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,595,584
普通株式の期中平均株式数 (株)	32,039,726
(うち普通株式 (株))	(32,039,726)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数63,149個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。
5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2025年6月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	6,591,846
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	94
(うち新株予約権 (千円))	(94)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	6,591,751
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	32,110,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

子会社の吸収合併(共通支配下の取引等)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アイ・グリッド・ラボを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年7月1日付で吸収合併を行っております。

なお、詳細につきましては連結財務諸表注記事項「重要な後発事象」をご参照ください。

(優先株式の取得及び消却)

2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数	
A種優先株式	2,293株
B種優先株式	1,364株
(2) 株式交換により交付した普通株式数	
普通株式	3,657株
(3) 交付後の発行済普通株式数	6,397株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年12月11日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年1月10日付で株式分割を行い、2024年12月26日開催の臨時株主総会により、2025年1月10日付で1単元を100株とする単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年1月9日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,397株
今回の株式分割により増加する株式数	31,978,603株
株式分割後の発行済株式総数	31,985,000株
株式分割後の発行可能株式総数	93,285,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年1月10日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

(新株予約権の行使)

当社が発行した「第7回新株予約権」について、以下のとおり2025年1月21日及び2025年1月27日に権利行使が行われております。

1. 新株予約権の行使の概要

(1) 新株予約権の行使数	2,500個
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 125,000株
(3) 資本金の増加額	3,751,875円
(4) 資本準備金の増加額	3,751,875円

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年12月31日)
商品	14,183千円
仕掛品	329,496 〃
貯蔵品	797 〃

※2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金及び設備資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	27,745,000千円
借入実行残高	21,188,272 〃
差引額	6,556,728 〃

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
給与手当	399,352千円
賞与引当金繰入額	7,149 〃
貸倒引当金繰入額	△341 〃
退職給付費用	25,863 〃
支払手数料	481,814 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金勘定	7,232,482千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△43,995 〃
拘束性預金	△830,179 〃
現金及び現金同等物	6,358,307 〃

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間損益計算書 計上額 (注) 2
	GXソリューション	エナジートレー ディング	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	5,057,804	6,423,762	11,481,566	—	11,481,566
外部顧客への売上高	5,057,804	6,423,762	11,481,566	—	11,481,566
セグメント間の内部売上高 又は振替高	93,410	470	93,881	△93,881	—
計	5,151,214	6,424,232	11,575,447	△93,881	11,481,566
セグメント利益	1,047,207	1,171,995	2,219,203	△574,550	1,644,652

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△574,550千円は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
1株当たり中間純利益	28.65円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	919,799
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	919,799
普通株式の期中平均株式数(株)	32,110,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	47,158	137,766	26,230	158,694	49,442	23,124	109,252
構築物	—	1,250	—	1,250	260	62	989
機械及び装置	20,719,144	1,838,440	16,288 (16,288)	22,541,297	2,957,045	1,059,112	19,584,251
車両運搬具	—	4,295	—	4,295	2,437	927	1,857
工具、器具及び備品	458,456	104,576	42,552 (17,493)	520,481	341,887	96,909	178,593
リース資産	6,026,514	3,301,723	10,432 (1,814)	9,317,805	894,733	385,739	8,423,071
建設仮勘定	137,149	2,026,039	2,035,470	127,718	—	—	127,718
有形固定資産計	27,388,424	7,414,091	2,130,974 (35,595)	32,671,541	4,245,807	1,565,876	28,425,734
無形固定資産							
のれん	315,646	—	—	315,646	24,756	24,756	290,889
ソフトウェア	1,728,101	447,107	20,256 (368)	2,154,952	1,158,180	328,846	996,771
商標権	—	4,908	—	4,908	463	463	4,444
その他	185,212	506,751	509,949	182,013	—	—	182,013
無形固定資産計	2,228,960	958,766	530,206 (368)	2,657,520	1,183,400	354,066	1,474,119
長期前払費用	51,180	147,864	107,799	91,245	2,368	1,937	88,876

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	連結子会社の吸収合併によるもの	49,773千円
建物	本社移転によるもの	87,773千円
機械及び装置	太陽光発電設備取得によるもの	1,252,719千円
工具、器具及び備品	本社移転によるもの	84,732千円
リース資産	太陽光発電設備取得によるもの	2,881,830千円
建設仮勘定	太陽光発電設備工事によるもの	2,026,039千円
ソフトウェア	エッジシステムの開発によるもの	130,499千円
ソフトウェア	3Dプラットフォーム保守開発によるもの	123,694千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	機械及び装置等への振替計上によるもの	2,035,470千円
その他無形固定資産	ソフトウェア勘定への振替計上によるもの	504,889千円

3. 当期減少額欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,400,000	700,000	1.40	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,692,229	1,797,367	1.62	—
1年以内に返済予定のリース債務	319,086	497,333	3.71	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	16,901,819	16,848,451	1.65	2026年～2038年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,909,674	7,546,442	3.66	2026年～2044年
合計	25,222,809	27,389,595	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,784,353	1,654,370	2,320,995	1,394,563
リース債務	508,476	527,510	547,269	936,271

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,263	9,507	292	14,007	4,471
賞与引当金	48,578	58,900	50,148	—	57,330

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、回収による戻入額であります。

2. 賞与引当金の当期増加額のうち1,570千円は、子会社の吸収合併による増加額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
PPAサービスのオンサイトソーラーに係る原状回復義務等	2,367,974	1,035,229	409	3,402,794

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	236
預金	
普通預金	6,061,899
定期預金	43,990
小計	6,105,889
合計	6,106,126

## ロ. 売掛金及び契約資産

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
TLC VPP合同会社	959,946
個人等 (注)	832,584
みずほファクター株式会社	307,703
株式会社大辰	176,896
株式会社ジョイフル本田	172,744
その他	1,846,573
合計	4,296,449

(注) 相手先は多数の個人や法人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しております。

## 売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
3,647,648	25,232,903	24,584,103	4,296,449	85.1	57

## ハ. 棚卸資産

品名	金額 (千円)	
商品	省エネマネジメントサポート機器及び材料等	13,731
仕掛品	PPAサービスにおけるアライアンス案件工事代金等	74,544
貯蔵品	通信接続機器 (Wi-Fi)	797
合計		89,073

ニ. 買掛金  
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
電力広域的運営推進機関	154,638
東京センチュリー株式会社	112,519
合同会社DMM. c o m	97,094
東京電力パワーグリッド株式会社	85,696
株式会社イグアス	84,140
その他	522,847
合計	1,056,936

ホ. 未払金  
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ザイマックス	311,572
日本エコシステム株式会社	185,992
タイヘイテクノス株式会社	92,354
株式会社マイスターエンジニアリング	88,990
西部電気工業株式会社	86,135
その他	1,344,278
合計	2,109,324

ヘ. リース債務  
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
J A三井リース株式会社	5,803,130 (334,519)
芙蓉総合リース株式会社	2,240,645 (162,813)
合計	8,043,775 (497,333)

(注) ( ) 内の金額は内数で、1年内返済予定額であり、貸借対照表では流動負債の「リース債務」にて表示しております。

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2026年5月15日開催の取締役会において承認された第23期第3四半期会計期間(2026年1月1日から2026年3月31日まで)及び第23期第3四半期累計期間(2025年7月1日から2026年3月31日まで)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2026年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,126,548
売掛金及び契約資産	4,451,487
棚卸資産	204,230
その他	285,332
貸倒引当金	△2,675
流動資産合計	12,064,924
固定資産	
有形固定資産	
機械装置（純額）	19,947,746
リース資産（純額）	8,212,340
その他（純額）	405,568
有形固定資産合計	28,565,655
無形固定資産	1,357,157
投資その他の資産	
その他	448,054
貸倒引当金	△153
投資その他の資産合計	447,901
固定資産合計	30,370,714
資産合計	42,435,638

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2026年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,029,823
短期借入金	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	1,809,158
未払法人税等	308,558
賞与引当金	32,107
その他	2,951,044
流動負債合計	7,130,692
固定負債	
長期借入金	16,325,751
リース債務	7,302,091
資産除去債務	3,518,800
その他	66,961
固定負債合計	27,213,606
負債合計	34,344,298
純資産の部	
株主資本	
資本金	103,751
資本剰余金	4,892,415
利益剰余金	3,095,078
株主資本合計	8,091,245
新株予約権	94
純資産合計	8,091,340
負債純資産合計	42,435,638

(2) 四半期損益計算書  
第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)
売上高	18,543,068
売上原価	13,432,633
売上総利益	5,110,434
販売費及び一般管理費	2,456,520
営業利益	2,653,914
営業外収益	
受取利息	14,430
受取補償金	13,736
保険金収入	31,065
その他	2,213
営業外収益合計	61,444
営業外費用	
支払利息	503,360
その他	80,231
営業外費用合計	583,591
経常利益	2,131,766
特別利益	
補助金収入	130,525
特別利益合計	130,525
特別損失	
固定資産圧縮損	130,525
その他	17,451
特別損失合計	147,976
税引前四半期純利益	2,114,315
法人税等	614,821
四半期純利益	1,499,494

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

当第3四半期累計期間（自2025年7月1日 至2026年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期財務諸表 計上額 (注) 2
	GXソリューション	エナジートレーディング	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	8,995,704	9,547,364	18,543,068	—	18,543,068
外部顧客への売上高	8,995,704	9,547,364	18,543,068	—	18,543,068
セグメント間の内部売上高 又は振替高	153,595	1,001	154,597	△154,597	—
計	9,149,299	9,548,365	18,697,665	△154,597	18,543,068
セグメント利益	1,928,498	1,626,921	3,555,420	△901,506	2,653,914

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△901,506千円は、セグメント間取引消去と報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)  
該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)  
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年7月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費	1,584,572千円
のれんの償却額	18,567 "

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 <a href="https://igrid.co.jp/e-public-notice/">https://igrid.co.jp/e-public-notice/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年7月10日	テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 浅野 哲也	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社シグマクス・インベストメント 代表取締役社長 柴沼 俊一 (注)6 (注)10	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,750,000	700,000,000 (400) (注)4	移動前所有者の投資方針に基づく売却
2023年7月31日	E E I クリーントック投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社環境エネルギー投資 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田五丁目11番1号永田ハウス池田山201	特別利害関係者等(大株主上位10名)	J A 三井リース株式会社 代表取締役社長執行役員 新分 敬人 (注)6	東京都中央区銀座八丁目13番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,095,000	470,850,000 (430) (注)5	移動前所有者の投資方針に基づく売却
				鈴与商事株式会社 代表取締役社長 伊藤 正彦	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	—	普通株式 705,000	303,150,000 (430) (注)5	移動前所有者の投資方針に基づく売却
2025年1月6日	—	—	—	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △3,965,000 B種優先株式 △1,470,000 普通株式 5,435,000	— (注)7	
2025年1月6日	—	—	—	THE FUND投資事業有限責任組合 無限責任組合員 シニフィアン株式会社 代表取締役 朝倉 祐介、小林 賢治、村上 誠典 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △2,500,000 B種優先株式 △2,275,000 普通株式 4,775,000	— (注)7	
2025年1月6日	—	—	—	E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ガバナンズ・パートナーズ株式会社 代表取締役 丸山 俊	東京都港区虎ノ門三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル3階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,875,000 B種優先株式 △775,000 普通株式 2,650,000	— (注)7	

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 1月6日	—	—	—	東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,075,000 普通株式 1,075,000	—	(注) 7
2025年 1月21日	—	—	—	川野 裕介	—	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 100,000	6,003,000 (60.03) (注) 8	新株予約権の権利行使
2025年 1月27日	—	—	—	秋田 智一	—	特別利害関係者等(当社代表取締役社長)	普通株式 25,000	1,500,750 (60.03) (注) 8	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者  
役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
- DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等により算出した価格を勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
- マルチプル法とDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となっております。
7. 2024年12月11日開催の臨時取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年1月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。
8. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により第三者機関が算定した価格に基づき決定した新株予約権の行使条件による価格であります。
9. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株に分割する株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

10. 「株式会社シグマクシス・インベストメント」は、2025年7月1日付での「株式会社シグマクシス・ホールディングス」を存続会社とする吸収合併により、「株式会社シグマクシス・ホールディングス」が権利義務を包括承継しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①
発行年月日	2023年7月28日	2023年11月15日
種類	B種優先株式	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	6,820,000株	普通株式 1,270,000株
発行価格	440円 (注) 2	400円 (注) 2
資本組入額	220円	200円
発行価額の総額	3,000,800,000円	508,000,000円
資本組入額の総額	1,500,400,000円	254,000,000円
発行方法	有償第三者割当	2023年11月13日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わない時は、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年6月30日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)を用いた第三者算定機関による算定価格を総合的に勘案して、決定しております。
  3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき400円
行使期間	2025年11月14日から2033年10月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

4. 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株に分割する株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の内容を記載しております。
5. 新株予約権①については、退職により従業員1名25,000株の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
THE FUND投資事業有限責任組合 無限責任組合員 シニフィアン株式会社 代表取締役 朝倉 祐介、小林 賢治、村上 誠典 資本金 1.5百万円 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄 資本金 902百万円	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資事業	2,275,000	1,001,000,000 (440)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太 資本金 253,448百万円	東京都港区北青山二丁目5番1号	卸売業	1,470,000	646,800,000 (440)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明 資本金 57,552百万円	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	総合ディベロッパー	1,075,000	473,000,000 (440)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ガバナンス・パートナーズ株式会社 代表取締役 丸山 俊 資本金 10百万円	東京都港区虎ノ門三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル3階	投資事業	775,000	341,000,000 (440)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
東京センチュリー株式会社 代表取締役社長 藤原 弘治 資本金 81,129百万円	東京都千代田区神田練堀町3番地	総合リース	680,000	299,200,000 (440)	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 新納 啓介 資本金 100,000百万円	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	保険事業	225,000	99,000,000 (440)	—
ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ 代表取締役 岡田 浩幸 資本金 200百万円	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	投資事業	180,000	79,200,000 (440)	—
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社 代表取締役 佐野 睦典 資本金 100百万円	東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階	投資事業	95,000	41,800,000 (440)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ちゅうぎんインフィニティファンド2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ 代表取締役 岡田 浩幸 資本金 200百万円	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	投資事業	45,000	19,800,000 (440)	—

(注) 1 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2 東急不動産株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

#### 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
秋田 智一	—	会社役員	150,000	60,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
本多 聡介	—	会社役員	150,000	60,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社取締役会長)
加田木 太朗	—	会社役員	150,000	60,000,000 (400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
川野 裕介	—	会社員	100,000	40,000,000 (400)	当社執行役員

(注) 1 表に含まれていない、提出会社の使用人である取得者(大株主等を除く)の人数は12名、当該取得者の割当株式は695,000株であります(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

2 2024年12月11日開催の臨時取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 川野裕介は、2023年12月28日付で当社取締役に選任されております。

### 3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載の通りであります。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社(注)1	東京都港区北青山二丁目5番1号	7,940,000	21.75
THE FUND投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	4,775,000	13.08
E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区虎ノ門三丁目4番10号 虎ノ門35森ビル3階	2,900,000	7.95
関西電力株式会社(注)1	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	2,600,000	7.12
株式会社シグマックス・ホールディングス(注)1	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,750,000	4.79
芙蓉総合リース株式会社(注)1、5	東京都千代田区麹町五丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー	1,500,000	4.11
J A 三井リース株式会社(注)1、5	東京都中央区銀座八丁目13番1号	1,355,000	3.71
本多 聡介(注)2	—	1,310,000 (1,250,000)	3.59 (3.42)
コタエル信託株式会社(注)8	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング	1,145,000 (1,145,000)	3.14 (3.14)
東急不動産株式会社(注)1	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	1,075,000	2.95
秋田 智一(注)3	—	850,000 (825,000)	2.33 (2.26)
片山 晃(注)1	東京都千代田区	750,000	2.05
山口 貴弘(注)1	東京都港区	750,000	2.05
鈴与商事株式会社	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	705,000	1.93
東京センチュリー株式会社(注)5	東京都千代田区神田練塀町3番地	680,000	1.86
株式会社ウエストエネルギーソリューション	広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号	500,000	1.37
DGりそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町15番1号 渋谷パルコDGビル	500,000	1.37
株式会社日商インターライフ	東京都荒川区東尾久四丁目16番12号	400,000	1.10
中島 丈俊(注)7	—	250,000	0.68
井上 北斗(注)4	—	250,000	0.68
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	250,000	0.68
紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合	和歌山県和歌山市中之島2249番地	250,000	0.68
中田 裕之(注)7、9	—	225,000 (225,000)	0.62 (0.62)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	225,000	0.62
株式会社ニラク	福島県郡山市方八町一丁目1番39号	200,000	0.55

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
川野 裕介 (注) 4	—	200,000 (100,000)	0.55 (0.27)
ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階	180,000	0.49
WMグロース3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麴町三丁目2番地	165,000	0.45
イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階	165,000	0.45
加田木 太朗 (注) 4	—	150,000 (150,000)	0.41 (0.41)
堤 郁子	大阪府大阪市西成区	130,000	0.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	125,000	0.34
オークファンインキュベート1号投資事業有限責任組合	東京都品川区北品川五丁目1番18号	125,000	0.34
— (注) 6	—	125,000 (125,000)	0.34 (0.34)
— (注) 6	—	115,000 (115,000)	0.32 (0.32)
山下 憲明	京都府京都市左京区	110,000	0.30
株式会社サンベルクス	東京都足立区花畑五丁目14番1号	100,000	0.27
— (注) 6	—	100,000 (100,000)	0.27 (0.27)
— (注) 6	—	100,000 (100,000)	0.27 (0.27)
— (注) 6	—	100,000 (100,000)	0.27 (0.27)
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階	95,000	0.26
東 祐司	大阪府枚方市	90,000	0.25
イノベーション・エンジンPOC投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階	85,000	0.23
田丸 浩昭	神奈川県三浦郡葉山町	85,000	0.23
千代藤 隆一	京都府京都市中京区	80,000	0.22
小川 健治	京都府京都市左京区	65,000	0.18
松田 拓也 (注) 7	—	50,000	0.14
株式会社いちい	福島県福島市さくら一丁目2番1号	50,000	0.14
ウェルジャパン株式会社	北海道札幌市中央区大通西14丁目3番25号 ピエス大通14 801号室	50,000	0.14
元矢 和宏	広島県廿日市市	50,000	0.14
株式会社OSP	愛知県碧南市棚尾本町三丁目60番地	50,000	0.14

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アンツビズシェア	東京都渋谷区代官山町8番7号 Daiwa (スクエア) 代官山ビル	50,000	0.14
株式会社インフォランス	東京都品川区東品川四丁目12番6号 品川シーサイドフォレスト・オーバルガーデン2階	50,000	0.14
川崎 太郎	京都府京都市中京区	50,000	0.14
葛城 範之	大阪府大阪市中央区	50,000	0.14
依田 和也	埼玉県蕨市	50,000	0.14
その他24名	—	375,000 (155,000)	1.03 (0.42)
計	—	36,500,000 (4,390,000)	100.00 (12.03)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等 (当社取締役会長)  
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)  
4. 特別利害関係者等 (当社取締役)  
5. 特別利害関係者等 (金融商品取引業者)  
6. 当社執行役員  
7. 当社元取締役  
8. 新株予約権信託 (第7回新株予約権) の受託者であります。  
9. 当社従業員  
10. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
11. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大角 博章

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、決算月の検針日が期末日と異なる場合、検針日から期末日までの未検針期間について見積り計算を行い、収益を認識している。「【注記事項】（重要な会計上の見積り） 3. 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上」に記載のとおり、当連結会計年度における未検針期間の売上高の見積り額は494,798千円であり、エナジートレーディング事業の売上高の2.9%を占めている。</p> <p>未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算される。未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価である。</p> <p>これらの見積り計算にあたっては経営者による重要な判断を伴うものである。</p> <p>以上から、当監査法人は、決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価未検針期間の売上高の見積り計上に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 未検針期間の売上高の見積り計上の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未検針期間の割合の正確性を検討するため、決算月の検針実績データを入手し、当該データ上の検針日について送配電事業者からの請求書とのサンプルによる突合を実施した。</li> <li>決算月翌月を含む翌事業年度の売上高予算について、取締役会で承認されていることを確認した。</li> <li>決算月翌月の売上高予算の妥当性を検討するために、当該予算で使用された使用量に関して、見積手法について責任者にヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、過去実績に基づく見積手法が妥当であるか検討し、見積りに用いた過去実績データと実際の検針データとの突合を実施した。また、当該予算で使用された販売単価に関して、契約約款、価格表等のサンプルによる突合を実施した。</li> <li>未検針期間の売上高の見積りの正確性を検証するために、再計算を実施した。</li> <li>当期の未検針期間の売上高の見積り計上額とその後の確定計上額に著しい差異が生じているかどうかを検証した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大角 博章

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2023年7月1日から2024年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合

理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大角 博章

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2024年7月1日から2025年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決算月の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、決算月の検針日が期末日と異なる場合、検針日から期末日までの未検針期間について見積り計算を行い、収益を認識している。「【注記事項】（重要な会計上の見積り） 3. 決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上」に記載のとおり、当事業年度における未検針期間の売上高の見積り額は437,085千円であり、エナジートレーディング事業の売上高の3.1%を占めている。</p> <p>未検針期間の売上高の見積り額は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算に、決算月の検針実績データを基とした未検針期間の割合を乗じて計算される。未検針期間の売上高の見積りに用いた主要な仮定は、決算月翌月の検針日を基準とした売上高予算で使用される見積もり期間に相当する使用量及び販売単価である。</p> <p>これらの見積り計算にあたっては経営者による重要な判断を伴うものである。</p> <p>以上から、当監査法人は、決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、決算月の電力の検針日から期末日までの未検針期間の売上高の見積り計上の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>未検針期間の売上高の見積り計上に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 未検針期間の売上高の見積り計上の合理性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未検針期間の割合の正確性を検討するため、決算月の検針実績データを入手し、当該データ上の検針日について送配電事業者からの請求書とのサンプルによる突合を実施した。</li> <li>決算月翌月を含む翌事業年度の売上高予算について、取締役会で承認されていることを確認した。</li> <li>決算月翌月の売上高予算の妥当性を検討するために、当該予算で使用された使用量に関して、見積手法について責任者にヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、過去実績に基づく見積手法が妥当であるか検討し、見積りに用いた過去実績データと実際の検針データとの突合を実施した。また、当該予算で使用された販売単価に関して、契約約款、価格表等のサンプルによる突合を実施した。</li> <li>未検針期間の売上高の見積りの正確性を検証するために、再計算を実施した。</li> <li>当期の未検針期間の売上高の見積り計上額とその後の確定計上額に著しい差異が生じているかどうかを検証した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月17日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大角 博章

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第23期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月17日

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大角 博章

### 監査人の結論

当監査法人は、有価証券届出書の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社アイ・グリッド・ソリューションズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（2026年1月1日から2026年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年7月1日から2026年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。

